

「建設工事共同企業体(JV)に関する実態調査」 報告書

平成12年7月

(財)建設業振興基金
建設業経理研究会
会計管理研究部会

は し が き

建設産業は、住宅建設や都市開発などの社会資本整備を通じて限られた国土を適正に管理し、豊かな国民生活と活力ある経済社会の実現に貢献するとともに、地域経済や雇用を支える重要な基幹産業でもある。しかし、その産業としての特質は、経営基盤が脆弱な中小企業を多く抱えた多重階層的な構造であるため、経営基盤の強化と近代化が業界全体の長年の課題である。

また、近年、景気低迷により民間建設市場の低迷と公共投資の抑制により、建設業界はかつてない厳しい環境下に置かれている。平成 11 年度の建設投資を見ると、前年度比 1.3% 減の 70 兆 8,600 億円と見込まれ、このうち政府投資は同 0.1% 増の 34 兆 9,800 億円、民間投資は同 2.7% 減の 35 兆 8,800 億円と見込まれている。また、平成 12 年度建設投資についても、政府投資は 34 兆 6,800 億円と前年度比 0.9% 減となり、その水準が抑制されるとともに、民間投資は 36 兆 5,400 億円と同 1.8% のプラスに転ずる見込みであるが、大幅な市場の回復は望めない状況である。

このような環境下において、建設業は業務の大幅な効率化、優秀な人材の確保、技術開発の推進と品質管理の徹底など構造改革を求められている。特に、中小建設業者は厳しい経営環境に直面しており、自らの経営改革はもとより、さらに企業提携・協業化により資金負担や危険負担の軽減、施工能力や技術力の強化の必要性が一層高まっている。これらの方策として建設工事共同企業体（ジョイント・ベンチャー、Joint Venture、以下「JV」という。）が有効であると考えられている。

JV は、1930 年代に米国西部コロラド州のフーバーダム（1931 年着工、1935 年完成）の建設のために西部の有力建設業者 6 社が協力して、Six Companies Inc. という JV を結成したのが初めであった。フーバーダムは、規模の大きさ（総工事費約 5 千万ドル）と技術的困難さのゆえに、そのリスクは余りにも大きく、各工事業業者の単独施工を踏みとどませるものがあつた。そのため、6 社は協力することによってその難工事を完遂した。

わが国においても、戦後 JV が導入されることとなった。JV の利点は、昭和 26 年の建設省通達によると融資力の増大、危険分散、技術の拡充、強化および経験の増大、施工の確実性など多くがあげられている。行政当局の積極的な JV の振興策により、その普及は目覚しく、中小建設業者の施工能力の増大や育成強化、さらには受注機会の付与等により建設業界の発展に大きな貢献をしてきた。

しかし、このように多くの利点を有する JV も、単に受注機会の獲得のために行きすぎた運用が行われ、技術力や経験の余りにも違う業者が組むことにより、かえって工事施工の効率性を阻害する欠点も見うけられるようになった。また、スポンサーによる JV の経理が不透明であり、何らかの統一的な経理システムの構築を要請する声も多くあがっている。

(財)建設業振興基金は、平成3年9月に「共同企業体運営指針定着状況調査」を実施し、その結果を公表した。その後、平成11年7月の「建設産業再生プログラム」(建設省)において、行政による環境整備の課題のひとつとして「JV制度・運用のあり方の検討」があげられ、最近のJVの実態について調査し、JV制度・運用のあり方について検討するための資料収集が必要とされた。そのため今回、建設会社3000社を対象としてJVの概要、会計処理を中心とした実態調査を実施した。年末の繁忙期にかかわらず50%を超える建設会社から回答を得ることができた。このことは、JVの制度が建設会社にとっていかに重要な問題と考えているかを物語っているものと推察できる。

今回の調査においては、JVを「公共工事の特定JV」、「公共工事の経常JV」、「民間工事のJV」と工事・形態別に3分類し、それをさらに、「スポンサー・サブ」という視点により、6つに分類して質問をしている。これは、従来にない方法であり、その回答も非常に有益なものとなっている。このように質問項目がかなり多岐にわたりボリュームの多いものになっているため、その回答の分析方法について、建設業経理研究会・会計管理研究部会において多くの議論を重ねた。その結果、主としてスポンサーとサブ、公共と民間を対比させる形で分析作業を行い、JVの問題点を明確に表すようにした。また、巻末に参考資料として実態調査の回答基礎データを載せ、さらに詳細な分析に資することとした。本調査は、現行JVに対する多くの改善・要望点も多く回答されており、今後のJV制度の改革に役立つものと確信する。また、本調査結果を踏まえて、JVの健全な育成・発展のために早急に会計・経理システムを検討・構築することが本研究会の使命であると考えている。

建設業経理研究会・会計管理研究部会

主 査 中 村 義 人

「建設工事共同企業体（JV）に関する実態調査」報告書

— 目 次 —

はしがき

【調査の概要】 6

【調査結果の分析手法】 8

第Ⅰ章「調査対象会社の概要」 13

1. 本店所在地
2. 株式上場の有無
3. 外部監査の有無
4. (1)資本金 (2)総資本
5. 経審に申請した建設業従業員数
6. 完成工事高・業種分類
7. 業種

第Ⅱ章「特定JV」 25

1. 対象工事の請負金額
2. 対象工事の工事種別
3. 対象JVの出資割合
4. 対象工事の工期
5. 対象JVの構成員数
6. 対象JVの構成員の組合せ
7. JVを結成した趣旨
8. 対象工事の入札価格（見積提出金額）の決定方法
9. 対象JVにおいて作成した規則等
10. 対象工事の実行予算の作成方法
11. 対象工事が赤字となった場合の損失負担に対する事前の取決め
12. 発注者が指定した下請業者数の割合
13. 発注者が指定した下請業者以外の下請業者の選定方法
14. 下請業者との契約者
15. JVに係る預金口座の開設
16. JV会計の独立性

17. 発注者からJVへ支払われた前受金の管理
18. 振出した手形の名義
19. 対象工事における自社分の完成工事高の計上金額
20. スポンサーメリットの有無
21. スポンサーメリットとなったもの
22. 協定原価算入基準案の作成の有無
23. 協定原価に算入したもの（及び問題となったもの）について
24. 対象JVにおいて作成した会計帳簿等
25. 対象JVにおいて作成した財務諸表等
26. 対象JVの監査の実施状況

第三章 「経常JV」59

1. 対象工事の請負金額
2. 対象工事の工事種別
3. 対象JVの出資割合
4. 対象工事の工期
5. 対象JVの構成員数
6. 対象JVの構成員の組合せ
7. JVを結成した趣旨
8. 対象工事の入札価格（見積提出金額）の決定方法
9. 対象JVにおいて作成した規則等
10. 対象工事の実行予算の作成方法
11. 対象工事が赤字となった場合の損失負担に対する事前の取決め
12. 下請業者の選定方法
13. 下請業者との契約者
14. JVに係る預金口座の開設
15. JV会計の独立性
16. 発注者からJVへ支払われた前受金の管理
17. 振出した手形の名義
18. 対象工事における自社分の完成工事高の計上金額
19. スポンサーメリットの有無
20. スポンサーメリットとなったもの
21. 協定原価算入基準案の作成の有無
22. 協定原価に算入したもの（及び問題となったもの）について
23. 対象JVにおいて作成した会計帳簿等
24. 対象JVにおいて作成した財務諸表等
25. 対象JVの監査の実施状況

第IV章 「JVに関する一般的な処理」93

1. JVに対し支出する金額の処理科目
2. スポンサーとなった場合に各構成員から受け入れる金額の処理科目
3. 自社施工部分の原価の処理科目
4. 派遣職員給与の処理科目
5. 派遣職員給与の金額
6. 派遣職員給与に含めたもの
7. 工事進行基準の適用の有無
工事進行基準の適用条件：工期
工事進行基準の適用条件：請負金額
8. JVにより施工した工事への工事進行基準の適用判定基準
9. JVにより施工した工事が赤字工事となった場合の処理
スポンサーとなった場合
サブとなった場合
10. 協力施工方式によるJVにより施工した工事の実績
11. 協力施工方式におけるJVにおいて施工した工事の自社の完成工事高の計上方法
12. 建設業でない者（異業種）とのJVにより施工した工事の実績
13. わが国におけるJVの在り方
14. JVにおいて問題となった事項等、現行のJV制度に関しての改善・要望点

【参考資料】 115

1. 共同企業体運営指針について
2. 共同企業体モデル規則について（抄）
3. 経常建設共同企業体の活用促進について
4. 協力施工方式による下請契約を締結するに際しての準則（試案）について
5. 「建設工事共同企業体（JV）に関する実態調査」調査票
6. 「建設工事共同企業体（JV）に関する実態調査」分析基礎データ

【建設業経理研究会 委員名簿】 161

調査の概要

1. 調査の主旨

わが国の経済は依然として低迷を続けており、建設投資の拡大も期待できない状況のもと、建設会社においては、より厳しい競争の時代を迎えている。

このような中、建設省は平成11年7月に「建設産業再生プログラム」を発表し、企業が戦略的な展開を行う場合に、幅広い多様な選択を可能にするような環境整備と競争性を重視した公正な市場環境の整備を図るよう務めている。

プログラムでは行政による環境整備の課題のひとつとして『J V制度・運用のあり方の検討』を掲げており、建設工事共同企業体（J V）の趣旨の徹底を図るとともに、施工の効率性の向上等の観点から、混合入札などJ V制度・運用のあり方について検討することとしている。

こういった行政の動きの一方で、施工の不能率化やペーパーJ Vの発生等運営的問題、構成会社間の経理処理の不統一化等といった会計上の問題、国際会計基準や海外の制度との乖離といった国際的な問題等、J Vの様々なデメリットを指摘する声も大きい。

行政の施策を実現させるためにも、また、J V会計制度の確立のためにも、まず、現状のJ Vの運用形態や会計処理等の実態を把握することが不可欠であるとの認識により、建設業経理研究会 会計管理研究部会が本調査を実施した。

2. 調査の実施期間

平成11年11月～12月

3. 調査の対象

建設会社 3,000 社

4. 調査の項目

- ①会社の概要
- ②J Vの概要
- ③J Vの会計処理等
- ④J Vに関する一般的な処理等
- ⑤その他（J V制度に関する改善・要望点等）

5. 調査の方法

調査票を建設会社に直接郵送し、企業自ら匿名により回答、返送してもらう方式を採用した。

6. 回収状況

送付数 3, 0 0 0 社

回収数 1, 5 1 8 社（回収率：5 0 . 6 %）

無効回答数 3 9 3 社（注）

有効回答数 1, 1 2 5 社（有効回答率：3 7 . 5 %）

（注）J Vによる工事の施工実績がない企業を無効回答とした。

調査結果の分析手法

○第Ⅰ章 分析対象会社の概要

有効回答 1, 125社全体について分析を行った。

○第Ⅱ章 特定JV

○第Ⅲ章 経常JV

第Ⅱ章及び第Ⅲ章は、次のAからFの分類における各々のJVにより施工した過去3年間の工事のうち、各分類につき規模（総請負金額）が最も大きかったJV工事をそれぞれ選択のうえ、回答を求めた。

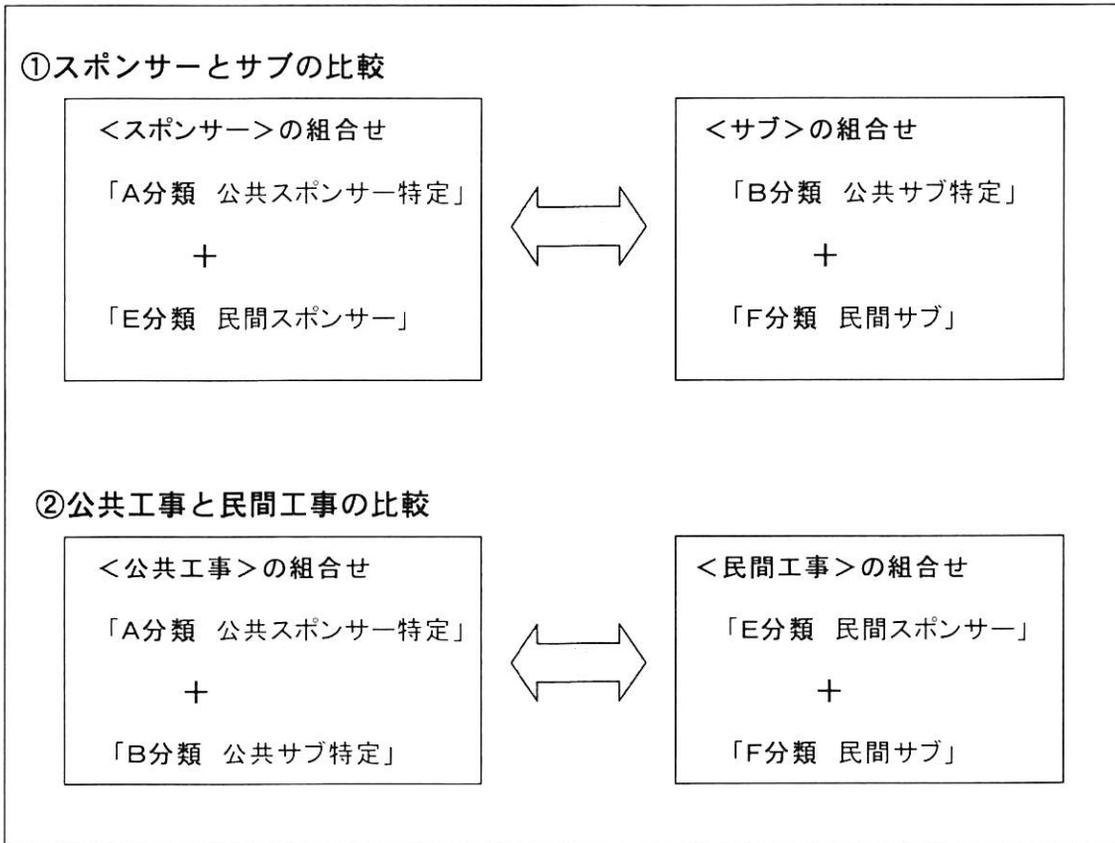
なお、施工した工事の種類を「乙型JV」と回答した企業数については下表のとおりであるが、「乙型JV」については、その会計処理の特殊性を鑑み、第Ⅱ章及び第Ⅲ章においては分析対象から除外している。

			分析対象数	乙型JV数
A分類	特定JVでスポンサーとなり施工した公共工事	公共スポンサー特定	595社	24社
B分類	特定JVでサブとなり施工した公共工事	公共サブ特定	709社	43社
C分類	経常JVでスポンサーとなり施工した公共工事	公共スポンサー経常	219社	26社
D分類	経常JVでサブとなり施工した公共工事	公共サブ経常	171社	24社
E分類	JVでスポンサーとなり施工した民間工事	民間スポンサー	276社	8社
F分類	JVでサブとなり施工した民間工事	民間サブ	375社	20社

(注) JVにおける代表者を「スポンサー」、それ以外の構成員を「サブ」と定義した。

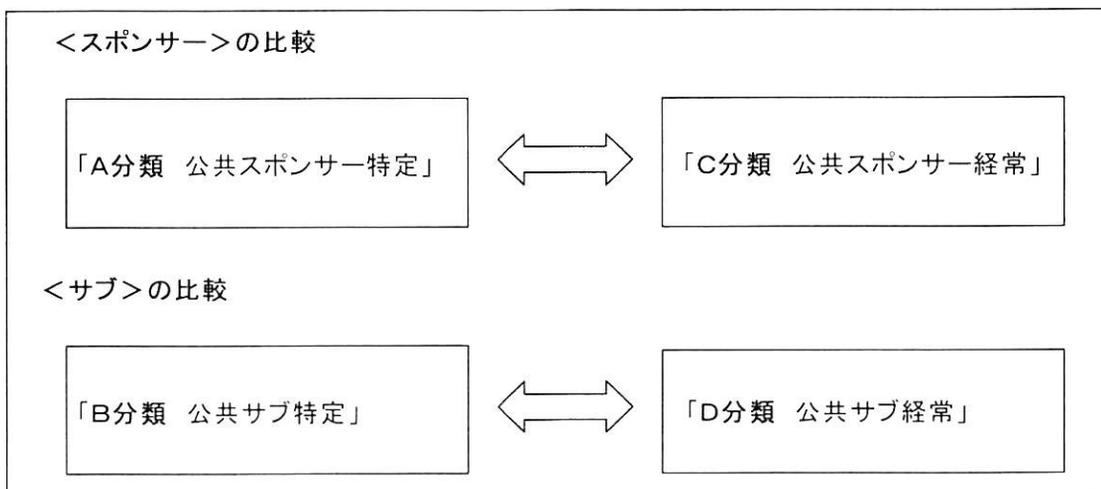
第Ⅱ章「特定JV」については、特定JVにおける会計処理の傾向を探るため、「スポンサーとサブ（A及びE分類とB及びF分類の比較）」、「公共工事と民間工事（A及びB分類とE及びF分類の比較）」の視点から分析した。

－「第Ⅱ章 特定JV」の分析の組合せ－



第Ⅲ章「経常JV」については、特に公共工事において多用される経常JVの特性を探るため、経常JVと特定JVとを比較して分析した（A分類とC分類の比較及びB分類とD分類の比較）。

－「第Ⅲ章 経常JV」の分析の組合せ－



○第Ⅳ章 J Vに関する一般的な処理

有効回答 1,125 社の「完成工事高」により下記 8 分類にて分析を行った。

分類	会社数	分類	会社数
① 5億円未満	87社	② 5億円以上 10億円未満	121社
③ 10億円以上 30億円未満	342社	④ 30億円以上 50億円未満	127社
⑤ 50億円以上 100億円未満	139社	⑥ 100億円以上 500億円未満	186社
⑦ 500億円以上	95社	⑧ 不明	28社

第 I 章 「調査対象会社の概要」

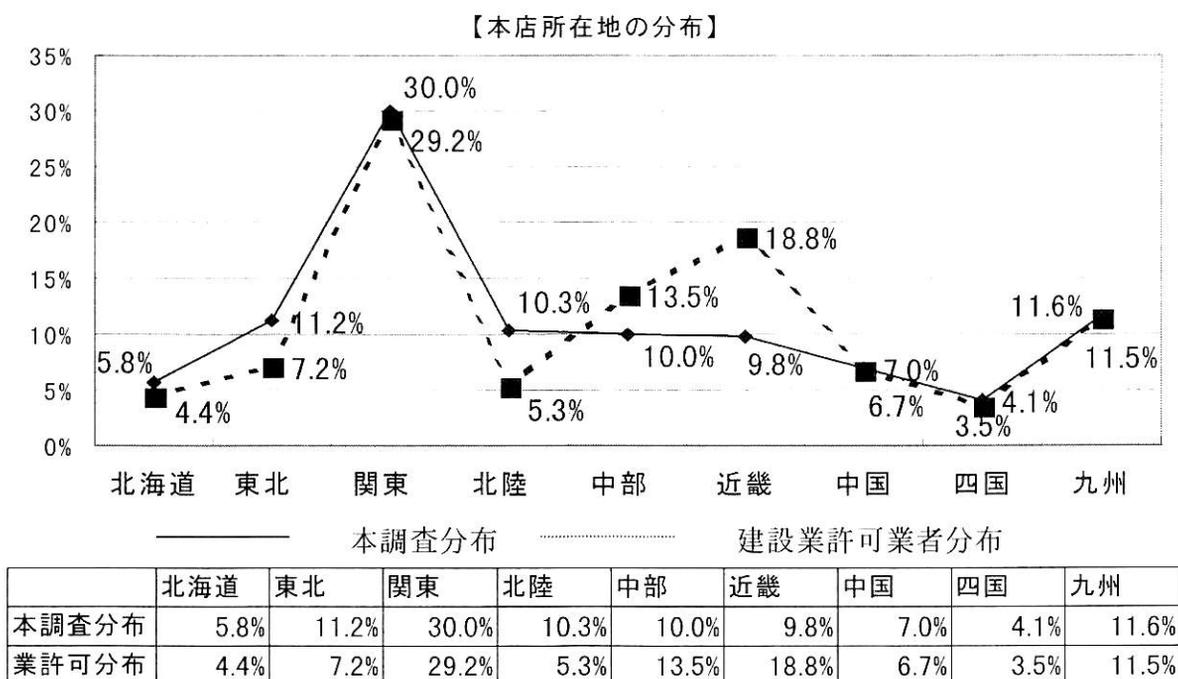
第 I 章 「調査対象会社の概要」

調査の概要で記述したごとく、この度の J V 調査は、発送件数 3,000 社に対して、1,518 社の回収（回収率 50.6%）であり、うち 1,125 社を本調査にとって有効な回答と判定したので有効回答率は 37.5%であった。本調査は匿名による回答を依頼したものであり、しかも回収に対しての特定の義務や便益を付加することなく実施されたことを鑑みれば、相当の高い水準の調査対象を得たと判断することができる。

したがって、本章以降において分析された実態調査は、おおむねわが国における建設工事共同企業体（J V）の一般的な状況を把握するには十分なデータを提供しているものと考えられる。また、このような結果は、この問題に関する企業サイドの関心もかなり高いものと推定されよう。

1. 本店所在地の分布

本店所在地による地域分布の状況は、比率で示した場合、次のような結果であり、対照として示した建設業許可業者の分布と比較して、近畿地方の回収に少し乖離がみられる程度で、ほぼ相似的傾向を示している。



P9：参照

2. 株式上場企業からの回答

建設企業の証券市場への上場は、180 社程度といわれているが、本調査においては、121 社より回答を得ており、この視点からも高い水準の有効回答率といえよう。

P10：参照

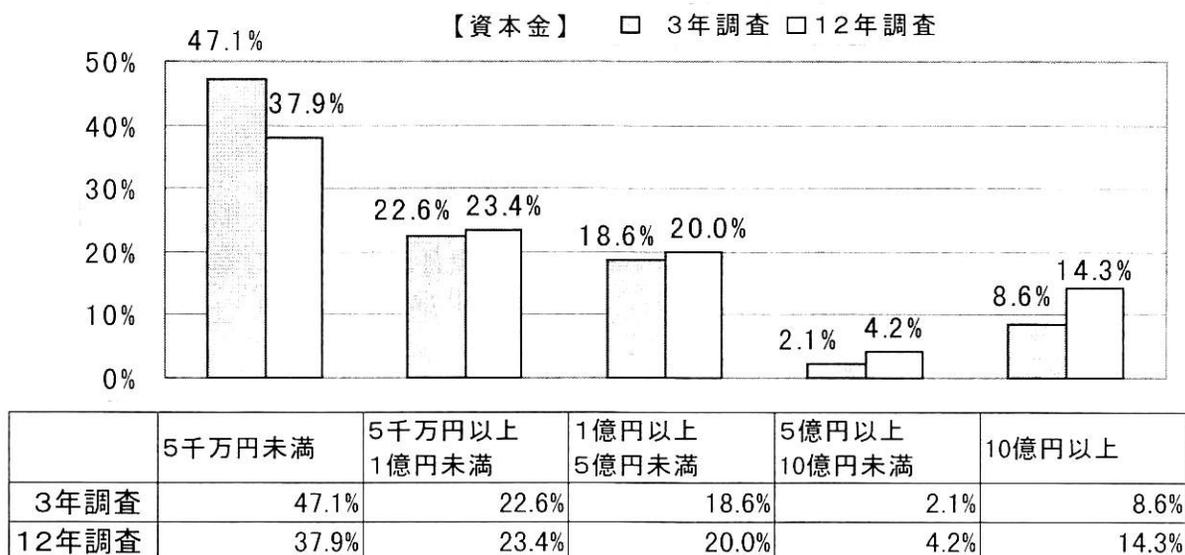
3. 企業規模（資本金・従業員数・完成工事高）による分布

（財）建設業振興基金は、平成3年9月に「共同企業体運営指針定着状況調査結果」を公表している。

本調査と平成3年調査（有効回答企業数 1,134 社）とは、ほぼ同程度の回収状況にあるので、資本金、従業員数、完成工事高のデータ分布を、グラフによって対照しておこう。

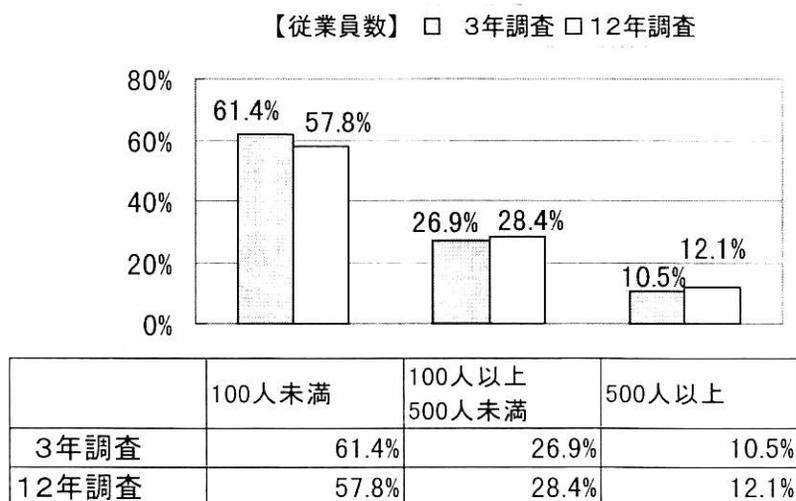
対照の都合により、いずれかのランクの数値を一括りにする工夫をしていることをご了承いただきたい。

また、各欄の合計値は、不明や無回答のデータを無視しているため 100% とならない。



10年近い時代の流れともいえようが、資本金の高い企業の回答を少しずつ多く得ている。5～10億円の資本金を有する企業が常に少ないという傾向を知ることができた。

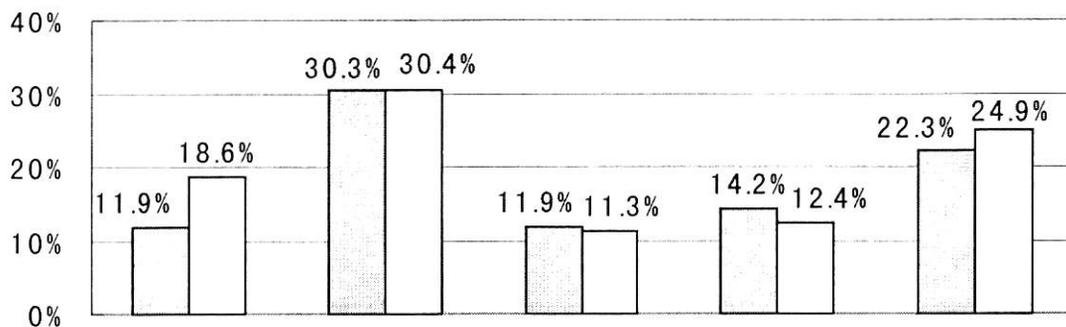
P12 : 参照



従業員数による企業規模の分布は、ほとんど推移がみられない。

P14 : 参照

【完成工事高】 □ 3年調査 □ 12年調査



	10億円未満	10億円以上 30億円未満	30億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上
3年調査	11.9%	30.3%	11.9%	14.2%	22.3%
12年調査	18.6%	30.4%	11.3%	12.4%	24.9%

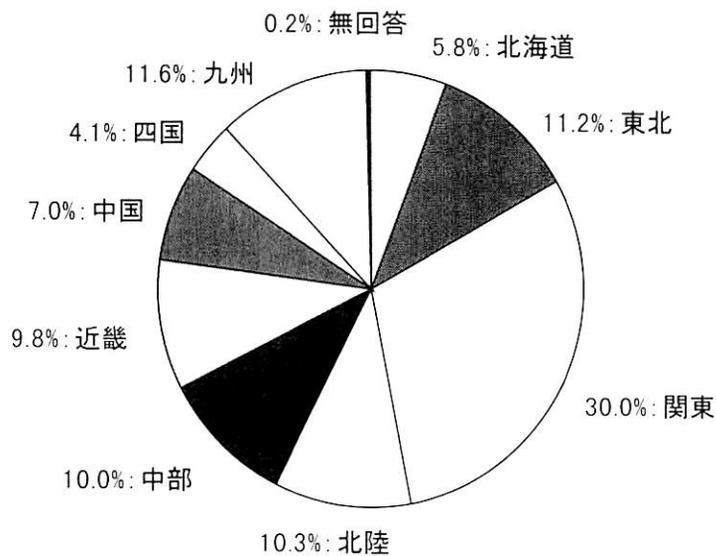
完成工事高の分布は、本調査における 10 億円未満の回答が少し高いことが目立つ程度で、その他の分布がほぼ同程度であるという状況を顕著に示している。

J V 工事が、大手企業もしくは地域のリーダー企業を一つの核としながらも、10 億円～30 億円程度の完工高を持つ企業群にもかなり浸透した受注方式であることがうかがえる。

P15 : 参照

1. 本店所在地

北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	無回答	合計
65	126	338	116	112	110	79	46	131	2	1,125
5.8%	11.2%	30.0%	10.3%	10.0%	9.8%	7.0%	4.1%	11.6%	0.2%	100.0%



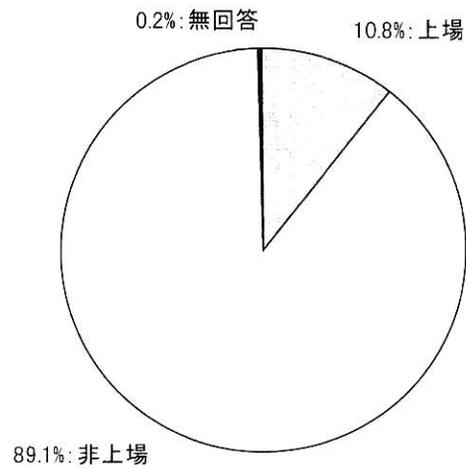
(参考)

平成11年3月末現在の建設業許可業者数（586,045社：建設省調査）の地域別分布

北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
25,733	42,184	171,193	31,046	79,019	110,053	39,266	20,239	67,312	586,045
4.4%	7.2%	29.2%	5.3%	13.5%	18.8%	6.7%	3.5%	11.5%	100.0%

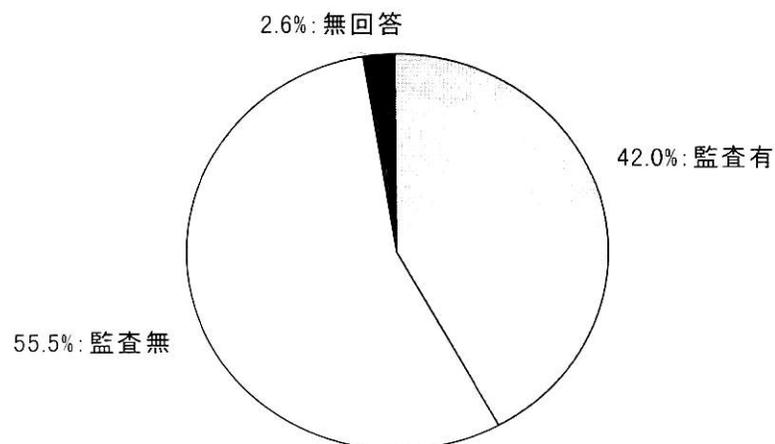
2. 株式上場の有無

上場	非上場	無回答	合計
121	1,002	2	1,125
10.8%	89.1%	0.2%	100.0%

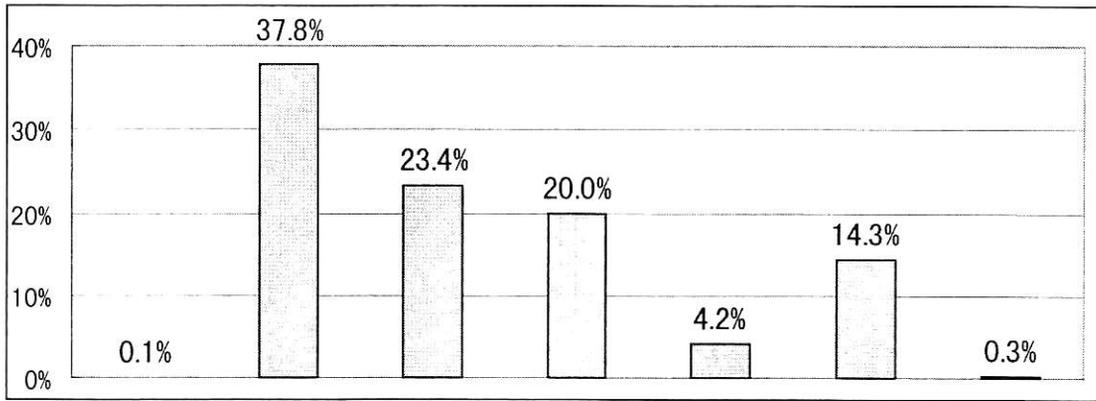


3. 外部監査の有無

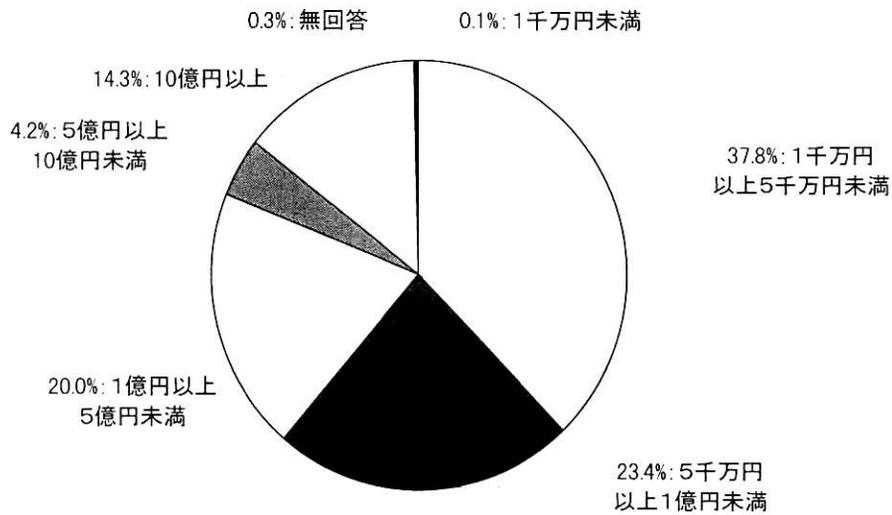
監査有	監査無	無回答	合計
472	624	29	1,125
42.0%	55.5%	2.6%	100.0%



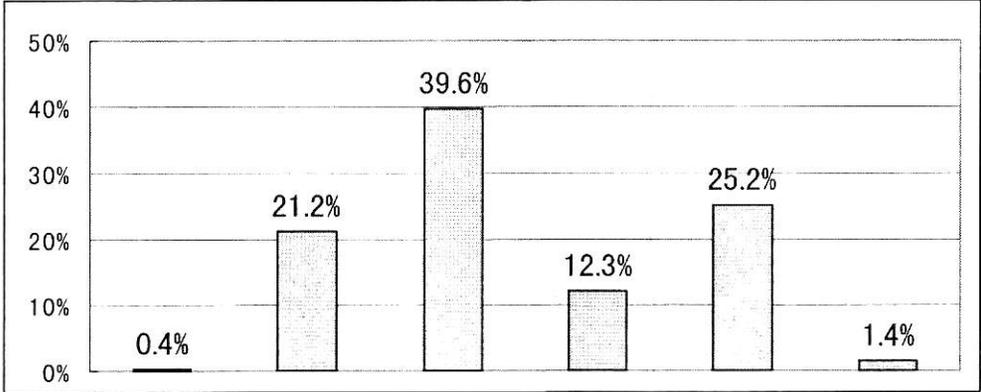
4. (1) 資本金



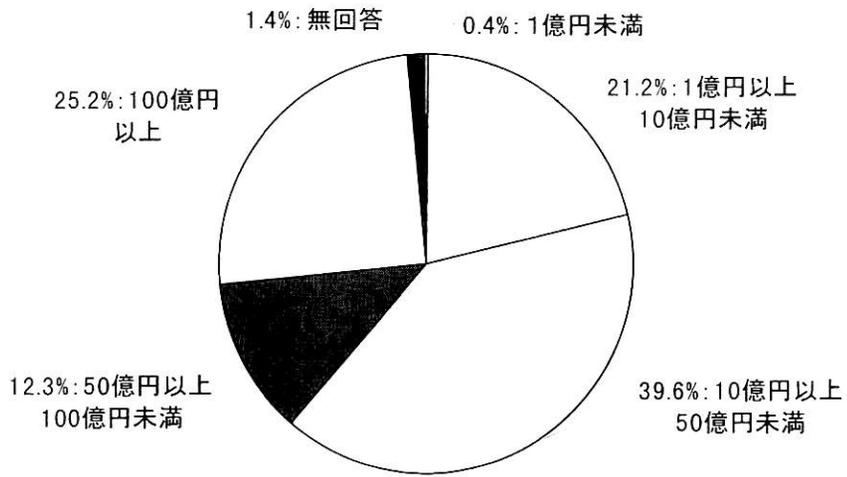
1千万円未満	1千万円以上5千万円未満	5千万円以上1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上	無回答	合計
1	425	263	225	47	161	3	1,125
0.1%	37.8%	23.4%	20.0%	4.2%	14.3%	0.3%	100.0%



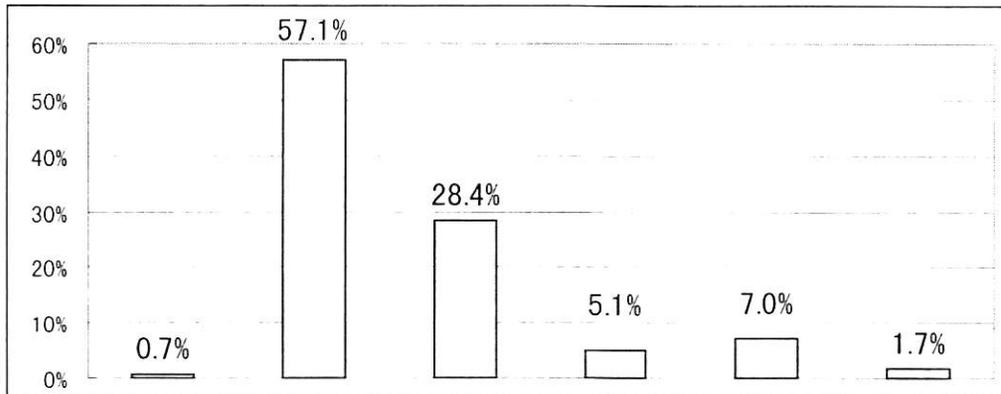
4. (2) 総資本



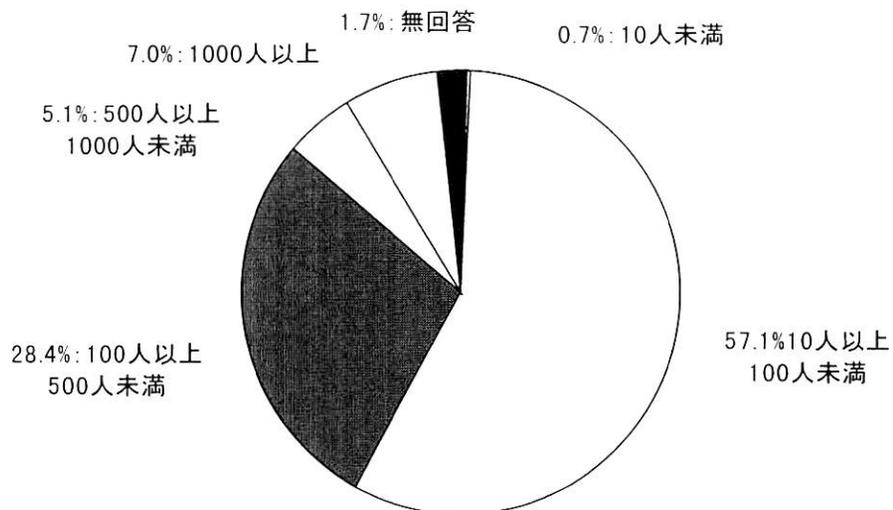
1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	無回答	合計
4	238	445	138	284	16	1,125
0.4%	21.2%	39.6%	12.3%	25.2%	1.4%	100.0%



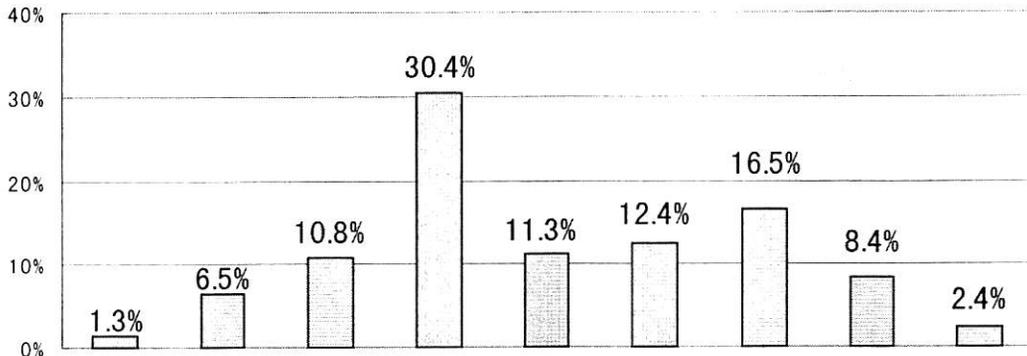
5. 経審に申請した建設業従業員数



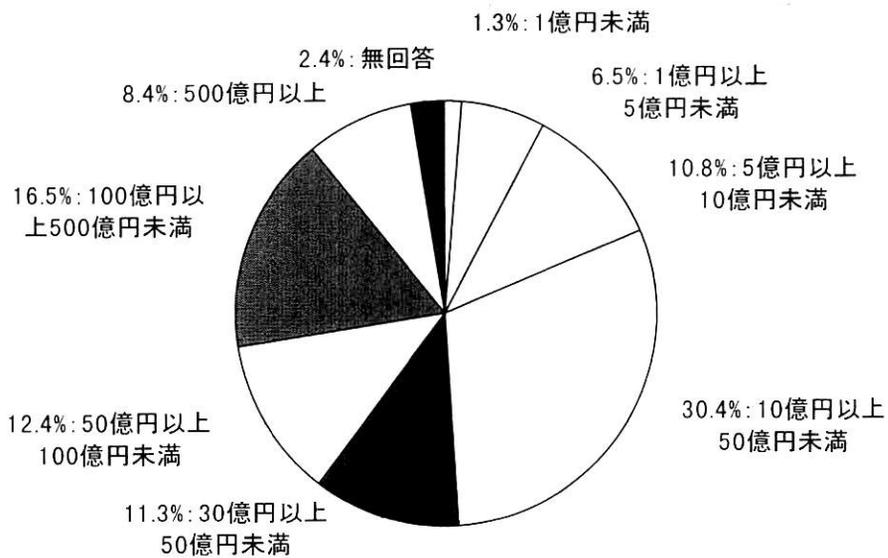
10人未満	10人以上 100人未満	100人以上 500人未満	500人以上 1000人未満	1000人以上	無回答	合計
8	642	320	57	79	19	1,125
0.7%	57.1%	28.4%	5.1%	7.0%	1.7%	100.0%



6. 完成工事高

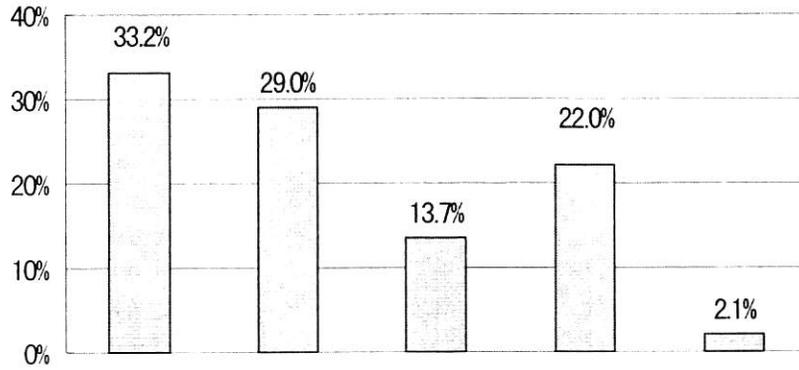


1億円未満	1億円以上5億円未満	5億円以上10億円未満	10億円以上30億円未満	30億円以上50億円未満	50億円以上100億円未満	100億円以上500億円未満	500億円以上	無回答	合計
15	73	121	342	127	139	186	95	27	1,125
1.3%	6.5%	10.8%	30.4%	11.3%	12.4%	16.5%	8.4%	2.4%	100.0%

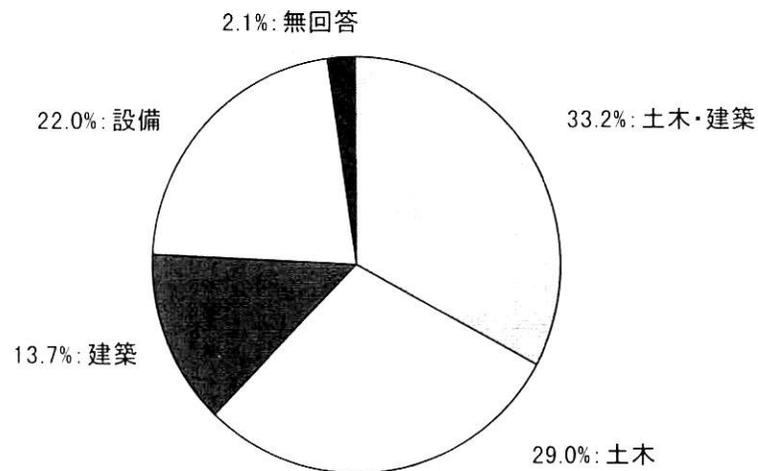


7. 業種

28 業種別完成工事高から判定した業種分類は下記のとおりである。



土木・建築	土木	建築	設備	無回答	合計
373	326	154	248	24	1,125
33.2%	29.0%	13.7%	22.0%	2.1%	100.0%



第Ⅱ章 「特定JV」

第Ⅱ章 「特定JV」

JVは結成される時期による区分により、工事ごとに結成される特定JV（特定建設工事共同企業体）と、年度ごとに結成される経常JV（経常建設共同企業体）に分けられている。特定JVは、請負工事ごとにJVを結成して工事を受注・施工するものであり、主に会社規模の大きいゼネコンを中心として結成されている。経常JVは、中小建設業者による共同請負の実施を推進して、その施工能力の増大を図り、増大した施工能力に対する受注機会を増やすことにより中小建設業者を育成する目的で結成される。経常JVの存続期間は、通常1年である。

本調査では、以上のように特定JVと経常JVの結成目的が異なるため、それぞれの内容をより明確に調査するため、両者を分けて質問を行った。以下、特定JVの回答結果について、特出される事項を記述する。

1. 特定JVの工事規模等

請負金額については、建設省の発注等級別区分によるとAランクの工事（720百万円以上）が最多であり（スポンサー48.5%、サブ65.6%、公共56.5%、民間60.8%）、規模の大きな工事が特定JVの対象となっていることが分かる。これは、経常JVの発注等級別区分ではCランクの工事（60百万円以上300百万円未満）が最多であることと比較するとより明確である。経常JVでは、Aランクの工事は一割（スポンサー11.0%、サブ16.4%）にすぎない。

参照：P21, 54

対象工事の期間については、規模の大きな工事が多いため、1年以上の長期工事が最多（スポンサー63.9%、サブ78.2%、公共76.6%、民間62.2%）となっている。また、規模の小さな工事が主である経常JVの工事期間（1年未満の工期がスポンサー63.7%、サブ62.0%となっている。）と比べても長期となっている。

参照：P24

2. JVの構成員の組合せ

構成員の組合せについては、スポンサーとサブで大きな特徴が見られた。すなわち、スポンサーでは、「地元建設業者同士」の組合せが最も多く（67.0%）、サブでは「地元建設業者同士」の組合せは、21.2%にすぎず、「地元建設業者と大手建設業者」の組合せが50.6%と最も多くなっている。また、公共・民間の区分においても「地元建設業者同士」の組合せが最も多い（公共45.1%、民間34.7%）。このことから、アンケート回答会社は地元建設業者が多いことが推定でき、大型工事でサブとなった地元建設業者は、大手建設業者と組む機会が多いことを意味している。

参照：P26

3. J V 結成の趣旨

J V 結成の理由としては、スポンサー・サブ及び公共・民間を問わず「発注者の要請」が圧倒的に多かった（スポンサー78.9%、サブ76.2%、公共77.3%、民間77.6%）。次に多い回答がJ V 本来の目的である「技術力の強化、拡充」であり、この回答は、地元建設業者同士の組合せのJ V によるものと推定できる。

参照：P27

4. J V の運営管理等

入札価格の決定方法については、「構成員間で十分に協議」しているとする回答が過半数を占めていたが（スポンサー68.1%、サブ57.1%、公共65.6%、民間54.7%）、「スポンサーの提示」によるものも見られた（スポンサー29.0%、サブ38.3%、公共32.9%、民間36.7%）。入札のための見積書等をスポンサーとサブで十分に協議していないと後で予算・実績比較や利益計算などで問題がでる場合がある。特に予算について、構成員間で十分に協議していない（「スポンサーが案を作成」）とする回答が多く（スポンサー48.0%、サブ55.4%、公共48.6%、民間59.0%）問題である。

参照：P28, 30

また、「共同企業体運営モデル規則」（建設省経振発 平成4年3月）において規定されているJ V において作成する諸規則に関しては、「運営委員会規則」、「施工委員会規則」、「経理取扱規則」の3つについては、80%以上が作成していると回答しているのに対して、「就業規則」、「購買管理規則」、「瑕疵担保責任覚書」等については、40%から70%しか作成していない。

今後のJ V の運営管理に関して検討すべき課題であると考えられる。

参照：P29

5. J V の資金管理等

スポンサーにおけるJ V の預金口座は、「J V 名義による口座を開設」とする回答が過半数を占めていたが（公共78.2%、民間52.2%）、民間では「スポンサーの既存の口座を使用」している場合も多かった（公共14.8%、民間39.1%）。

前受金の管理については、「J V 口座にて管理」する場合と「構成員に分配して管理」する場合の二つに分かれた。

参照：P35, 37

支払手形の振出人名義については、J V は法人格がないため「スポンサー名義」によるものがほとんどであった（スポンサー77.5%、サブ75.0%、公共73.7%、民間81.0%）。

J V 資金の保全管理の仕組みについて、今後検討することが必要であろう。

参照：P38

6. スポンサーメリット

スポンサーメリットについては、質問はスポンサーに対してのみであったが、60%以上の建設会社が「スポンサーメリットあり」と回答した（公共 63.4%、民間 66.3%）。

その内容として、「協定原価の決定権によるもの」（公共 65.0%、民間 50.3%）、「下請業者の決定権によるもの」（公共 70.0%、民間 70.5%）、「自社の資機材の優先的使用」（公共 58.1%、民間 65.0%）とする回答がほとんどであり、スポンサーメリットの実態が明らかになった。

スポンサーメリットについては、JVの運営と決算に大きな影響を及ぼすものであり、また、税務上の問題もあり、その取扱いについて、今後明確な指針が必要となろう。

参照：P40, 41

7. JVの会計システム

作成した会計帳簿は「仕訳帳」、「総勘定元帳」、「月次試算表」、「月次資金収支表」ともに約半数しか作成しておらず、会計帳簿の整備状況は不十分であった。また、作成された決算書は、「工事原価報告書」が94.5%（スポンサー）「損益計算書」が74.5%（スポンサー）であり、その他の「貸借対照表」（スポンサー44.8%）、「資金収支表」（スポンサー57.2%）、「附属明細書」（スポンサー45.6%）は約半数しか作成していなかった。サブについては、スポンサーの率より少し低い率となっていた。共同企業体モデル規則の「経理取扱規則」によると作成すべき会計帳簿として、「仕訳帳」、「総勘定元帳」、「補助簿」の作成が掲げられている。

参照：P47, 48

JVの監査については、監査委員の監査は69.5%（スポンサー）実施されており、予想よりかなり高い率であった。しかし、会計帳簿や決算書が未整備であり、監査との関係が不明である。

JVの会計処理は、JVが適切に運営されるための基本的な要素であり、適切な会計処理・基準が確立され、JVの透明性や信頼性を増すことが重要な課題である。今後、JVの適切な運営と改善のために監査委員による内部監査の他に、必要に応じて、第三者による監査の検討も必要である。

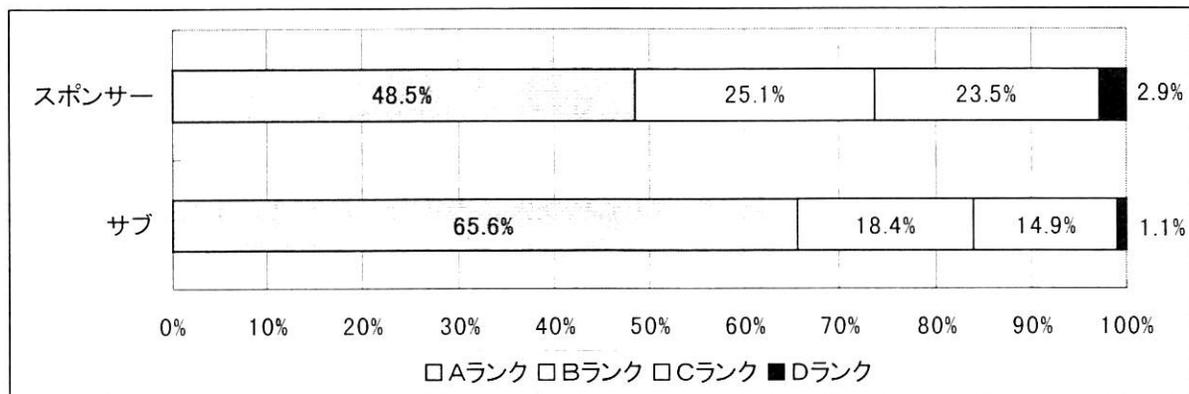
参照：P49

1. 対象工事の請負金額

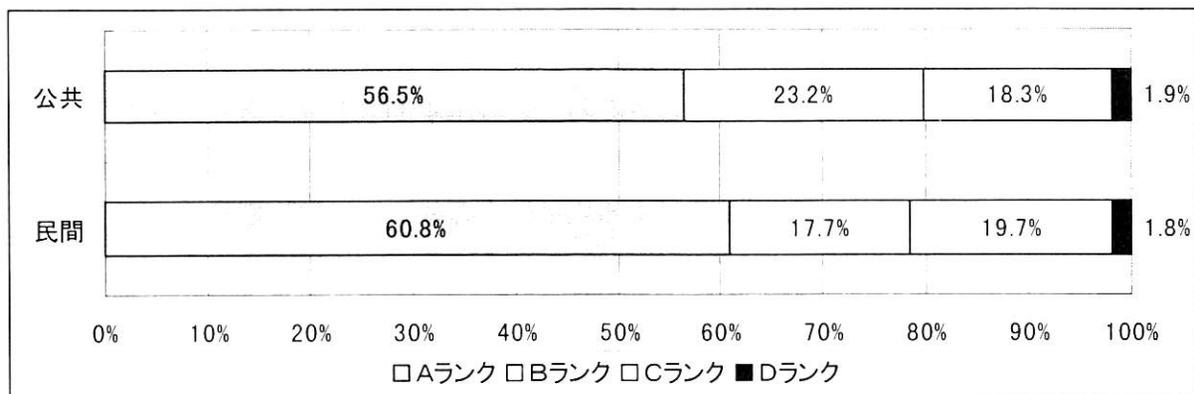
建設省直轄工事の発注等級（Aランク～Dランク）別（*）による分布は次のとおりであった。

（*）発注ランク別表

Aランク	720百万円以上	
Bランク	300百万円以上	720百万円未満
Cランク	60百万円以上	300百万円未満
Dランク	60百万円未満	



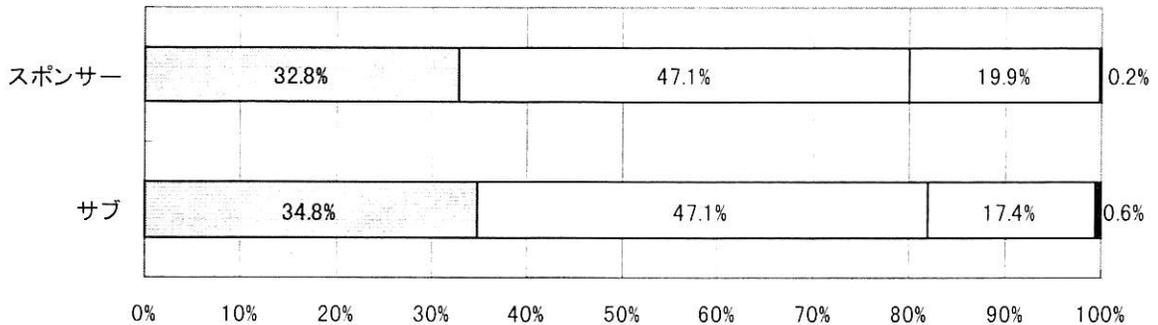
	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	合計
スポンサー	422 48.5%	219 25.1%	205 23.5%	25 2.9%	871 100.0%
サブ	711 65.6%	199 18.4%	162 14.9%	12 1.1%	1,084 100.0%



	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	合計
公共	737 56.5%	303 23.2%	239 18.3%	25 1.9%	1,304 100.0%
民間	396 60.8%	115 17.7%	128 19.7%	12 1.8%	651 100.0%

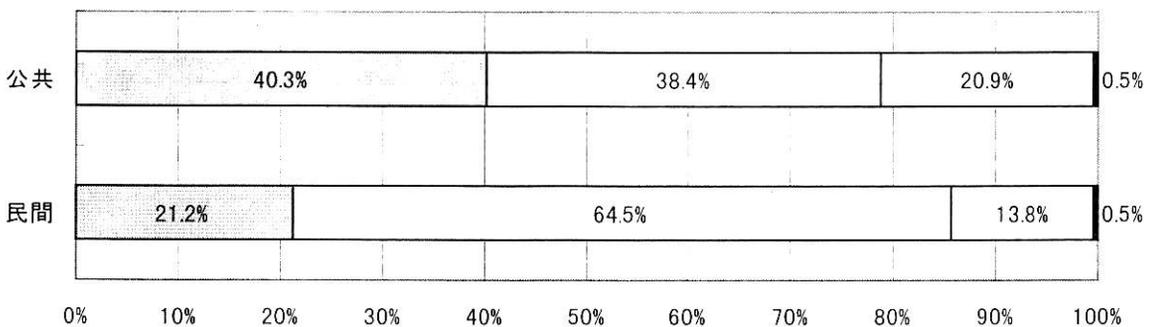
2. 対象工事の工事種別

1. 土木工事 2. 建築工事 3. 設備工事



□土木工事 □建築工事 □設備工事 ■無回答

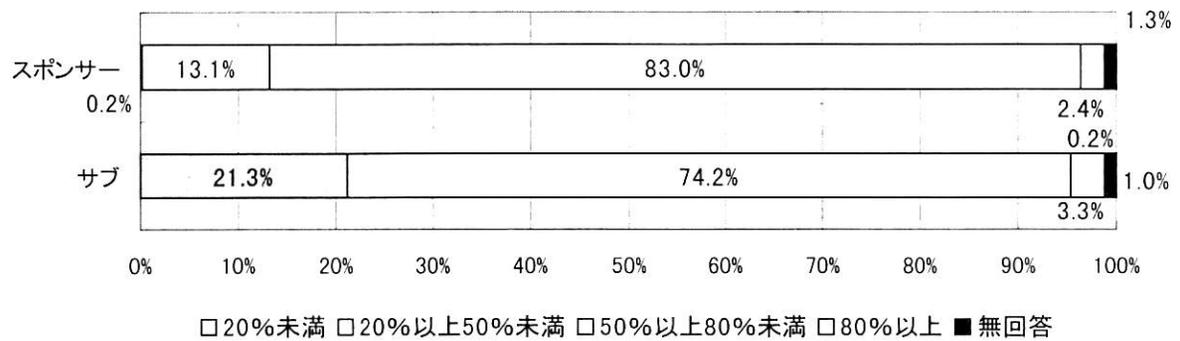
	土木工事	建築工事	設備工事	無回答	合計
スポンサー	286 32.8%	410 47.1%	173 19.9%	2 0.2%	871 100.0%
サブ	377 34.8%	511 47.1%	189 17.4%	7 0.6%	1,084 100.0%



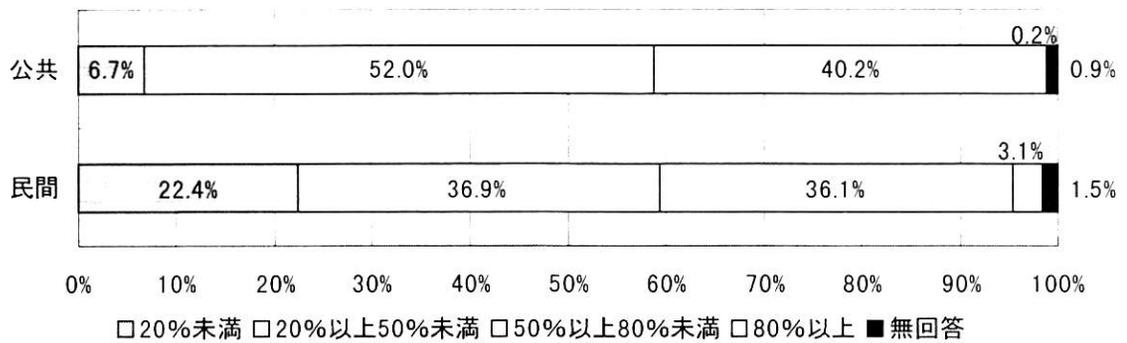
□土木工事 □建築工事 □設備工事 ■無回答

	土木工事	建築工事	設備工事	無回答	合計
公共	525 40.3%	501 38.4%	272 20.9%	6 0.5%	1,304 100.0%
民間	138 21.2%	420 64.5%	90 13.8%	3 0.5%	651 100.0%

3. 対象JVの出資割合（自社の持分割合）



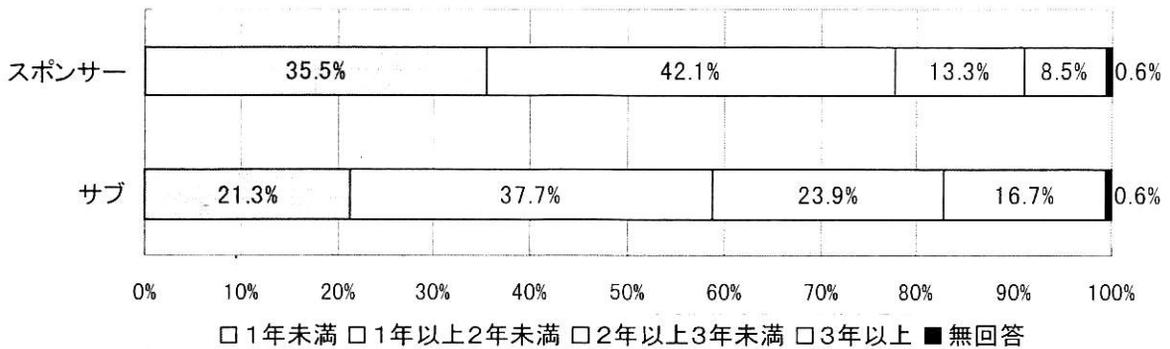
	20%未満	20%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上	無回答	合計
スポンサー	2 0.2%	114 13.1%	723 83.0%	21 2.4%	11 1.3%	871 100.0%
サブ	231 21.3%	804 74.2%	36 3.3%	2 0.2%	11 1.0%	1,084 100.0%



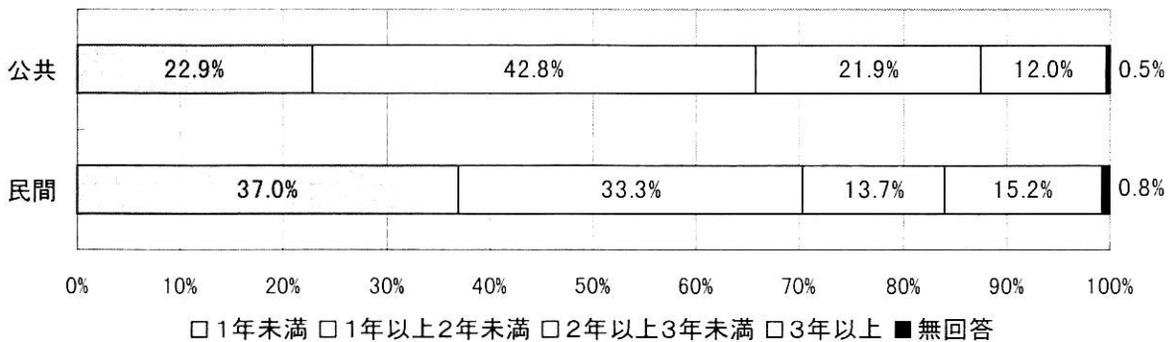
	20%未満	20%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上	無回答	合計
公共	87 6.7%	678 52.0%	524 40.2%	3 0.2%	12 0.9%	1,304 100.0%
民間	146 22.4%	240 36.9%	235 36.1%	20 3.1%	10 1.5%	651 100.0%

4. 対象工事の工期

- 1. 1年未満
- 2. 1年以上2年未満
- 3. 2年以上3年未満
- 4. 3年以上



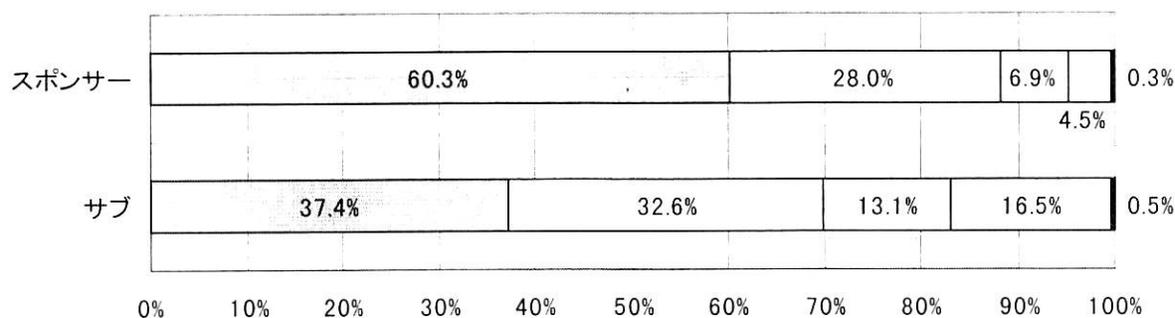
	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上	無回答	合計
スポンサー	309 35.5%	367 42.1%	116 13.3%	74 8.5%	5 0.6%	871 100.0%
サブ	230 21.2%	408 37.6%	259 23.9%	181 16.7%	6 0.6%	1,084 100.0%



	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上	無回答	合計
公共	298 22.9%	558 42.8%	286 21.9%	156 12.0%	6 0.5%	1,304 100.0%
民間	241 37.0%	217 33.3%	89 13.7%	99 15.2%	5 0.8%	651 100.0%

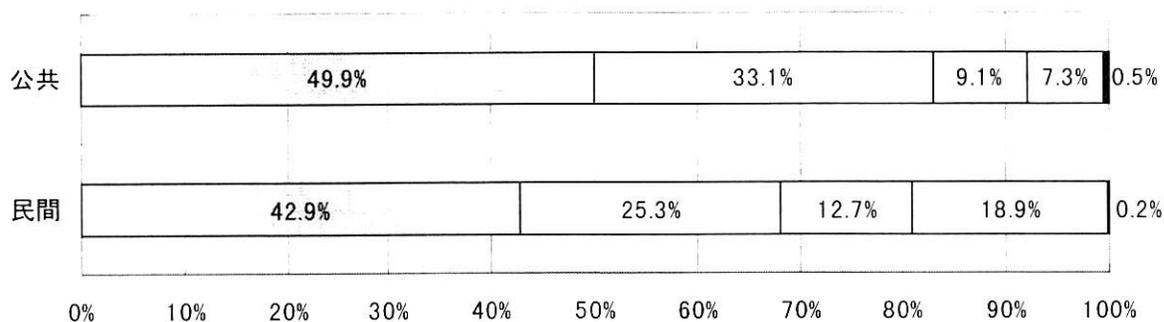
5. 対象JVの構成員数

- 1. 2社 2. 3社
- 3. 4社 4. 5社以上



□ 2社 □ 3社 □ 4社 □ 5社以上 ■ 無回答

	2社	3社	4社	5社以上	無回答	合計
スポンサー	525 60.3%	244 28.0%	60 6.9%	39 4.5%	3 0.3%	871 100.0%
サブ	405 37.4%	353 32.6%	142 13.1%	179 16.5%	5 0.5%	1,084 100.0%



□ 2社 □ 3社 □ 4社 □ 5社以上 ■ 無回答

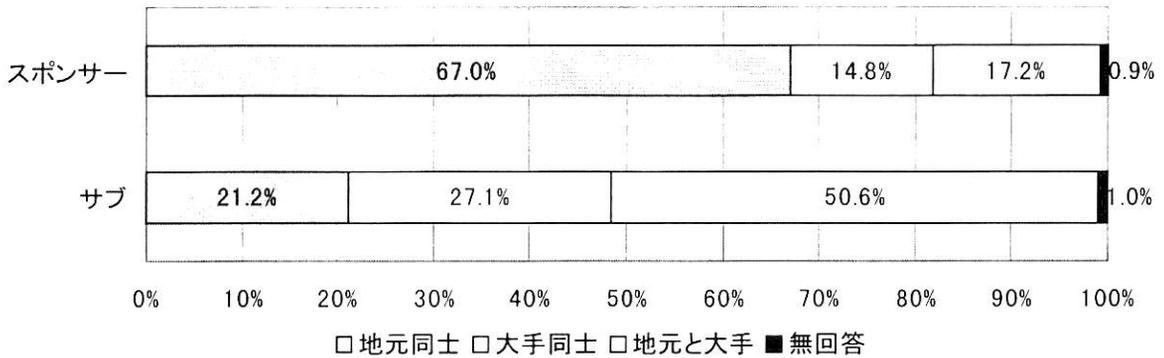
	2社	3社	4社	5社以上	無回答	合計
公共	651 49.9%	432 33.1%	119 9.1%	95 7.3%	7 0.5%	1,304 100.0%
民間	279 42.9%	165 25.3%	83 12.7%	123 18.9%	1 0.2%	651 100.0%

6. 対象JVの構成員の組合せ

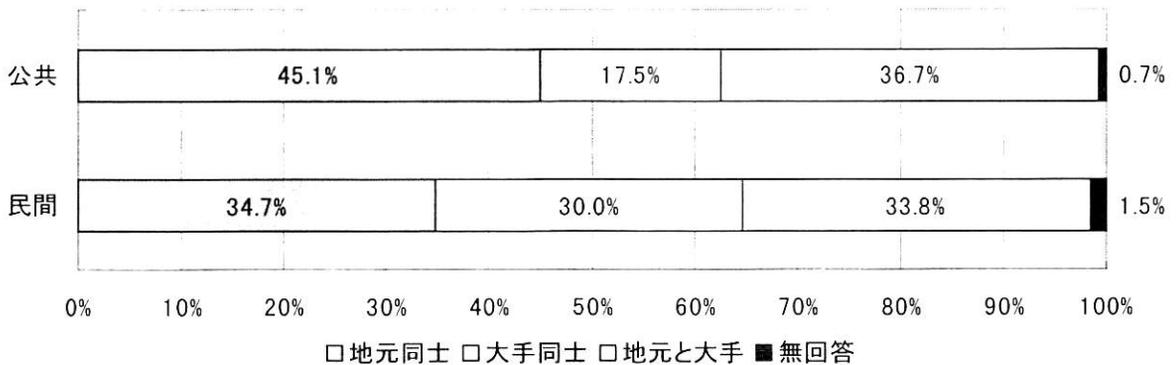
- 1. 地元建設業者同士
- 2. 大手建設業者同士
- 3. 地元建設業者と大手建設業者との組合せ

(注)

- ア. 地元建設業者…特定の地域を中心として営業している建設業者
- イ. 大手建設業者…全国的に営業展開を図っている建設業者



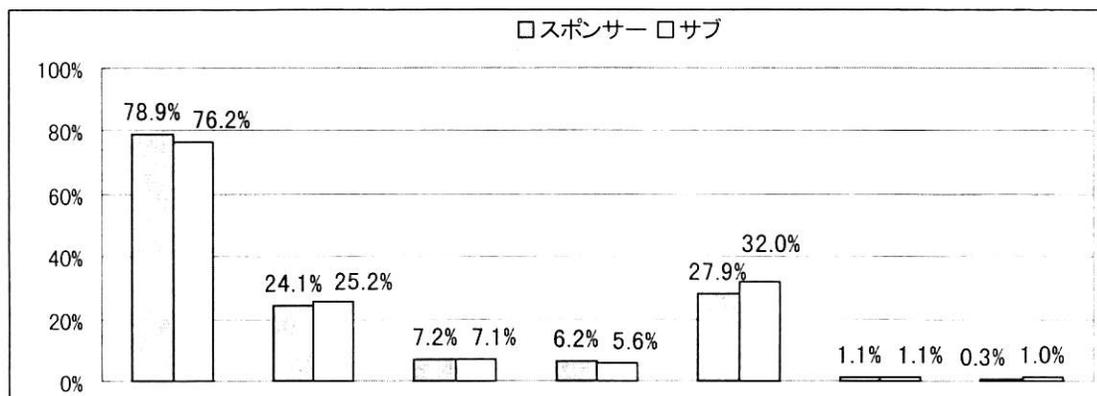
	地元同士	大手同士	地元と大手	無回答	合計
スポンサー	584 67.0%	129 14.8%	150 17.2%	8 0.9%	871 100.0%
サブ	230 21.2%	294 27.1%	549 50.6%	11 1.0%	1,084 100.0%



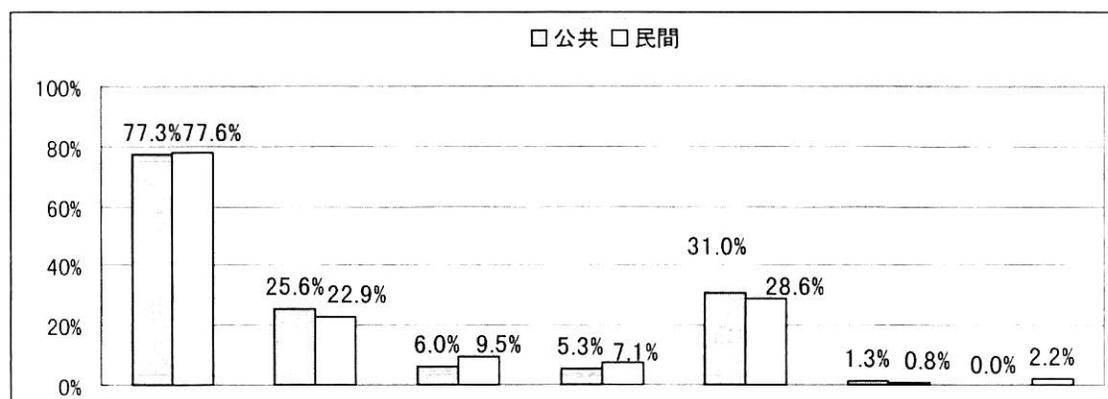
	地元同士	大手同士	地元と大手	無回答	合計
公共	588 45.1%	228 17.5%	479 36.7%	9 0.7%	1,304 100.0%
民間	226 34.7%	195 30.0%	220 33.8%	10 1.5%	651 100.0%

7. JVを結成した趣旨（複数回答）

- 1. 発注者の要請
- 2. 同業者の依頼
- 3. 資金負担軽減
- 4. 危険負担分散
- 5. 技術力の強化、拡充
- 6. 合併・協業化等、新たな組織形態の模索
- 7. 金融機関の要請



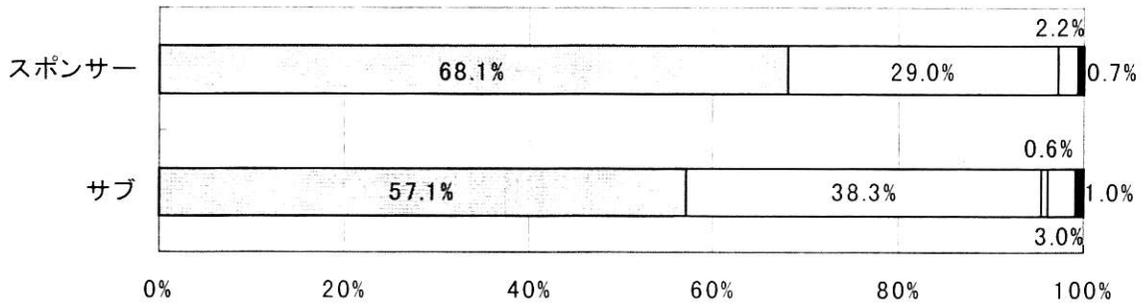
	発注者の要請	同業者の依頼	資金負担の軽減	危険負担の分散	技術力の強化、拡充	合併・協業化等	金融機関の要請	回答総数
スポンサー	687 78.9%	210 24.1%	63 7.2%	54 6.2%	243 27.9%	10 1.1%	3 0.3%	871
サブ	826 76.2%	273 25.2%	77 7.1%	61 5.6%	347 32.0%	12 1.1%	11 1.0%	1,084



	発注者の要請	同業者の依頼	資金負担の軽減	危険負担の分散	技術力の強化、拡充	合併・協業化等	金融機関の要請	回答総数
公共	1,008 77.3%	334 25.6%	78 6.0%	69 5.3%	404 31.0%	17 1.3%	0 0.0%	1,304
民間	505 77.6%	149 22.9%	62 9.5%	46 7.1%	186 28.6%	5 0.8%	14 2.2%	651

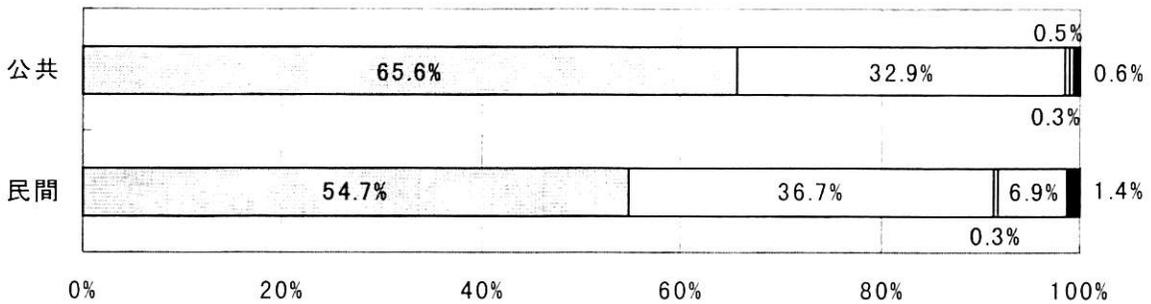
8. 対象工事の入札価格（見積提出金額）の決定方法

1. 構成員間で十分に協議 2. スポンサーが提示
3. サブが提示 4. 発注者が提示



□構成員間で協議 □スポンサーが提示 □サブが提示 □発注者が提示 ■無回答

	構成員間で協議	スポンサーが提示	サブが提示	発注者が提示	無回答	合計
スポンサー	593 68.1%	253 29.0%	0 0.0%	19 2.2%	6 0.7%	871 100.0%
サブ	619 57.1%	415 38.3%	6 0.6%	33 3.0%	11 1.0%	1,084 100.0%



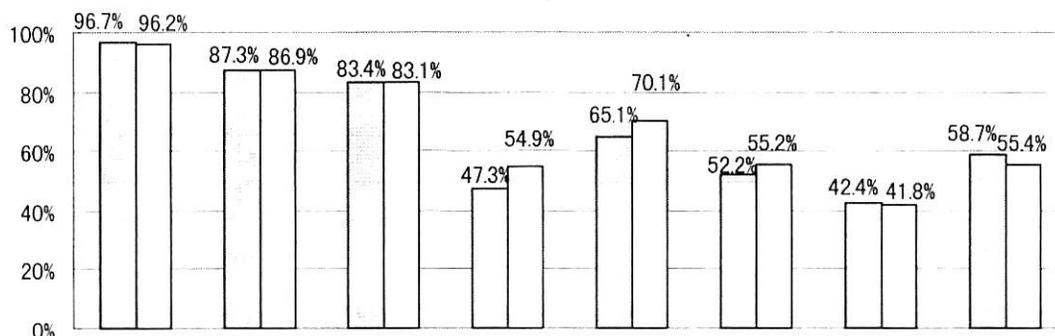
□構成員間で協議 □スポンサーが提示 □サブが提示 □発注者が提示 ■無回答

	構成員間で協議	スポンサーが提示	サブが提示	発注者が提示	無回答	合計
公共	856 65.6%	429 32.9%	4 0.3%	7 0.5%	8 0.6%	1,304 100.0%
民間	356 54.7%	239 36.7%	2 0.3%	45 6.9%	9 1.4%	651 100.0%

9. 対象JVにおいて作成した規則等（複数回答）

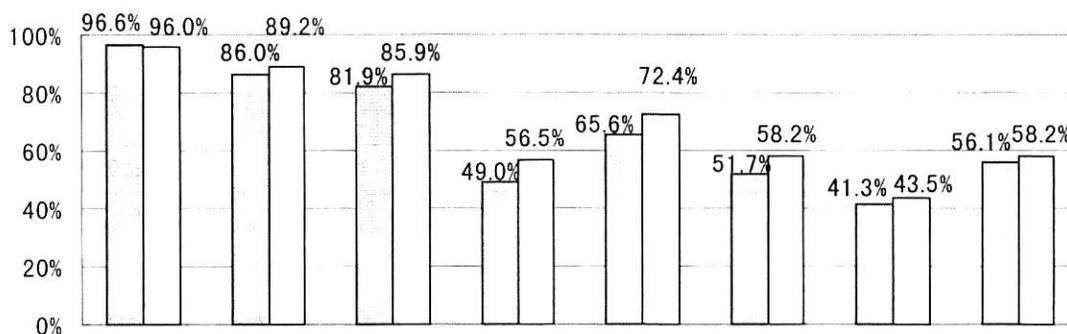
1. 運営委員会規則 2. 施工委員会規則 3. 経理取扱規則
 4. 工事事務所規則 5. 就業規則 6. 人事取扱規則 7. 購買管理規則
 8. 共同企業体解散後の瑕疵担保責任に関する覚書

□スポンサー □サブ



	運営委員会規則	施工委員会規則	経理取扱規則	工事事務所規則	就業規則	人事取扱規則	購買管理規則	瑕疵担保責任の覚書	回答総数
スポンサー	842 96.7%	760 87.3%	726 83.4%	412 47.3%	567 65.1%	455 52.2%	369 42.4%	511 58.7%	871
サブ	1,043 96.2%	942 86.9%	901 83.1%	595 54.9%	760 70.1%	598 55.2%	453 41.8%	600 55.4%	1,084

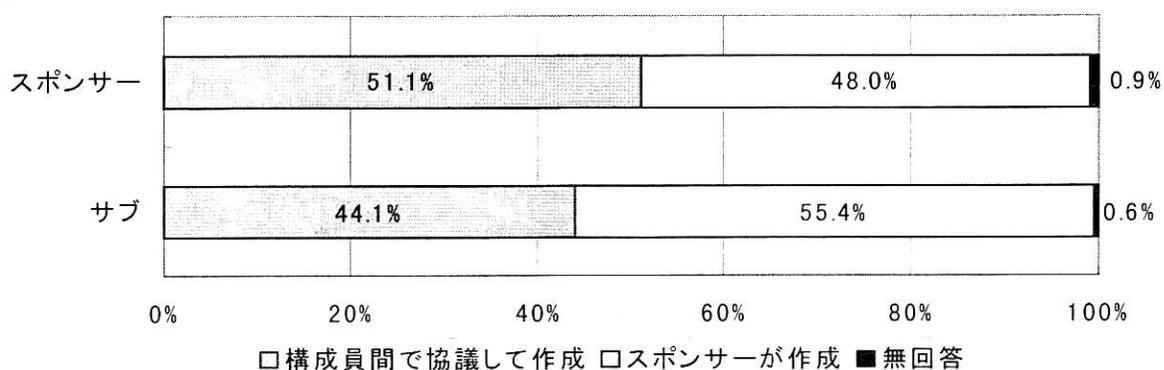
□公共 □民間



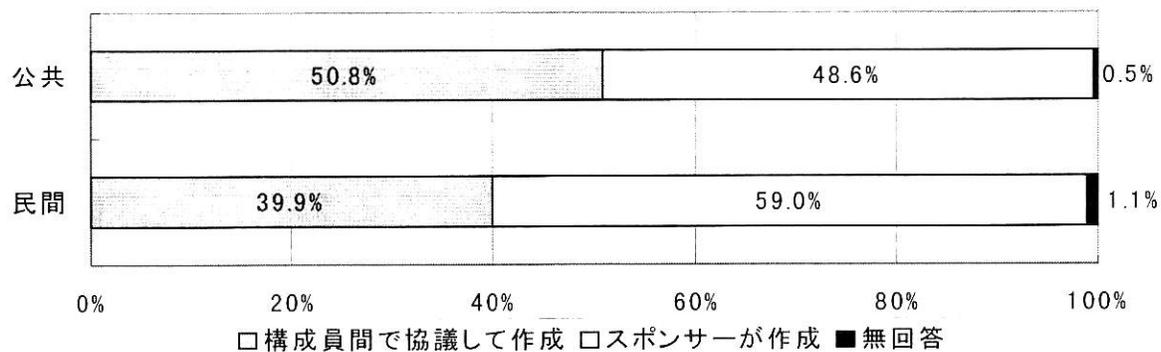
	運営委員会規則	施工委員会規則	経理取扱規則	工事事務所規則	就業規則	人事取扱規則	購買管理規則	瑕疵担保責任の覚書	回答総数
公共	1,260 96.6%	1,121 86.0%	1,068 81.9%	639 49.0%	856 65.6%	674 51.7%	539 41.3%	732 56.1%	1,304
民間	625 96.0%	581 89.2%	559 85.9%	368 56.5%	471 72.4%	379 58.2%	283 43.5%	379 58.2%	651

10. 対象工事の実行予算の作成方法

1. 各構成員が十分に協議して案を作成
2. スポンサーが案を作成



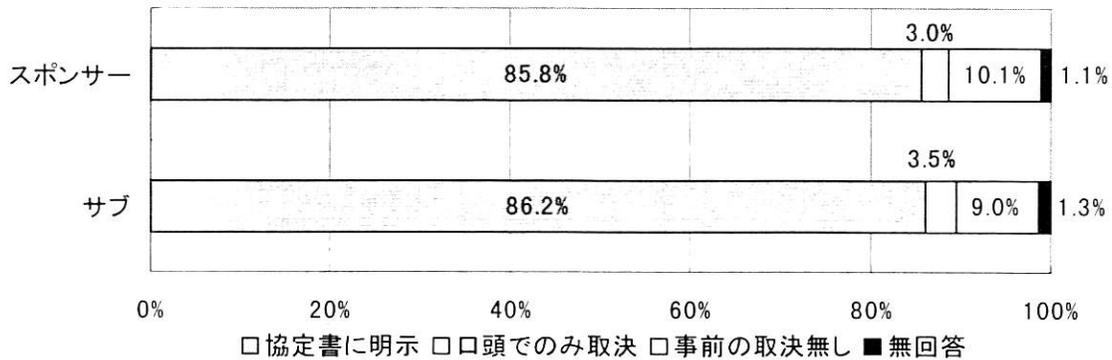
	構成員間で協議して作成	スポンサーが作成	無回答	合計
スポンサー	445 51.1%	418 48.0%	8 0.9%	871 100.0%
サブ	478 44.1%	600 55.4%	6 0.6%	1,084 100.0%



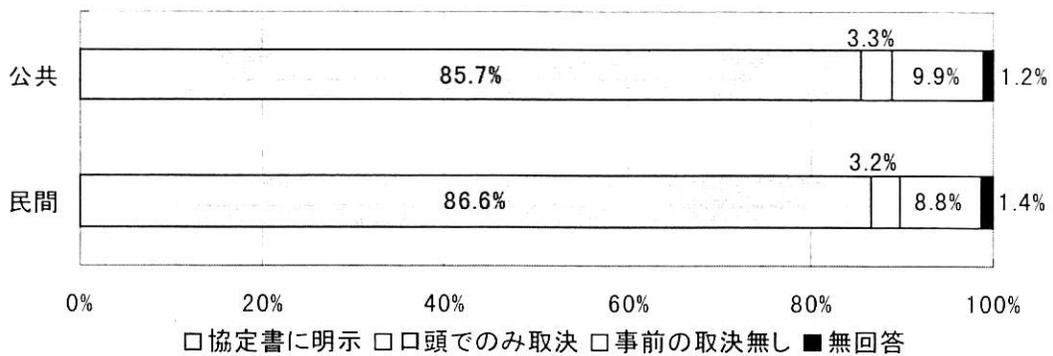
	構成員間で協議して作成	スポンサーが作成	無回答	合計
公共	663 50.8%	634 48.6%	7 0.5%	1,304 100.0%
民間	260 39.9%	384 59.0%	7 1.1%	651 100.0%

11. 対象工事が赤字となった場合の損失負担に対する事前の取決め

1. 協定書（細則を含む）に明示 2. 口頭でのみ取決め
3. 事前の取決めなし



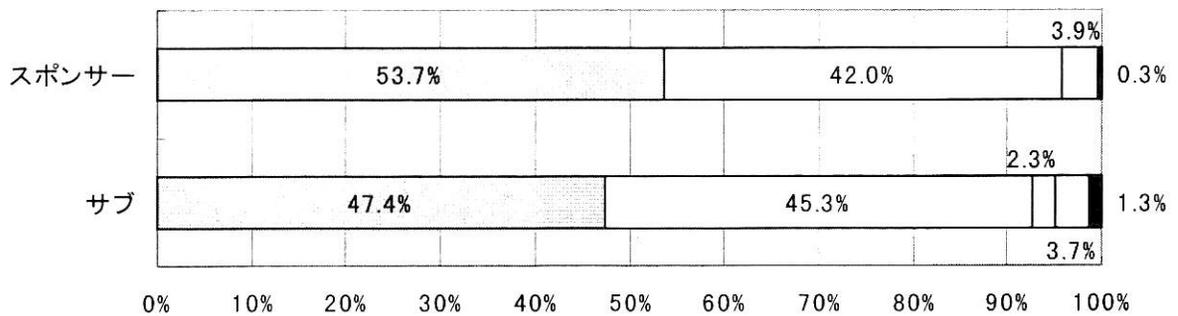
	協定書に明示	口頭でのみ取決め	事前の取決めなし	無回答	合計
スポンサー	747 85.8%	26 3.0%	88 10.1%	10 1.1%	871 100.0%
サブ	934 86.2%	38 3.5%	98 9.0%	14 1.3%	1,084 100.0%



	協定書に明示	口頭でのみ取決め	事前の取決めなし	無回答	合計
公共	1,117 85.7%	43 3.3%	129 9.9%	15 1.2%	1,304 100.0%
民間	564 86.6%	21 3.2%	57 8.8%	9 1.4%	651 100.0%

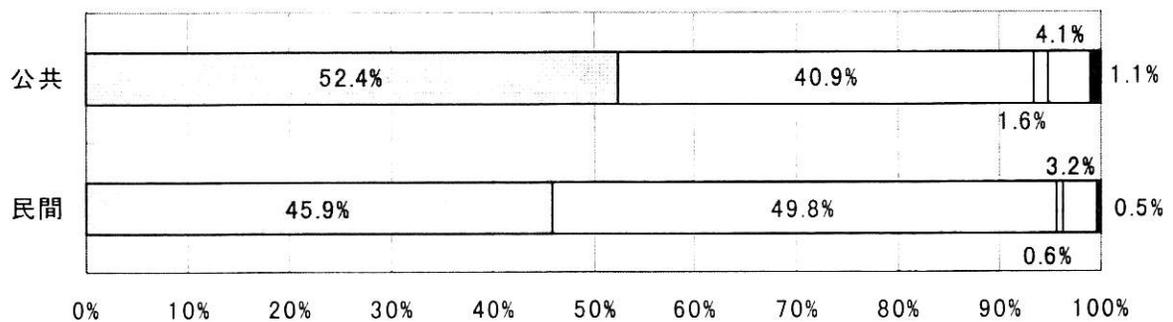
14. 下請業者との契約者

- 1. JV名義で契約 2. スポンサー名義で契約
- 3. サブ名義で契約 4. スポンサー、サブの名義の契約が混在



□JV名義 □スポンサー名義 □サブ名義 □スポンサー、サブ名義が混在 ■無回答

	JV名義	スポンサー名義	サブ名義	スポンサー、サブ名義が混在	無回答	合計
スポンサー	468 53.7%	366 42.0%	0 0.0%	34 3.9%	3 0.3%	871 100.0%
サブ	514 47.4%	491 45.3%	25 2.3%	40 3.7%	14 1.3%	1,084 100.0%



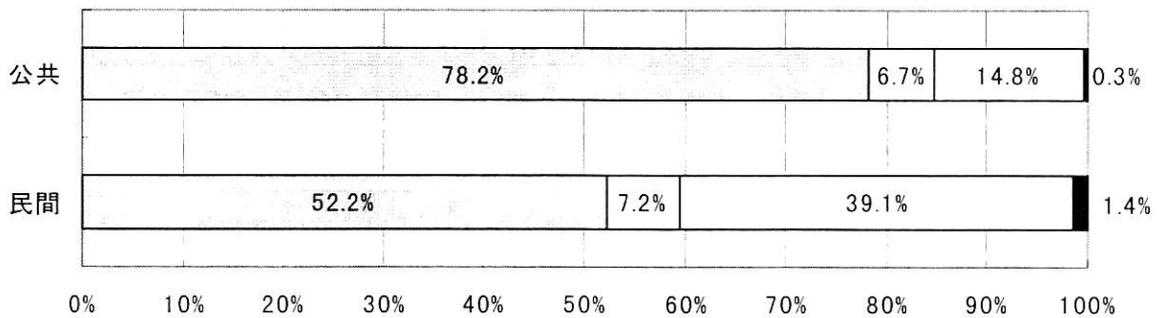
□JV名義 □スポンサー名義 □サブ名義 □スポンサー、サブ名義が混在 ■無回答

	JV名義	スポンサー名義	サブ名義	スポンサー、サブ名義が混在	無回答	合計
公共	683 52.4%	533 40.9%	21 1.6%	53 4.1%	14 1.1%	1,304 100.0%
民間	299 45.9%	324 49.8%	4 0.6%	21 3.2%	3 0.5%	651 100.0%

15. JVに係る預金口座の開設

- 1. JV名義による口座を開設
- 2. スポンサー名義の口座を新たに開設
- 3. スポンサーの既存の口座を使用

スポンサーのみ

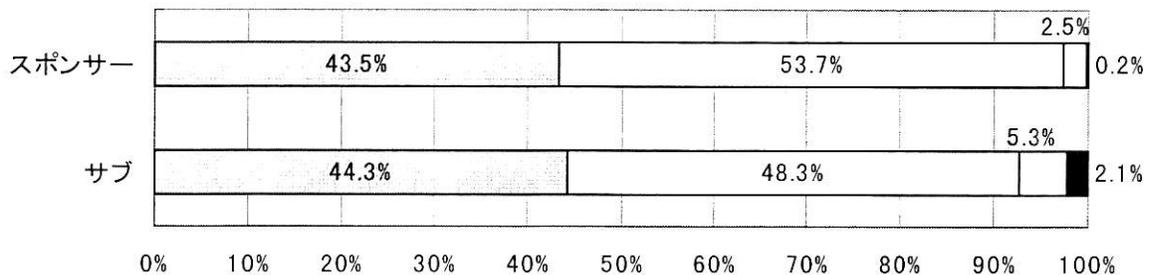


□JV名義により開設 □スポンサー名義口座を新設 □スポンサーの既存口座を使用 ■無回答

	JV名義により開設	スポンサー名義口座を新設	スポンサーの既存口座を使用	無回答	合計
公共	465 78.2%	40 6.7%	88 14.8%	2 0.3%	595 100.0%
民間	144 52.2%	20 7.2%	108 39.1%	4 1.4%	276 100.0%

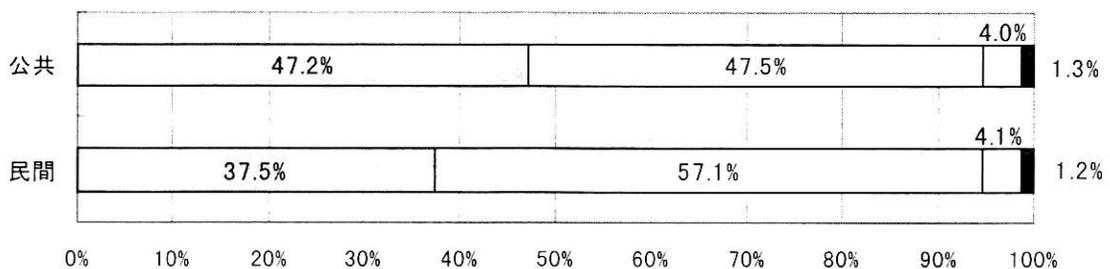
16. JV会計の独立性

1. JVとして独立した会計組織により処理
2. スポンサーの会計組織内にJVの会計を組み込んで処理
3. JVとしての会計組織を設けず、構成員が個別に処理



JVの独立した会計組織で処理 スポンサーの会計組織内に組込んで処理
 JVの会計組織を設けず、構成員が個別に処理 無回答

	JVの独立した会計組織で処理	スポンサーの会計組織内に組込んで処理	JVの会計組織を設けず、構成員が個別に処理	無回答	合計
スポンサー	379 43.5%	468 53.7%	22 2.5%	2 0.2%	871 100.0%
サブ	480 44.3%	524 48.3%	57 5.3%	23 2.1%	1,084 100.0%

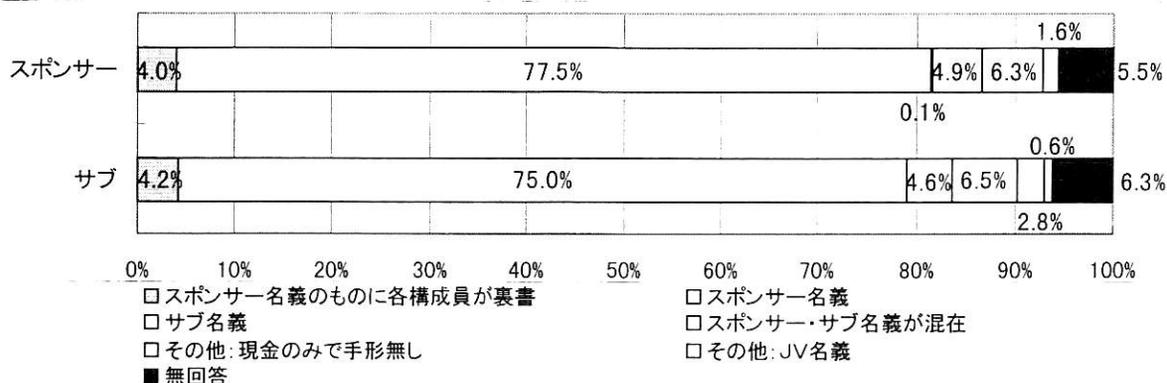


JVの独立した会計組織で処理 スポンサーの会計組織内に組込んで処理
 JVの会計組織を設けず、構成員が個別に処理 無回答

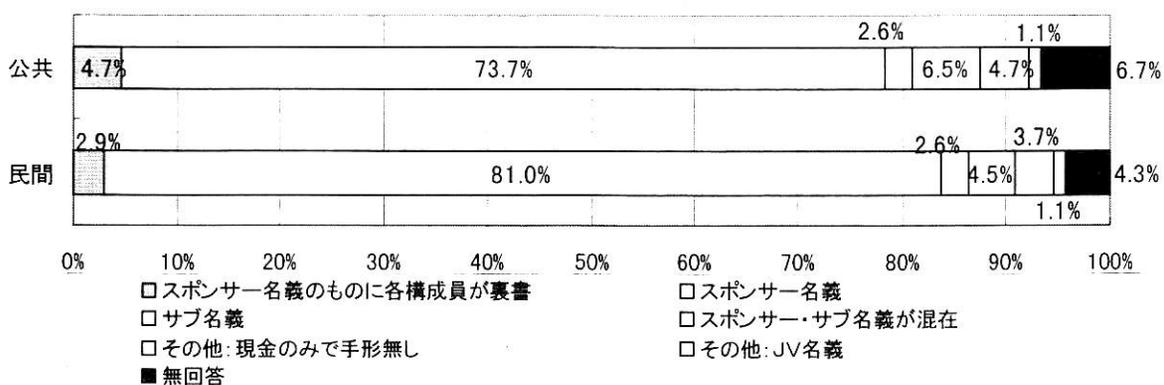
	JVの独立した会計組織で処理	スポンサーの会計組織内に組込んで処理	JVの会計組織を設けず、構成員が個別に処理	無回答	合計
公共	615 47.2%	620 47.5%	52 4.0%	17 1.3%	1,304 100.0%
民間	244 37.5%	372 57.1%	27 4.1%	8 1.2%	651 100.0%

18. 振出した手形の名義

1. スポンサー名義のものに各構成員が裏書
2. スポンサー名義
3. サブ名義
4. スポンサー名義・サブ名義が混在
5. その他（具体的に： ）



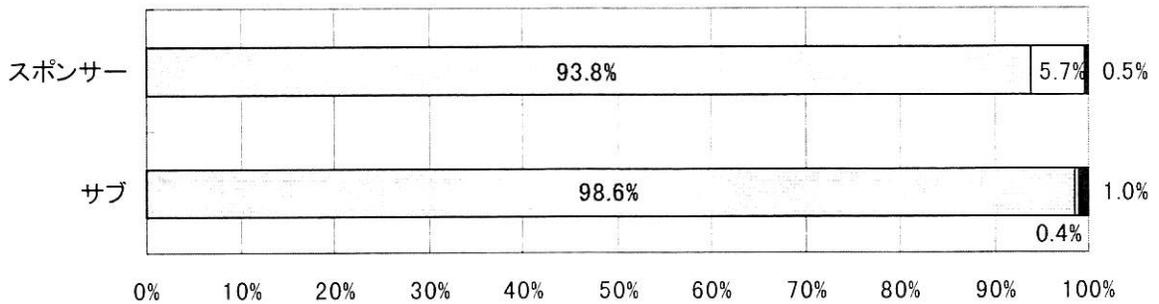
	スポンサー名義のものに各構成員が裏書	スポンサー名義	サブ名義	スポンサー・サブ名義が混在	その他(現金のみで手形無し)	その他(JV名義)	無回答	合計
スポンサー	35 4.0%	675 77.5%	1 0.1%	43 4.9%	55 6.3%	14 1.6%	48 5.5%	871 100.0%
サブ	45 4.2%	813 75.0%	50 4.6%	71 6.5%	30 2.8%	7 0.6%	68 6.3%	1,084 100.0%



	スポンサー名義のものに各構成員が裏書	スポンサー名義	サブ名義	スポンサー・サブ名義が混在	その他(現金のみで手形無し)	その他(JV名義)	無回答	合計
公共	61 4.7%	961 73.7%	34 2.6%	85 6.5%	61 4.7%	14 1.1%	88 6.7%	1,304 100.0%
民間	19 2.9%	527 81.0%	17 2.6%	29 4.5%	24 3.7%	7 1.1%	28 4.3%	651 100.0%

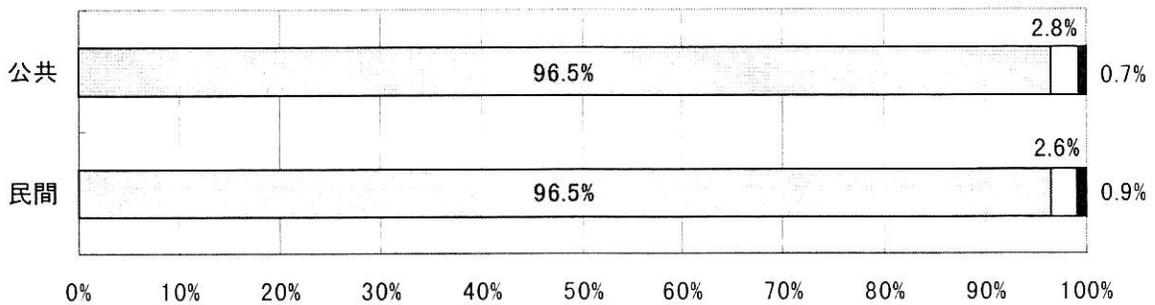
19. 対象工事における自社分の完成工事高の計上金額

1. 総請負金額に出資割合を乗じた額
2. 総請負金額



□ 総請負金額に出資割合を乗じた額 □ 総請負金額 ■ 無回答

	総請負金額に出資割合を乗じた額	総請負金額	無回答	合計
スポンサー	817 93.8%	50 5.7%	4 0.5%	871 100.0%
サブ	1,069 98.6%	4 0.4%	11 1.0%	1,084 100.0%



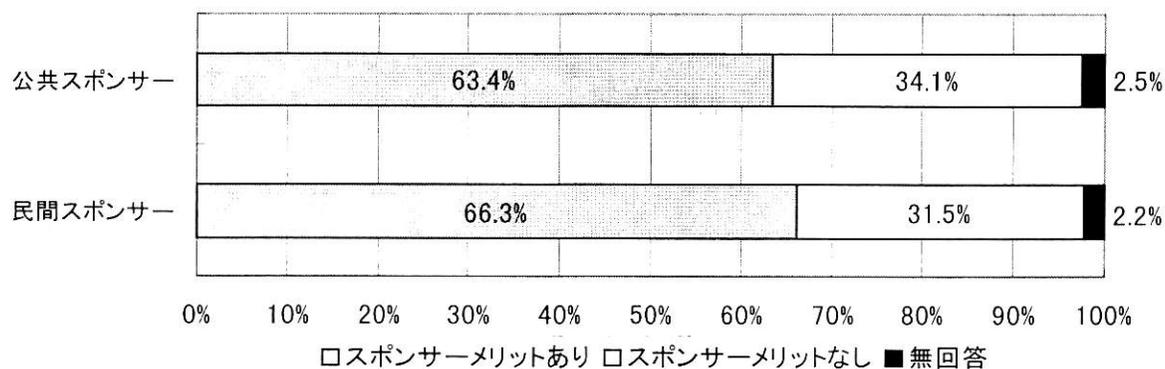
□ 総請負金額に出資割合を乗じた額 □ 総請負金額 ■ 無回答

	総請負金額に出資割合を乗じた額	総請負金額	無回答	合計
公共	1,258 96.5%	37 2.8%	9 0.7%	1,304 100.0%
民間	628 96.5%	17 2.6%	6 0.9%	651 100.0%

20. スポンサーメリットの有無

1. スポンサーメリットあり
2. スポンサーメリットなし

スポンサーのみ

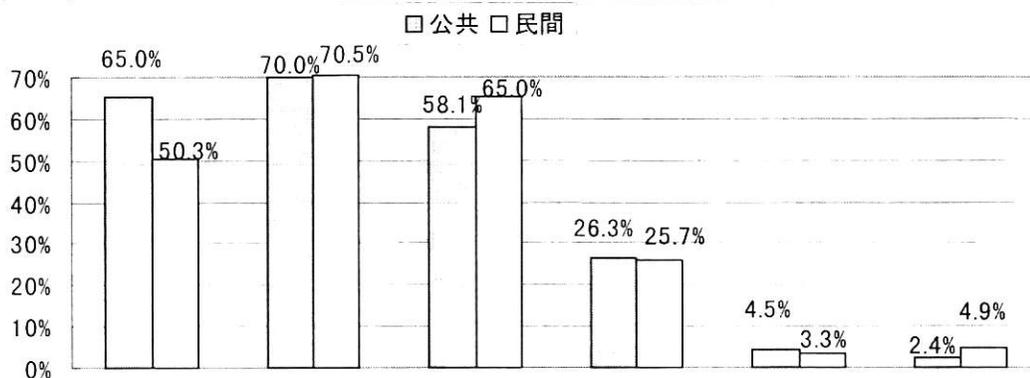


	スポンサーメリットあり	スポンサーメリットなし	無回答	合計
公共	377 63.4%	203 34.1%	15 2.5%	595 100.0%
民間	183 66.3%	87 31.5%	6 2.2%	276 100.0%

21. スポンサーメリットとなったもの（複数回答）

- 1. 協定原価の決定権によるもの
- 2. 下請業者の選定権によるもの
- 3. 自社の資機材等の優先的使用
- 4. 資機材等の調達価額が協定原価を下回ったことによる益金
- 5. 出資金等の利息
- 6. 設計変更、追加工事等の値増金

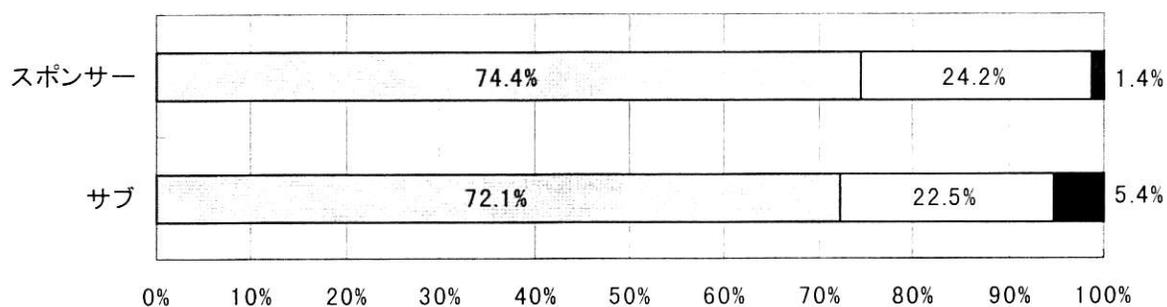
スポンサーのみ



	協定原価の決定権	下請業者の選定権	自社の資機材等の優先使用	資機材等の調達に係る益金	出資金等の利息	設計変更、追加工事等の値増金	回答総数
公共	245 65.0%	264 70.0%	219 58.1%	99 26.3%	17 4.5%	9 2.4%	377
民間	92 50.3%	129 70.5%	119 65.0%	47 25.7%	6 3.3%	9 4.9%	183

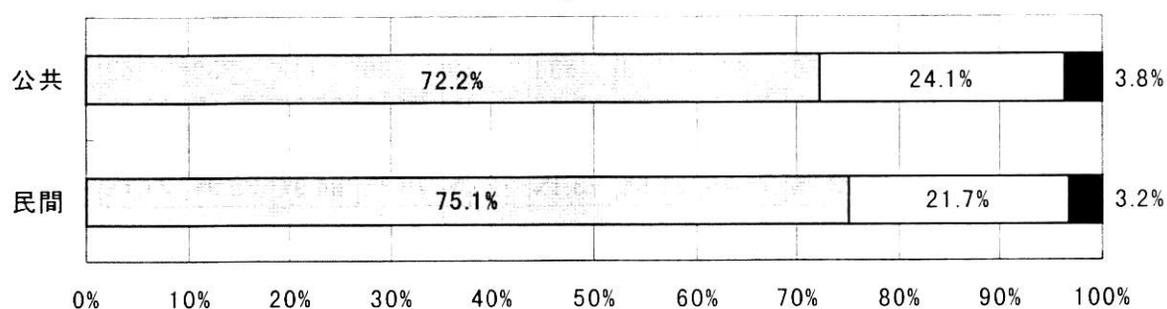
22. 協定原価算入基準案の作成の有無

1. 成文化した基準を作成
2. 作成なし



□成文化した基準を作成 □作成無し ■無回答

	成文化した基準を作成	作成無し	無回答	合計
スポンサー	648 74.4%	211 24.2%	12 1.4%	871 100.0%
サブ	782 72.1%	244 22.5%	58 5.4%	1,084 100.0%



□成文化した基準を作成 □作成無し ■無回答

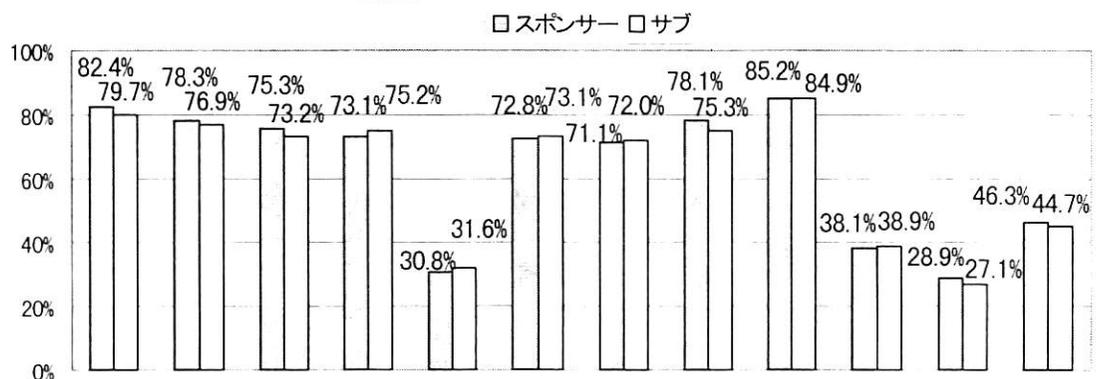
	成文化した基準を作成	作成無し	無回答	合計
公共	941 72.2%	314 24.1%	49 3.8%	1,304 100.0%
民間	489 75.1%	141 21.7%	21 3.2%	651 100.0%

23. 協定原価に算入したものについて（複数回答）、

協定原価への算入が問題となったものについて（複数回答）

1. 仮設損料・工具等修繕費・損耗費
2. 動力燃料光熱費
3. 運搬費
4. 機械等経費
5. 見積費用
6. 衛生、安全、厚生に要する費用
7. 労働者災害補償保険法による事業主負担補償費
8. 事務所、倉庫、宿舍等の借地借家料
9. 給与・諸手当
10. 賞与
11. 退職給与引当金繰入額
12. 社会保険料
13. 職員に対する慰安・娯楽費・健康管理経費
14. 什器・備品リース代
15. 通信費・交通費・旅費
16. 交際費
17. 寄付金
18. 補償費
19. J V各委員会等諸費用
20. 各構成員の社内金利
21. 構成員事務代行経費・電算処理費
22. 事前経費
23. 前払保証料

（協定原価へ算入したもの）

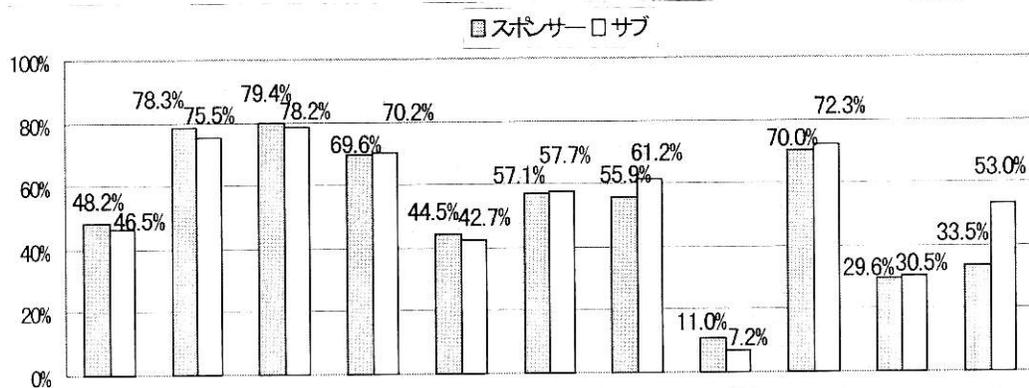


	修繕費・損料・工具等	動力燃料光熱費	運搬費	機械等経費	見積費用	衛生、安全、厚生に要する費用	労働者災害補償保険法による事業主負担補償費	事務所、倉庫、宿舍等の借地借家料	給与・諸手当	賞与	退職給与引当金繰入額	社会保険料
スポンサー	718 82.4%	682 78.3%	656 75.3%	637 73.1%	268 30.8%	634 72.8%	619 71.1%	680 78.1%	742 85.2%	332 38.1%	252 28.9%	403 46.3%
サブ	864 79.7%	834 76.9%	793 73.2%	815 75.2%	343 31.6%	792 73.1%	780 72.0%	816 75.3%	920 84.9%	422 38.9%	294 27.1%	485 44.7%

（協定原価への算入が問題となったもの）

スポンサー	28 3.2%	5 0.6%	5 0.6%	21 2.4%	39 4.5%	6 0.7%	7 0.8%	7 0.8%	165 18.9%	39 4.5%	23 2.6%	14 1.6%
サブ	27 2.5%	6 0.6%	7 0.6%	20 1.8%	65 6.0%	7 0.6%	7 0.6%	12 1.1%	215 19.8%	49 4.5%	28 2.6%	12 1.1%

(協定原価に算入したもの)

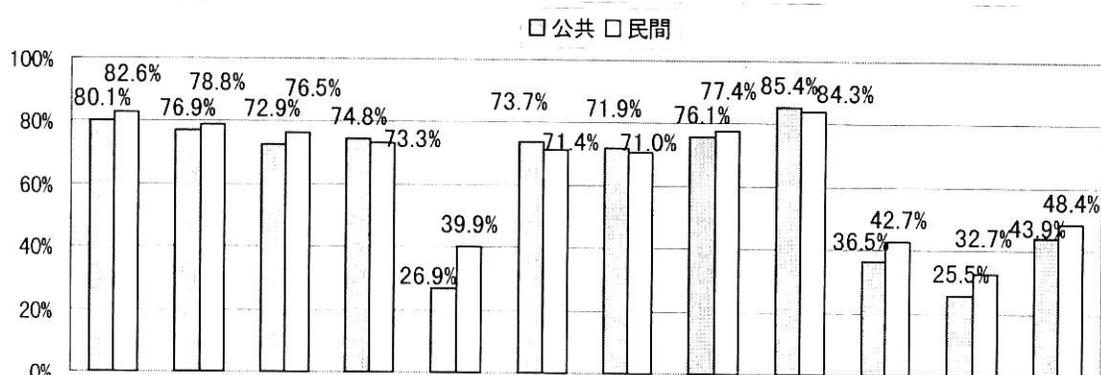


	健康管理経費	職員に対する慰安・娯楽費	什器・備品リース代	通信費・交通費・旅費	交際費	寄付金	補償費	JV各委員会等諸費用	内金利	各構成員の社処理費	構成員事務代行経費・電算	事前経費	前払保証料	回答総数
スポンサー	420 48.2%	682 78.3%	692 79.4%	606 69.6%	388 44.5%	497 57.1%	487 55.9%	96 11.0%	610 70.0%	258 29.6%	292 33.5%			871
サブ	504 46.5%	818 75.5%	848 78.2%	761 70.2%	463 42.7%	626 57.7%	663 61.2%	78 7.2%	784 72.3%	331 30.5%	575 53.0%			1,084

(協定原価への算入が問題となったもの)

スポンサー	8 0.9%	7 0.8%	21 2.4%	26 3.0%	10 1.1%	12 1.4%	13 1.5%	3 0.3%	99 11.4%	39 4.5%	5 0.6%			871
サブ	14 1.3%	10 0.9%	26 2.4%	37 3.4%	16 1.5%	15 1.4%	13 1.2%	7 0.6%	106 9.8%	69 6.4%	13 1.2%			1,084

(協定原価に算入したもの)

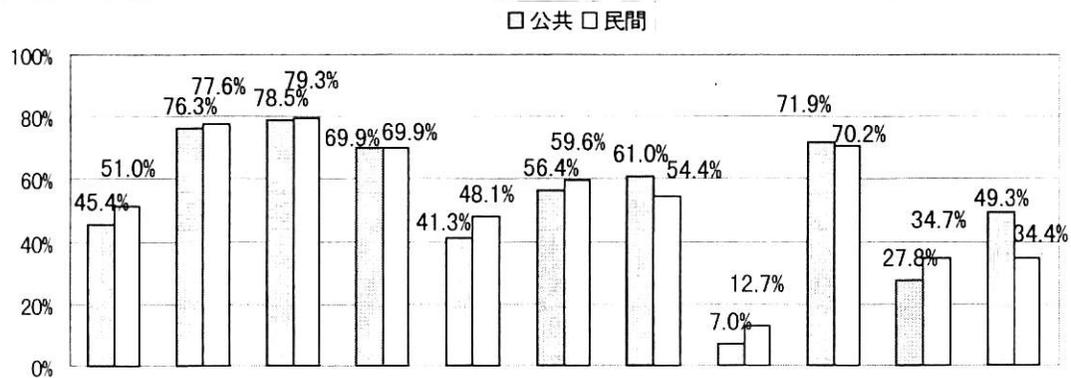


	修繕費・損耗費	仮設損料・工具等	動力燃料光熱費	運搬費	機械等経費	見積費用	衛生、安全、厚生に要する費用	労働者災害補償保険法による事業主負担補償費	事務所、倉庫、宿舍等の借地借家料	給与・諸手当	賞与	入額	退職給与引当金繰	社会保険料											
公共	1,044	1,003	951	975	351	961	937	992	1,113	476	333	573	80.1%	76.9%	72.9%	74.8%	26.9%	73.7%	71.9%	76.1%	85.4%	36.5%	25.5%	43.9%	43.9%
民間	538	513	498	477	260	465	462	504	549	278	213	315	82.6%	78.8%	76.5%	73.3%	39.9%	71.4%	71.0%	77.4%	84.3%	42.7%	32.7%	48.4%	48.4%

(協定原価への算入が問題となったもの)

公共	41	8	7	29	66	10	11	13	260	60	34	15	3.1%	0.6%	0.5%	2.2%	5.1%	0.8%	0.8%	1.0%	19.9%	4.6%	2.6%	1.2%
民間	14	3	5	12	38	3	3	6	120	28	17	11	2.2%	0.5%	0.8%	1.8%	5.8%	0.5%	0.5%	0.9%	18.4%	4.3%	2.6%	1.7%

(協定原価に算入したもの)



	健康管理経費	職員に対する慰安・娯楽費	什器・備品リース代	通信費・交通費・旅費	交際費	寄付金	補償費	JV各委員会等諸費用	内金利	各構成員の社内経費・電算処理費	構成員事務代	事前経費	前払保証料	回答総数
公共	592 45.4%	995 76.3%	1,024 78.5%	912 69.9%	538 41.3%	735 56.4%	796 61.0%	91 7.0%	937 71.9%	363 27.8%	643 49.3%			1,304
民間	332 51.0%	505 77.6%	516 79.3%	455 69.9%	313 48.1%	388 59.6%	354 54.4%	83 12.7%	457 70.2%	226 34.7%	224 34.4%			651

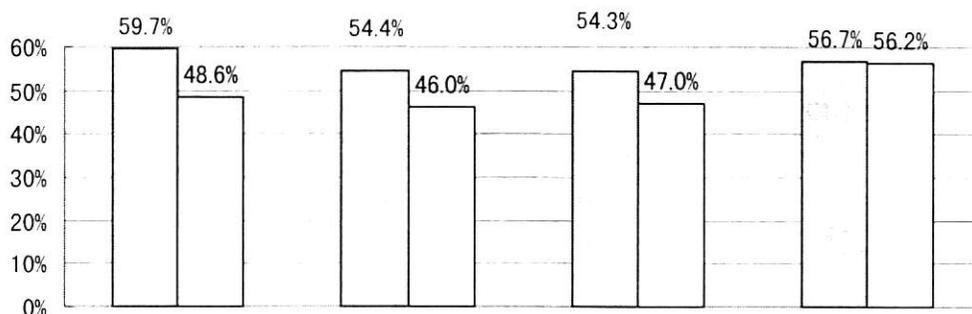
(協定原価への算入が問題となったもの)

公共	16 1.2%	9 0.7%	35 2.7%	41 3.1%	24 1.8%	23 1.8%	20 1.5%	9 0.7%	145 11.1%	69 5.3%	17 1.3%			1,304
民間	6 0.9%	8 1.2%	12 1.8%	22 3.4%	2 0.3%	4 0.6%	6 0.9%	1 0.2%	60 9.2%	39 6.0%	1 0.2%			651

24. 対象JVにおいて作成した会計帳簿等（複数回答）

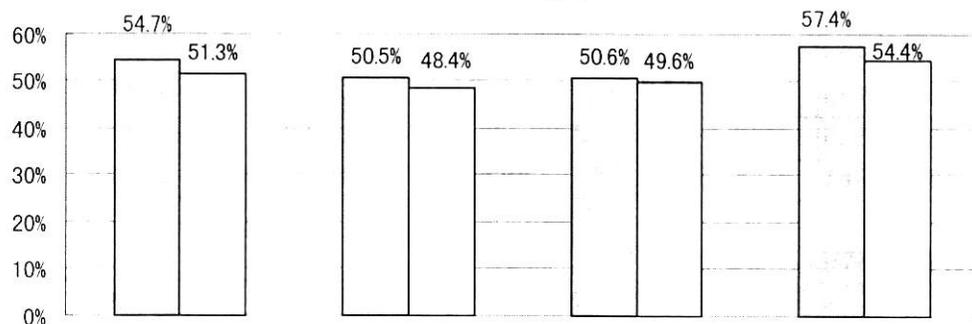
1. 仕訳帳 2. 総勘定元帳
3. 月次試算表 4. 月次資金収支表

□スポンサー □サブ



	仕訳帳	総勘定元帳	月次試算表	月次資金収支表	回答総数
スポンサー	520 59.7%	474 54.4%	473 54.3%	494 56.7%	871
サブ	527 48.6%	499 46.0%	510 47.0%	609 56.2%	1,084

□公共 □特定

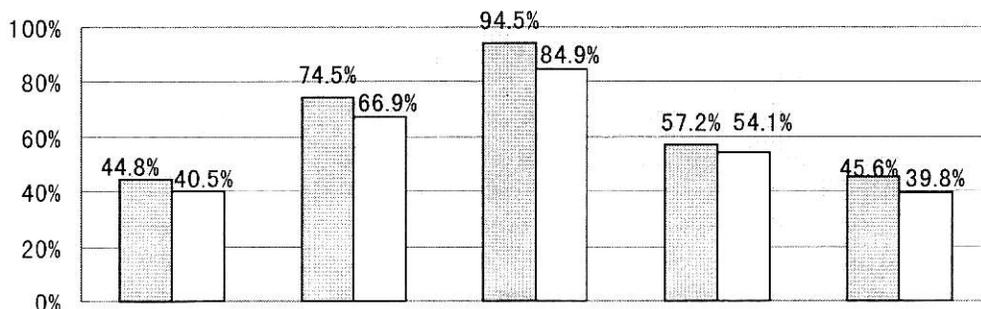


	仕訳帳	総勘定元帳	月次試算表	月次資金収支表	回答総数
公共	713 54.7%	658 50.5%	660 50.6%	749 57.4%	1,304
民間	334 51.3%	315 48.4%	323 49.6%	354 54.4%	651

25. 対象JVにおいて作成した財務諸表等（複数回答）

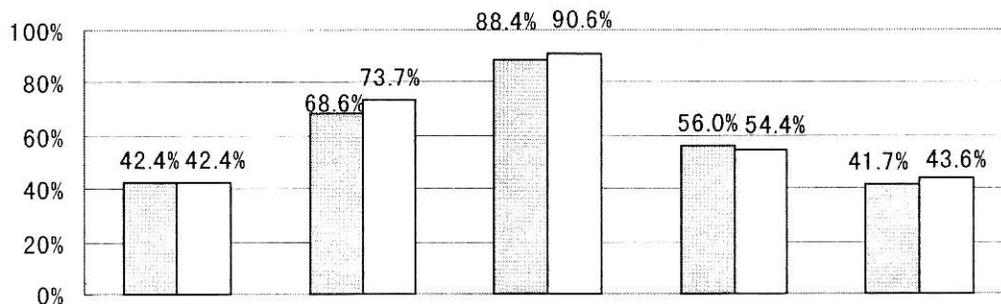
- 1. 貸借対照表
- 2. 損益計算書
- 3. 工事原価報告書
- 4. 資金収支表
- 5. 附属明細書

□スポンサー □サブ



	貸借対照表	損益計算書	工事原価報告書	資金収支表	附属明細書	回答総数
スポンサー	390 44.8%	649 74.5%	823 94.5%	498 57.2%	397 45.6%	871
サブ	439 40.5%	725 66.9%	920 84.9%	586 54.1%	431 39.8%	1,084

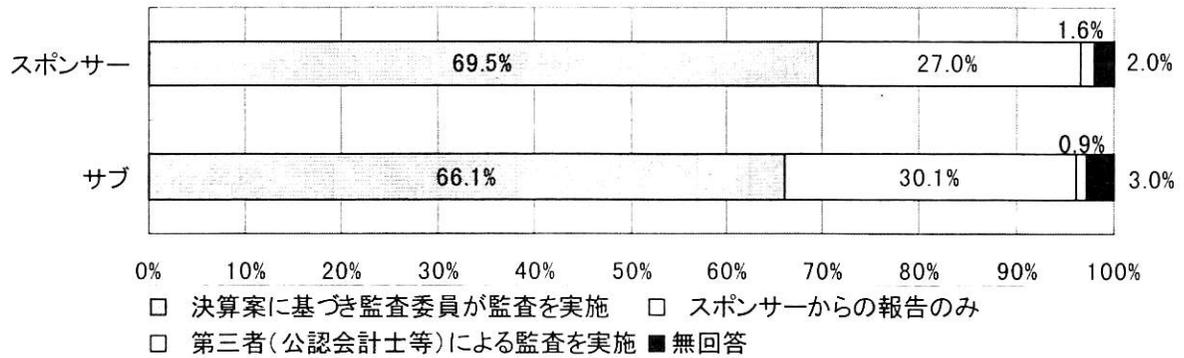
□公共 □民間



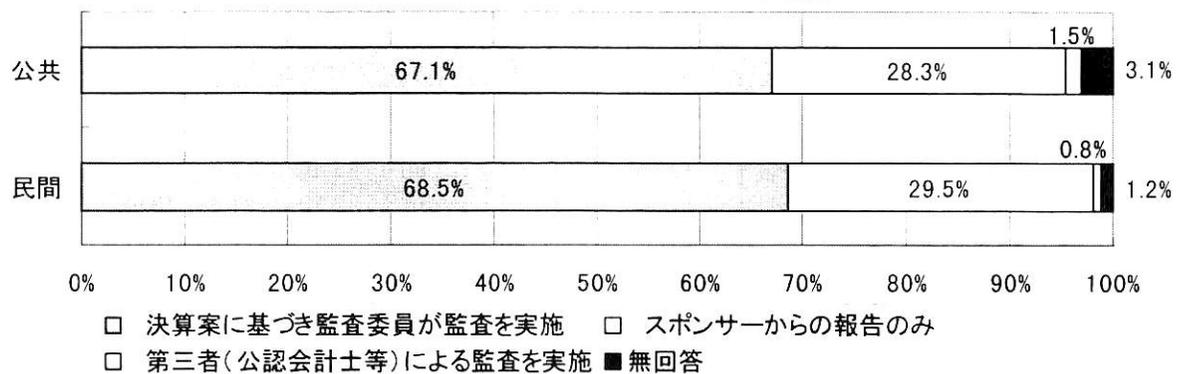
	貸借対照表	損益計算書	工事原価報告書	資金収支表	附属明細書	回答総数
公共	553 42.4%	894 68.6%	1,153 88.4%	730 56.0%	544 41.7%	1,304
民間	276 42.4%	480 73.7%	590 90.6%	354 54.4%	284 43.6%	651

26. 対象JVの監査の実施状況

1. 決算案に基づき監査委員が監査を実施 2. スポンサーからの報告のみ
3. 第三者（公認会計士等）による監査を実施



	決算案に基づき監査委員が監査を実施	スポンサーからの報告のみ	第三者(公認会計士等)による監査を実施	無回答	合計
スポンサー	605 69.5%	235 27.0%	14 1.6%	17 2.0%	871 100.0%
サブ	716 66.1%	326 30.1%	10 0.9%	32 3.0%	1,084 100.0%



	決算案に基づき監査委員が監査を実施	スポンサーからの報告のみ	第三者(公認会計士等)による監査を実施	無回答	合計
公共	875 67.1%	369 28.3%	19 1.5%	41 3.1%	1,304 100.0%
民間	446 68.5%	192 29.5%	5 0.8%	8 1.2%	651 100.0%

第三章 「經常 J V」

第三章 「経常 J V」

既に平成7年の「建設産業政策大綱」は、建設業界の構造改革の必要性を訴えているが、特に建設業者数と建設投資のアンバランス是正のため、企業連携や協業化の方向を強く示唆している。こうした方向への対応は、各企業の経営判断に委ねられるものではあるものの、公共工事の発注の適正化のためには、新たな仕組みの促進が待たれるものである。

経常建設共同企業体（経常 J V）は、平成9年6月の中央建設業審議会基本問題委員会中間報告を契機としたその後の対応措置によって、急速に、その導入促進が図られた。そういう姿勢が、平成11年の「建設産業再生プログラム」に引き継がれていることはいうまでもない。

経常 J Vは、特定工事（比較的規模の大なる工事）に活用される特定の J Vの趣旨と異なり、元来、中堅・中小建設業者が、継続的な協業関係を維持することにより、その経営力・施工力を強化し、単体企業によるものよりも上位の入札に参加する機会を確保しようとするものである。したがって、一般的には、スーパーゼネコンやそれに類する企業同士の経常的提携は本旨でなかったと考えられる。しかし、公共工事発注の削減動向の中にある環境下においては、建設業界全体の構造改革のひとつとして、経常 J Vを活用した整理・淘汰も、視野の外でない状況になっているといえよう。

このような経常 J Vの健全な運営のためには、当然の如く、特定 J Vによって形成されてきた共同企業体の運営要領とは、異なった仕組みと規定が確保されていなければならない。たとえば、経営事項審査での評価方式、混合入札方式の促進、経常 J V組織体の法的意義・権利・義務の整理などについてである。

しかし、残念ながら、このような観点からのまとまった規定は、昭和37年の「経常建設企業体協定書」の雛形が提示されている程度であり、今後の検討・整理が待たれるところである。

特に、経常JVの会計制度については、特定JVの慣行をまねた方式が実践されているであろうと推定されるが、連結会計制度の本格的な導入という環境変化とも相俟って、然るべき規則もしくはガイドラインの整備が不可欠と考えられる。

本調査は、そのような視点から、特に、経常JVの実態を分析することも、重要な課題であるとした。

特別に目立つ傾向もしくは動向について、次にコメントしておく。

1. 経常JV活用の傾向

(財)建設業振興基金の実施した平成3年調査においては、次に示すがごとく、経常JVは、土木工事に多く見られ、工事規模が小さくなるほど多くなるといった活用傾向を示していた。

	特定JV	経常JV
土木	77.6%	22.1%
建築	93.8%	6.0%
設備	95.1%	4.9%

1億円未満	60.4%	39.6%
1～2億円未満	76.6%	23.0%
2～5億円未満	89.7%	10.3%
5～10億円未満	92.6%	7.4%
10億円以上	94.5%	5.2%

(「共同企業体運営指針定着状況調査結果」平成3年9月(財)建設業振興基金実施より抜粋)

本調査においては、同様の基準による調査は実施していないので的確な対比はできないが、土木工事における傾向はほぼ類似した傾向を示しており、建築工事についても従来より高い採用件数を確認することができる。また、工事規模では、1億円から5億円程度の工事規模に経常JVの採用傾向が高まっているということを知ることができる。顕著な移動現象としてとらえておきたい。

参照：P54, 55

2. 経常JVと特定JVの対比

本調査においては、経常JVの特性を把握するために、そのデータを特定JVと対比する方式を採用した。両者における比較分析によって、特に目立った特徴は、次のような諸点である。

(1) 経常JVを結成した趣旨は、「発注者の要請」によるものという特定JVと同様の傾向を持つものの、「技術力強化と拡充」という理由が、前者の理由を上回っていることに注目しておくべきである。JV結成の本来の趣旨が浸透しているものと理解してよいと考える。

参照：P60

(2) JV工事の工期に関しては、特定JV工事の工期は、1年を超えるものすなわち比較的大型の工事による適用が目立つが、経常JV工事の工期は、6割を超える割合で、1年未満の工事を対象としていることが判明した。

参照：P57

(3) 協定原価に算入した項目については、経常J Vのスポンサーにおいては、特定J Vのスポンサーと類似した傾向を示しているが、経常J Vのサブにおいては、特定J Vのサブの場合と比較して、極端に低下する傾向を示している。

参照：P75, 76, 77, 78

(4) J Vに係る会計諸表、帳簿類の作成傾向については、(3)と同様、経常J Vのサブにあっては、特定J Vのサブと比較して、極端に低下するという傾向を示している。このデータが、経常J Vの実態を的確に示しているとするならば、何らかの対策が必要と考えなければならない。本研究会の重要な検討課題としておこう。

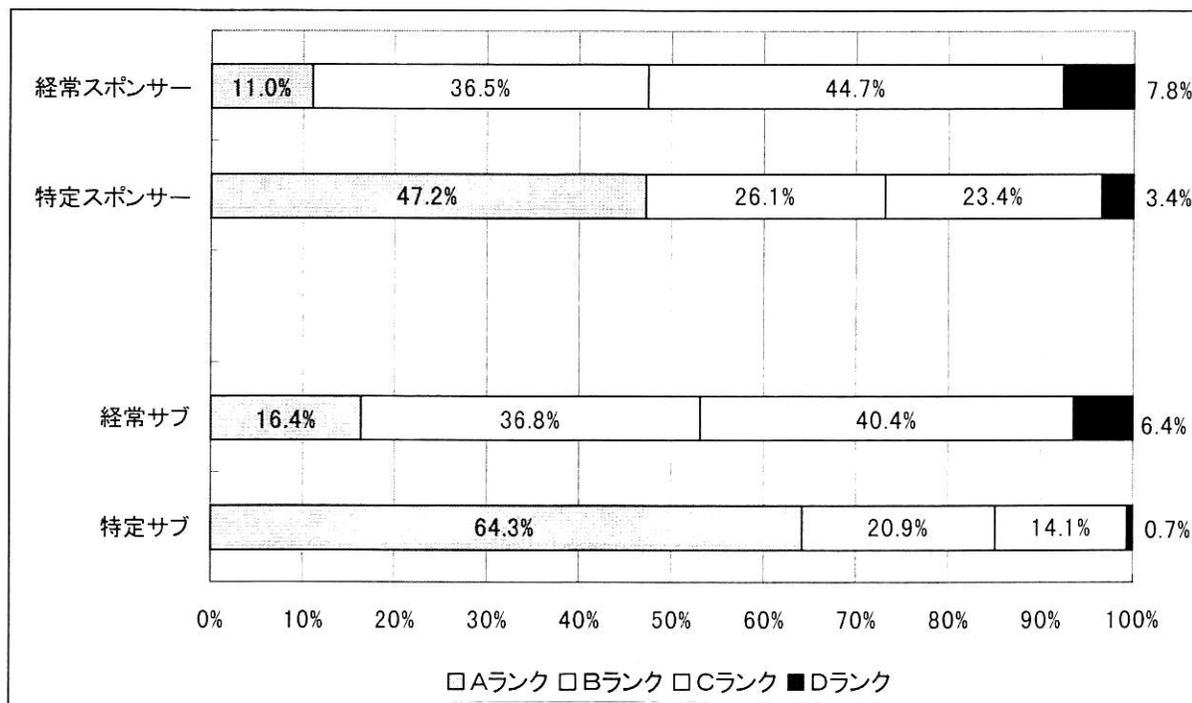
参照：P79, 80

1. 対象工事の請負金額

建設省直轄工事の発注等級（Aランク～Dランク）別（*）による分布は次のとおりであった。

（*）発注ランク別表

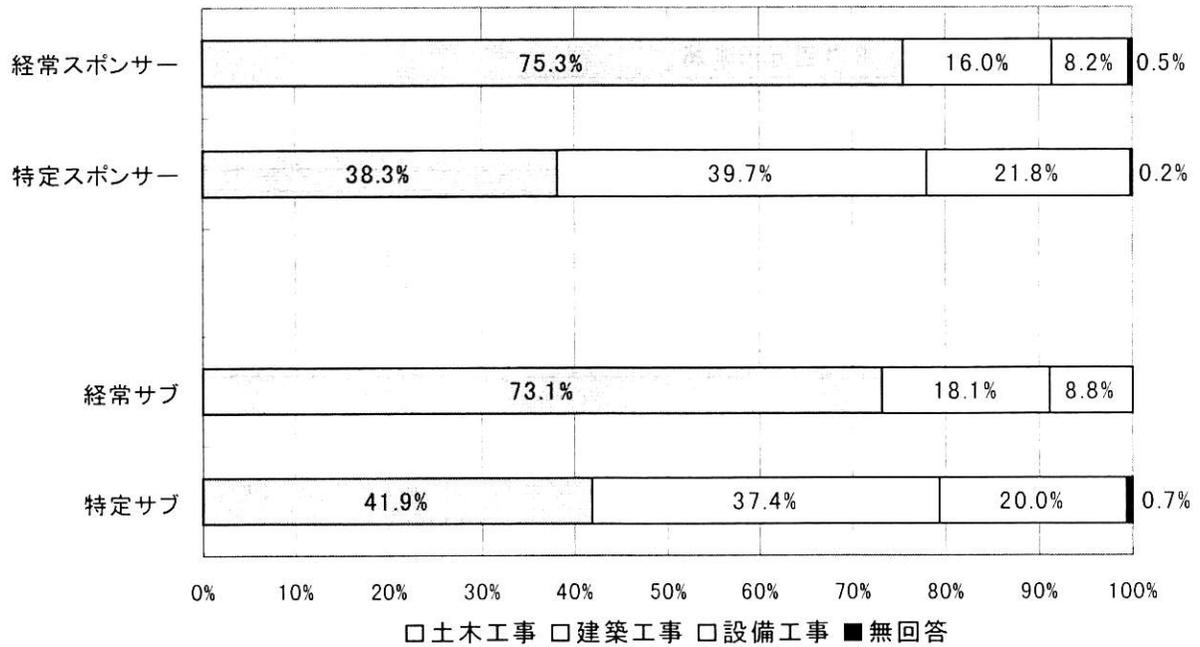
Aランク	720百万円以上	
Bランク	300百万円以上	720百万円未満
Cランク	60百万円以上	300百万円未満
Dランク	60百万円未満	



		Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	合計
スポンサー	経常	24 11.0%	80 36.5%	98 44.7%	17 7.8%	219 100.0%
	特定	281 47.2%	155 26.1%	139 23.4%	20 3.4%	595 100.0%
サブ	経常	28 16.4%	63 36.8%	69 40.4%	11 6.4%	171 100.0%
	特定	456 64.3%	148 20.9%	100 14.1%	5 0.7%	709 100.0%

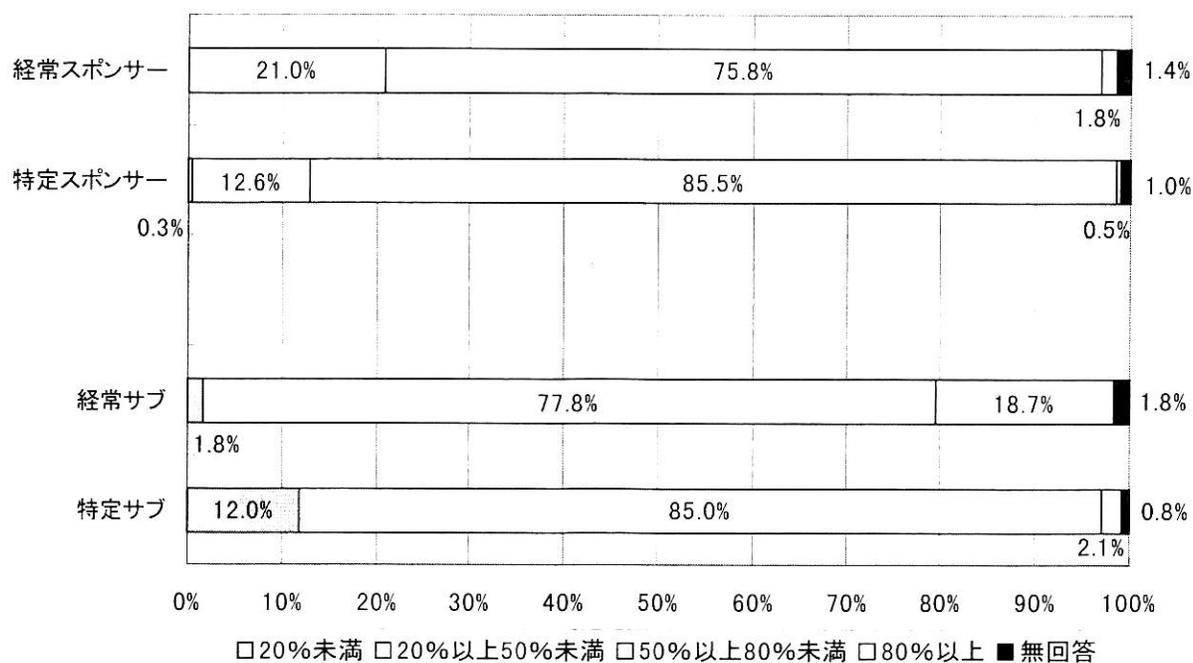
2. 対象工事の工事種別

1. 土木工事 2. 建築工事 3. 設備工事



		土木工事	建築工事	設備工事	無回答	計
スポンサー	経常	165 75.3%	35 16.0%	18 8.2%	1 0.5%	219 100.0%
	特定	228 38.3%	236 39.7%	130 21.8%	1 0.2%	595 100.0%
サブ	経常	125 73.1%	31 18.1%	15 8.8%	0 0.0%	171 100.0%
	特定	297 41.9%	265 37.4%	142 20.0%	5 0.7%	709 100.0%

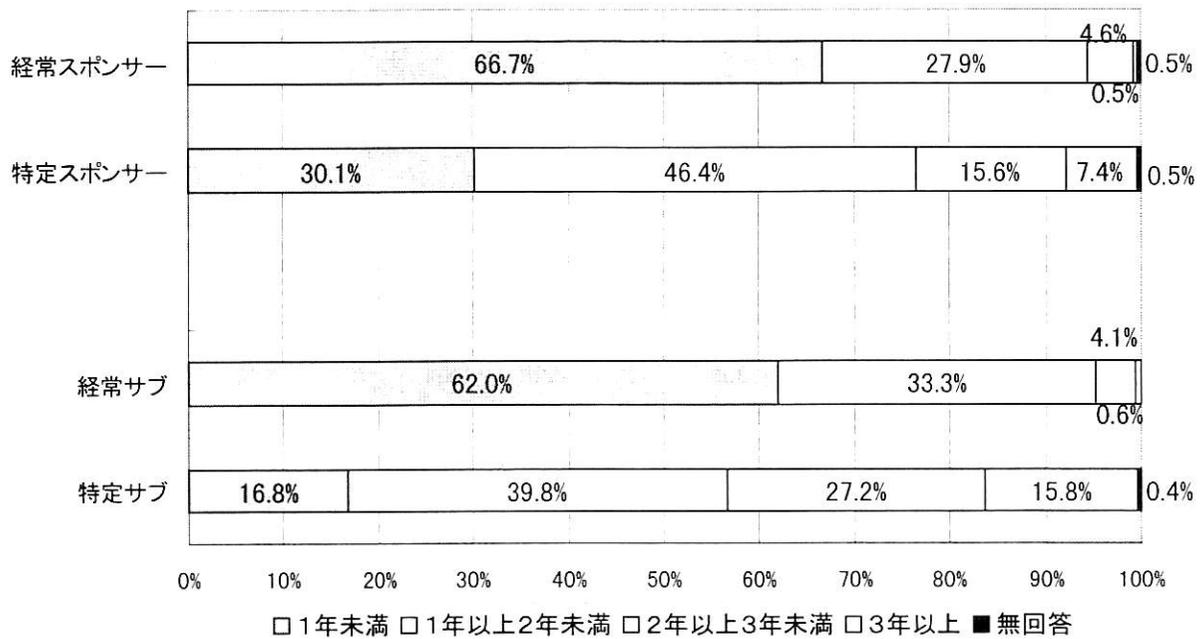
3. 対象JVの出資割合（自社の持分割合）



		20%未満	20%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上	無回答	合計
スポンサー	経常	0 0.0%	46 21.0%	166 75.8%	4 1.8%	3 1.4%	219 100.0%
	特定	2 0.3%	75 12.6%	509 85.5%	3 0.5%	6 1.0%	595 100.0%
サブ	経常	3 1.8%	133 77.8%	32 18.7%	0 0.0%	3 1.8%	171 100.0%
	特定	85 12.0%	603 85.0%	15 2.1%	0 0.0%	6 0.8%	709 100.0%

4. 対象工事の工期

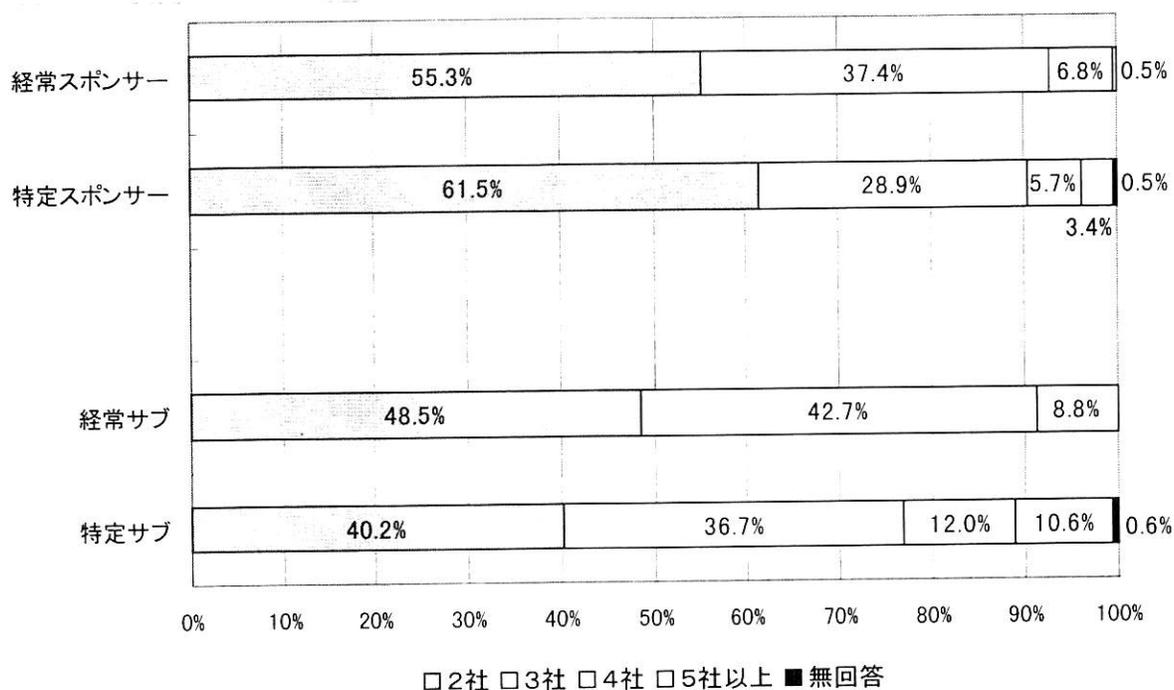
1. 1年未満 2. 1年以上2年未満
3. 2年以上3年未満 4. 3年以上



		1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	無回答	合計
スポンサー	経常	146 66.7%	61 27.9%	10 4.6%	1 0.5%	1 0.5%	219 100.0%
	特定	179 30.1%	276 46.4%	93 15.6%	44 7.4%	3 0.5%	595 100.0%
サブ	経常	106 62.0%	57 33.3%	7 4.1%	1 0.6%	0 0.0%	171 100.0%
	特定	119 16.8%	282 39.8%	193 27.2%	112 15.8%	3 0.4%	709 100.0%

5. 対象JVの構成員数

- 1. 2社 2. 3社
- 3. 4社 4. 5社以上



		2社	3社	4社	5社以上	無回答	合計
スポンサー	經常	121 55.3%	82 37.4%	15 6.8%	1 0.5%	0 0.0%	219 100.0%
	特定	366 61.5%	172 28.9%	34 5.7%	20 3.4%	3 0.5%	595 100.0%
サブ	經常	83 48.5%	73 42.7%	15 8.8%	0 0.0%	0 0.0%	171 100.0%
	特定	285 40.2%	260 36.7%	85 12.0%	75 10.6%	4 0.6%	709 100.0%

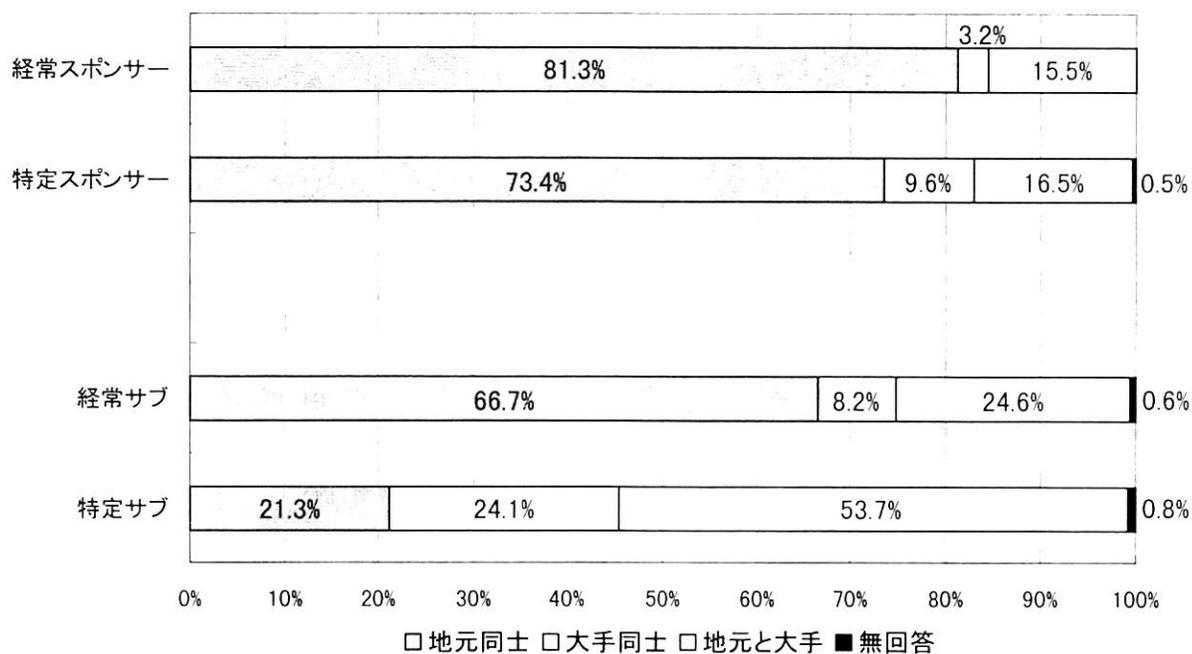
6. 対象JVの構成員の組合せ

1. 地元建設業者同士
2. 大手建設業者同士
3. 地元建設業者と大手建設業者との組合せ

(注)

ア. 地元建設業者…特定の地域を中心として営業している建設業者

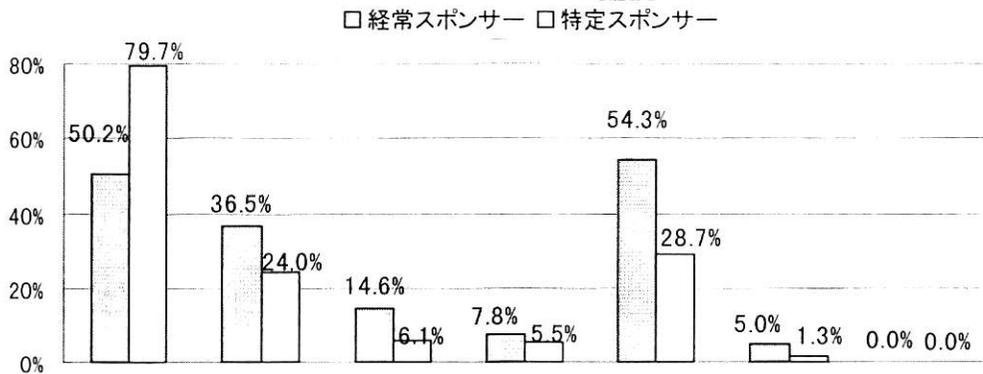
イ. 大手建設業者…全国的に営業展開を図っている建設業者



		地元同士	大手同士	地元と大手	無回答	合計
スポンサー	経常	178 81.3%	7 3.2%	34 15.5%	0 0.0%	219 100.0%
	特定	437 73.4%	57 9.6%	98 16.5%	3 0.5%	595 100.0%
サブ	経常	114 66.7%	14 8.2%	42 24.6%	1 0.6%	171 100.0%
	特定	151 21.3%	171 24.1%	381 53.7%	6 0.8%	709 100.0%

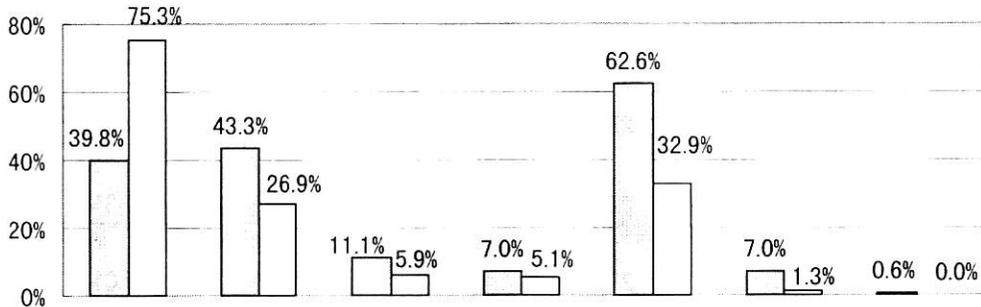
7. JVを結成した趣旨（複数回答）

- 1. 発注者の要請
- 2. 同業者の依頼
- 3. 資金負担軽減
- 4. 危険負担分散
- 5. 技術力の強化、拡充
- 6. 合併・協業化等、新たな組織形態の模索
- 7. 金融機関の要請



		発注者の要請	同業者の依頼	資金負担の軽減	危険負担の分散	技術力強化、拡充	合併・協業化等	金融機関の要請	回答総数
スポンサー	経常	110 50.2%	80 36.5%	32 14.6%	17 7.8%	119 54.3%	11 5.0%	0 0.0%	219
	特定	474 79.7%	143 24.0%	36 6.1%	33 5.5%	171 28.7%	8 1.3%	0 0.0%	595

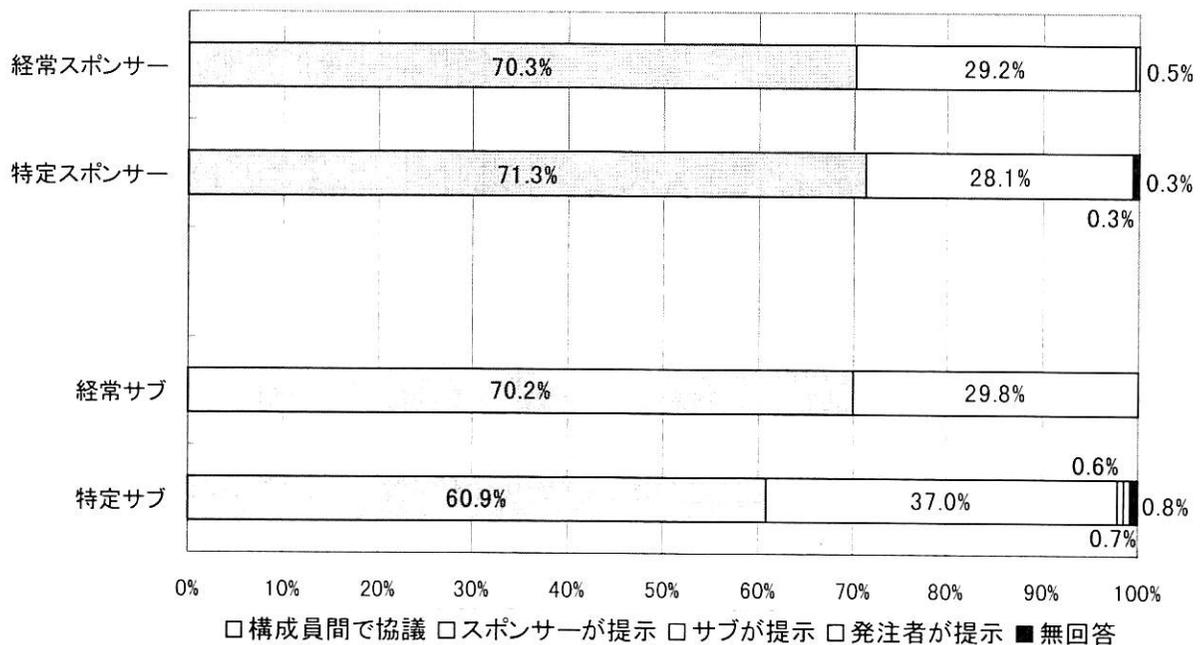
□ 経常サブ □ 特定サブ



		発注者の要請	同業者の依頼	資金負担の軽減	危険負担の分散	技術力強化、拡充	合併・協業化等	金融機関の要請	回答総数
サブ	経常	68 39.8%	74 43.3%	19 11.1%	12 7.0%	107 62.6%	12 7.0%	1 0.6%	171
	特定	534 75.3%	191 26.9%	42 5.9%	36 5.1%	233 32.9%	9 1.3%	0 0.0%	709

8. 対象工事の入札価格（見積提出金額）の決定方法

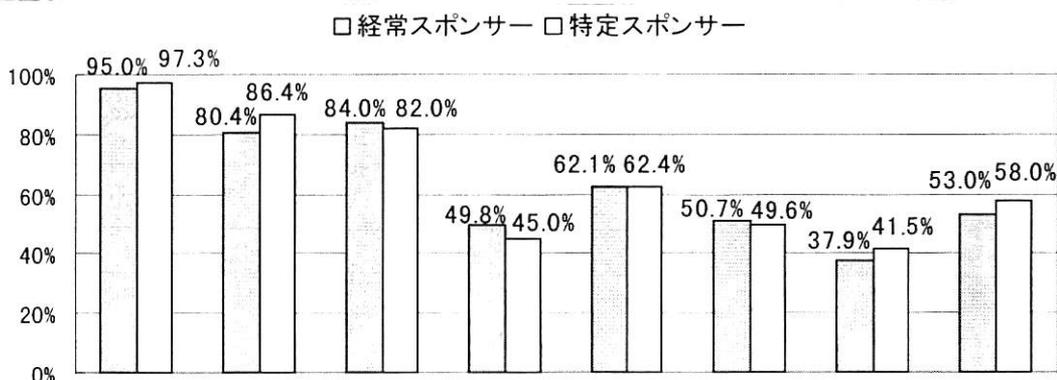
1. 構成員間で十分に協議 2. スポンサーが提示
3. サブが提示 4. 発注者が提示



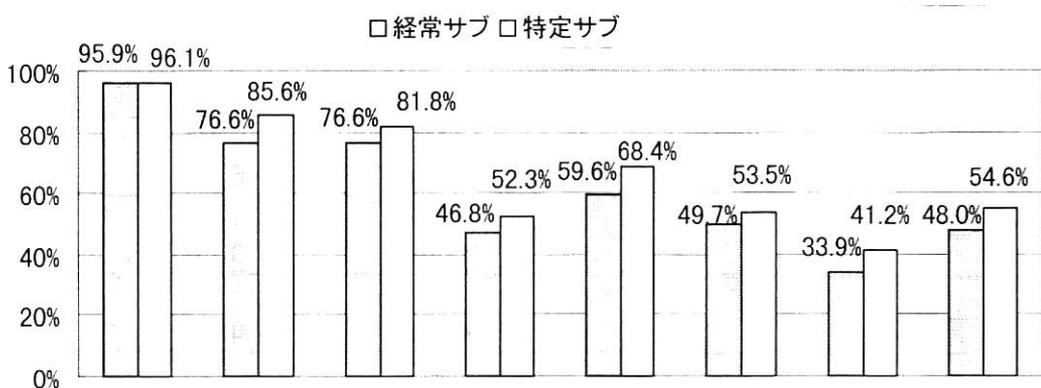
		構成員間で協議	スポンサーが提示	サブが提示	発注者が提示	無回答	合計
スポンサー	経常	154 70.3%	64 29.2%	0 0.0%	1 0.5%	0 0.0%	219 100.0%
	特定	424 71.3%	167 28.1%	0 0.0%	2 0.3%	2 0.3%	595 100.0%
サブ	経常	120 70.2%	51 29.8%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	171 100.0%
	特定	432 60.9%	262 37.0%	4 0.6%	5 0.7%	6 0.8%	709 100.0%

9. 対象JVにおいて作成した規則等（複数回答）

1. 運営委員会規則 2. 施工委員会規則 3. 経理取扱規則
 4. 工事事務所規則 5. 就業規則 6. 人事取扱規則 7. 購買管理規則
 8. 共同企業体解散後の瑕疵担保責任に関する覚書



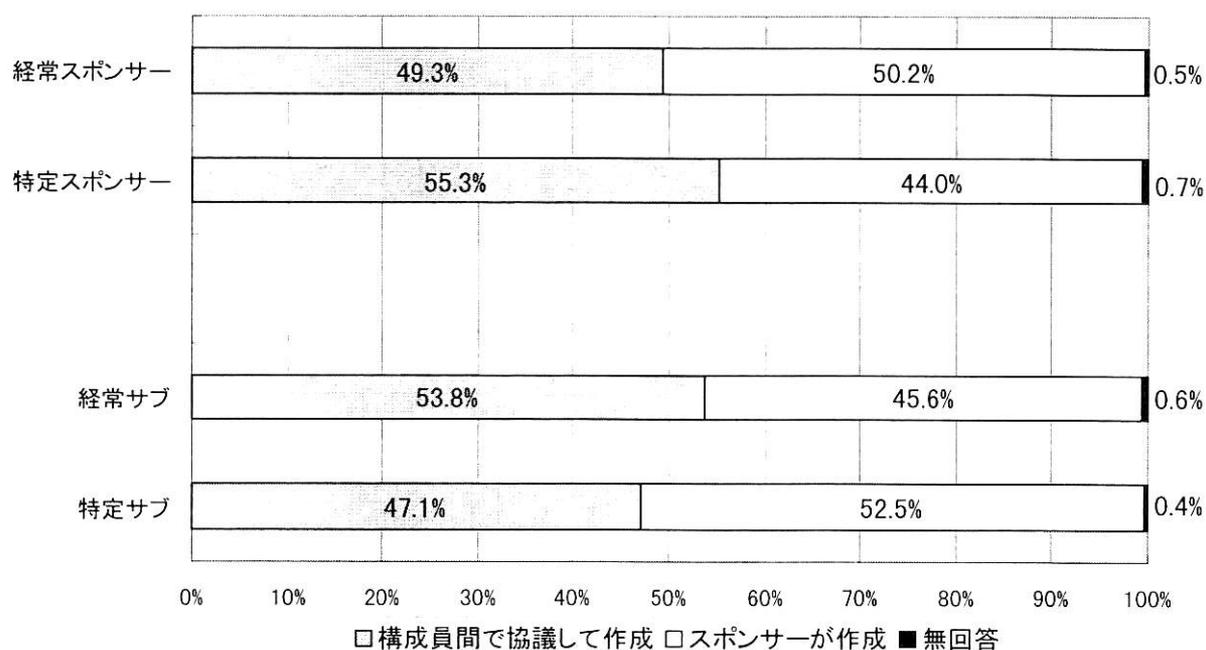
		運営委員会規則	施工委員会規則	経理取扱規則	工事事務所規則	就業規則	人事取扱規則	購買管理規則	瑕疵担保責任の覚書	回答総数
スポンサー	経常	208 95.0%	176 80.4%	184 84.0%	109 49.8%	136 62.1%	111 50.7%	83 37.9%	116 53.0%	219
	特定	579 97.3%	514 86.4%	488 82.0%	268 45.0%	371 62.4%	295 49.6%	247 41.5%	345 58.0%	595



		運営委員会規則	施工委員会規則	経理取扱規則	工事事務所規則	就業規則	人事取扱規則	購買管理規則	瑕疵担保責任の覚書	回答総数
サブ	経常	164 95.9%	131 76.6%	131 76.6%	80 46.8%	102 59.6%	85 49.7%	58 33.9%	82 48.0%	171
	特定	681 96.1%	607 85.6%	580 81.8%	371 52.3%	485 68.4%	379 53.5%	292 41.2%	387 54.6%	709

10. 対象工事の実行予算の作成方法

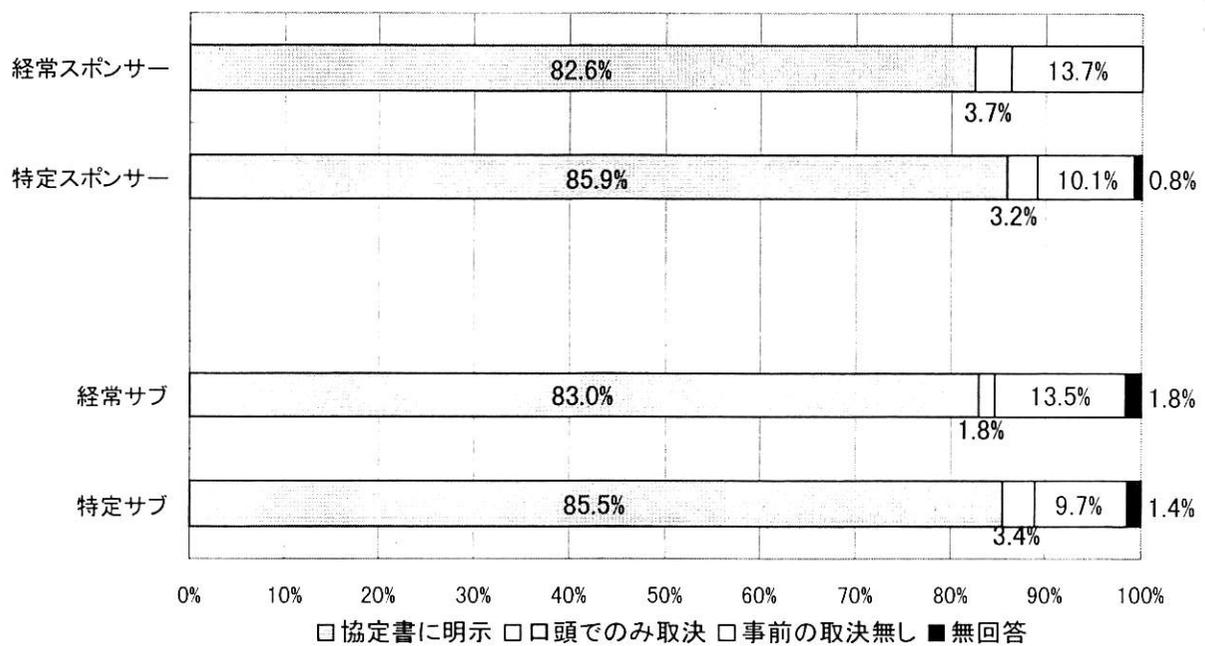
1. 各構成員が十分に協議して案を作成
2. スポンサーが案を作成



		構成員間で協議して作成	スポンサーが作成	無回答	合計
スポンサー	経常	108 49.3%	110 50.2%	1 0.5%	219 100.0%
	特定	329 55.3%	262 44.0%	4 0.7%	595 100.0%
サブ	経常	92 53.8%	78 45.6%	1 0.6%	171 100.0%
	特定	334 47.1%	372 52.5%	3 0.4%	709 100.0%

11. 対象工事が赤字となった場合の損失負担に対する事前の取決め

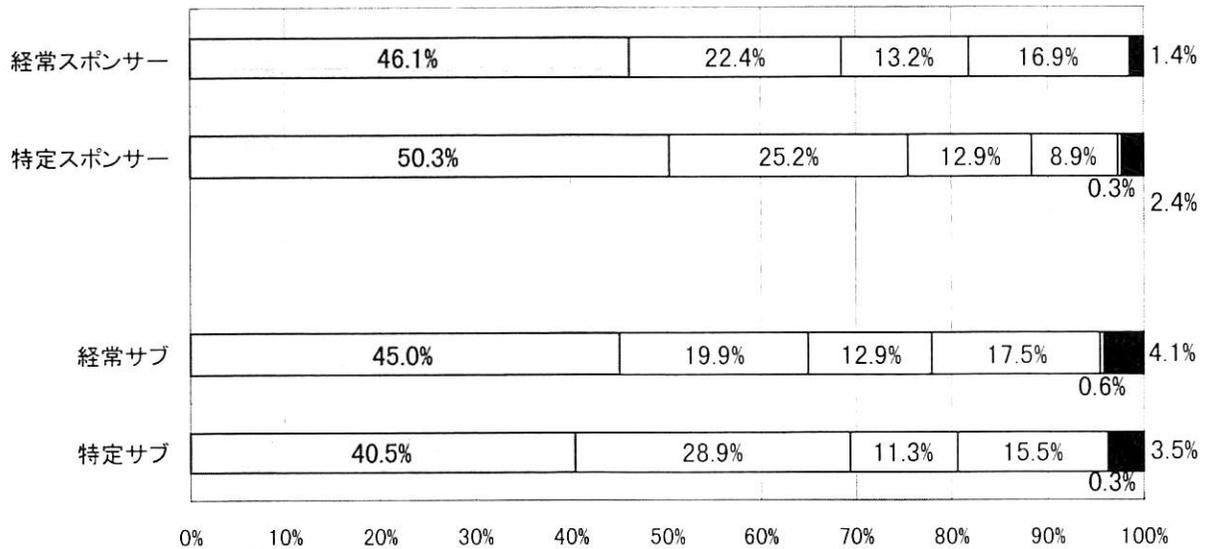
1. 協定書（細則を含む）に明示
2. 口頭でのみ取決め
3. 事前の取決めなし



		協定書に明示	口頭でのみ取決め	事前の取決め無し	無回答	合計
スポンサー	経常	181 82.6%	8 3.7%	30 13.7%	0 0.0%	219 100.0%
	特定	511 85.9%	19 3.2%	60 10.1%	5 0.8%	595 100.0%
サブ	経常	142 83.0%	3 1.8%	23 13.5%	3 1.8%	171 100.0%
	特定	606 85.5%	24 3.4%	69 9.7%	10 1.4%	709 100.0%

12. 下請業者（専門工事業者）の選定方法

1. 全て構成員間の協議により決定
2. 特定の金額を超えるものは構成員間で協議し、それ以外はスポンサーが決定
3. 特定の工種のみ構成員間で協議し、それ以外はスポンサーが決定
4. 全てスポンサーが決定
5. 下請業者の入札により決定

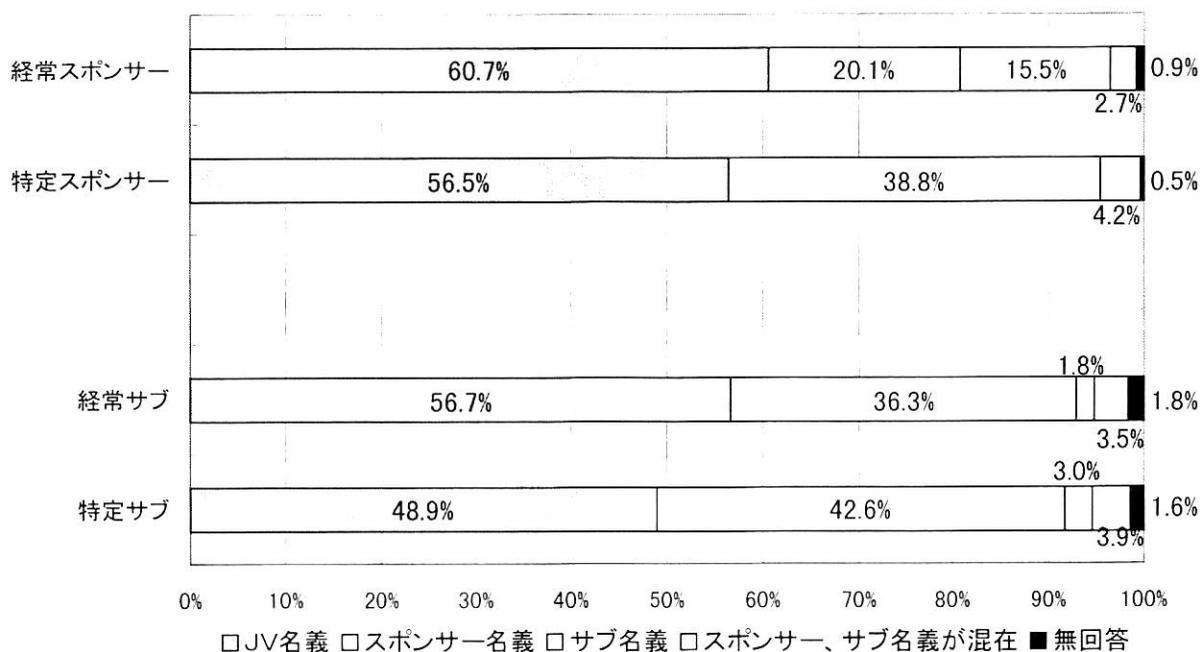


- 全て構成員間の協議で決定 特定金額: 構成員間で協議, それ以外: スポンサー
 特定工種: 構成員間で協議, それ以外: スポンサー 全てスポンサーが決定
 下請業者の入札により決定 無回答

		全て構成員間の協議で決定	特定金額: 構成員間で協議, それ以外: スポンサー	特定工種: 構成員間で協議, それ以外: スポンサー	全てスポンサーが決定	下請業者の入札により決定	無回答	合計
スポンサー	経常	101 46.1%	49 22.4%	29 13.2%	37 16.9%	0 0.0%	3 1.4%	219 100.0%
	特定	299 50.3%	150 25.2%	77 12.9%	53 8.9%	2 0.3%	14 2.4%	595 100.0%
サブ	経常	77 45.0%	34 19.9%	22 12.9%	30 17.5%	1 0.6%	7 4.1%	171 100.0%
	特定	287 40.5%	205 28.9%	80 11.3%	110 15.5%	2 0.3%	25 3.5%	709 100.0%

13. 下請業者との契約者

- 1. JV名義で契約
- 2. スポンサー名義で契約
- 3. サブ名義で契約
- 4. スポンサー、サブの名義の契約が混在

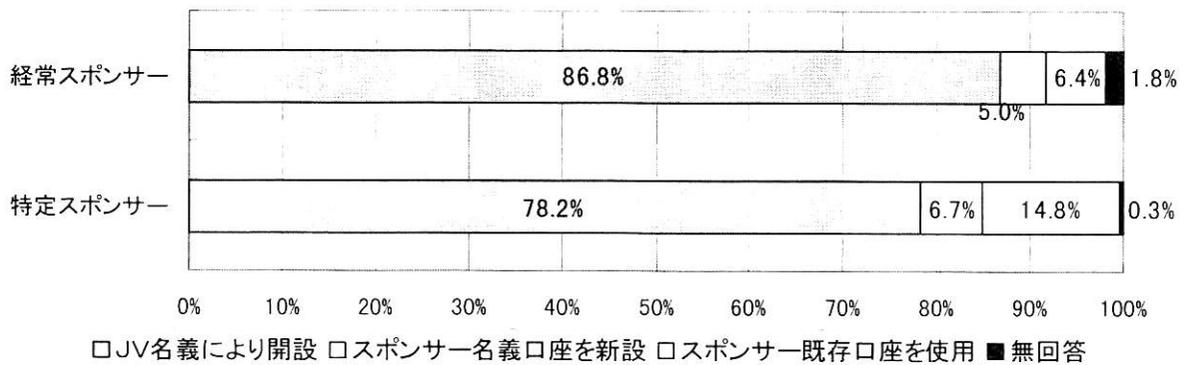


		JV名義	スポンサー名義	サブ名義	スポンサー、サブ名義が混在	無回答	合計
スポンサー	経常	133 60.7%	44 20.1%	34 15.5%	6 2.7%	2 0.9%	219 100.0%
	特定	336 56.5%	231 38.8%	0 0.0%	25 4.2%	3 0.5%	595 100.0%
サブ	経常	97 56.7%	62 36.3%	3 1.8%	6 3.5%	3 1.8%	171 100.0%
	特定	347 48.9%	302 42.6%	21 3.0%	28 3.9%	11 1.6%	709 100.0%

14. JVに係る預金口座の開設

- 1. JV名義による口座を開設
- 2. スポンサー名義の口座を新たに開設
- 3. スポンサーの既存の口座を使用

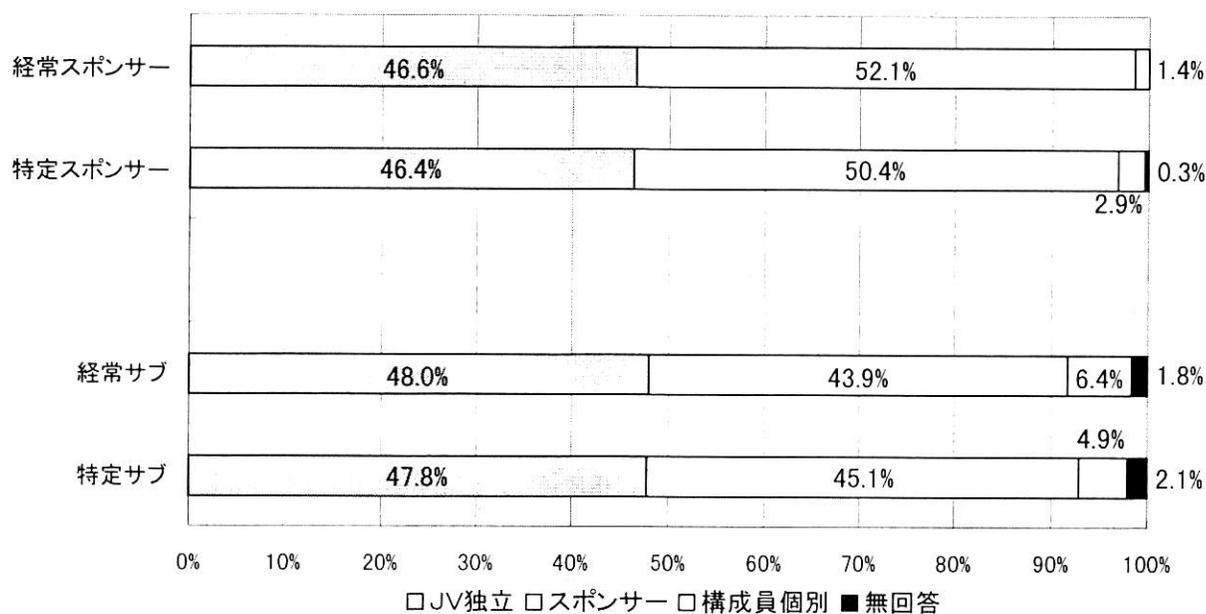
スポンサーのみ



	JV名義により開設	スポンサー名義口座を新設	スポンサー既存口座を使用	無回答	合計
経常	190 86.8%	11 5.0%	14 6.4%	4 1.8%	219 100.0%
特定	465 78.2%	40 6.7%	88 14.8%	2 0.3%	595 100.0%

15. JV会計の独立性

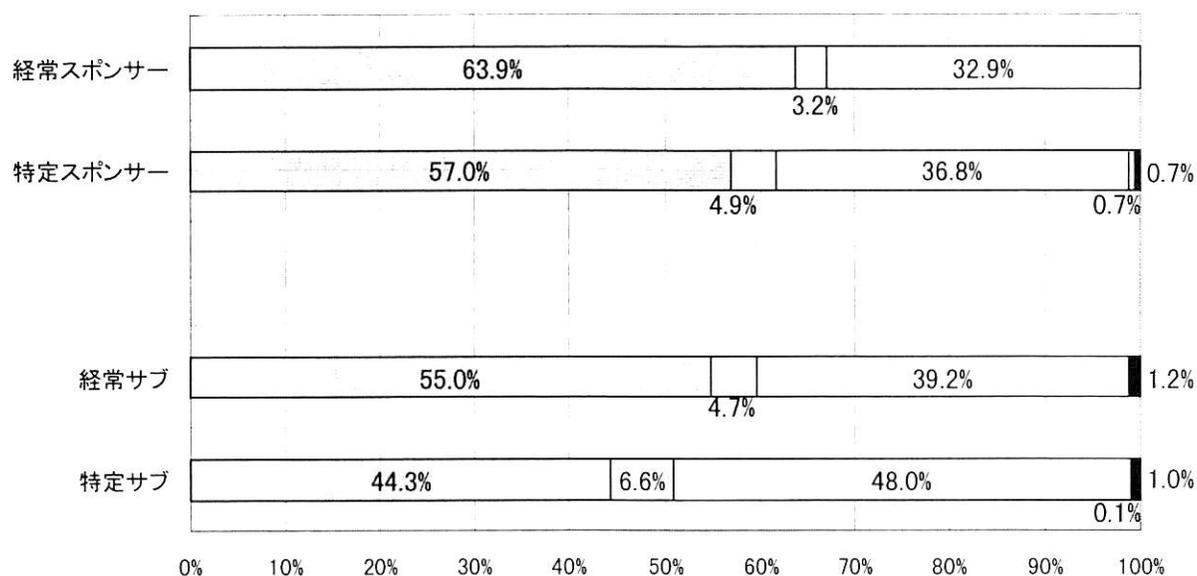
1. JVとして独立した会計組織により処理
2. スポンサーの会計組織内にJVの会計を組み込んで処理
3. JVとしての会計組織を設けず、構成員が個別に処理



		JVの独立した会計組織で処理	スポンサーの会計組織内に組込んで処理	JVの会計組織を設けず、構成員が個別に処理	無回答	合計
スポンサー	経常	102 46.6%	114 52.1%	3 1.4%	0 0.0%	219 100.0%
	特定	276 46.4%	300 50.4%	17 2.9%	2 0.3%	595 100.0%
サブ	経常	82 48.0%	75 43.9%	11 6.4%	3 1.8%	171 100.0%
	特定	339 47.8%	320 45.1%	35 4.9%	15 2.1%	709 100.0%

16. 発注者からJVへ支払われた前受金の管理

1. JV口座にて管理
2. 構成員に分配せず、スポンサーの口座にて管理
3. 構成員に分配して管理
4. その他（具体的に： ）

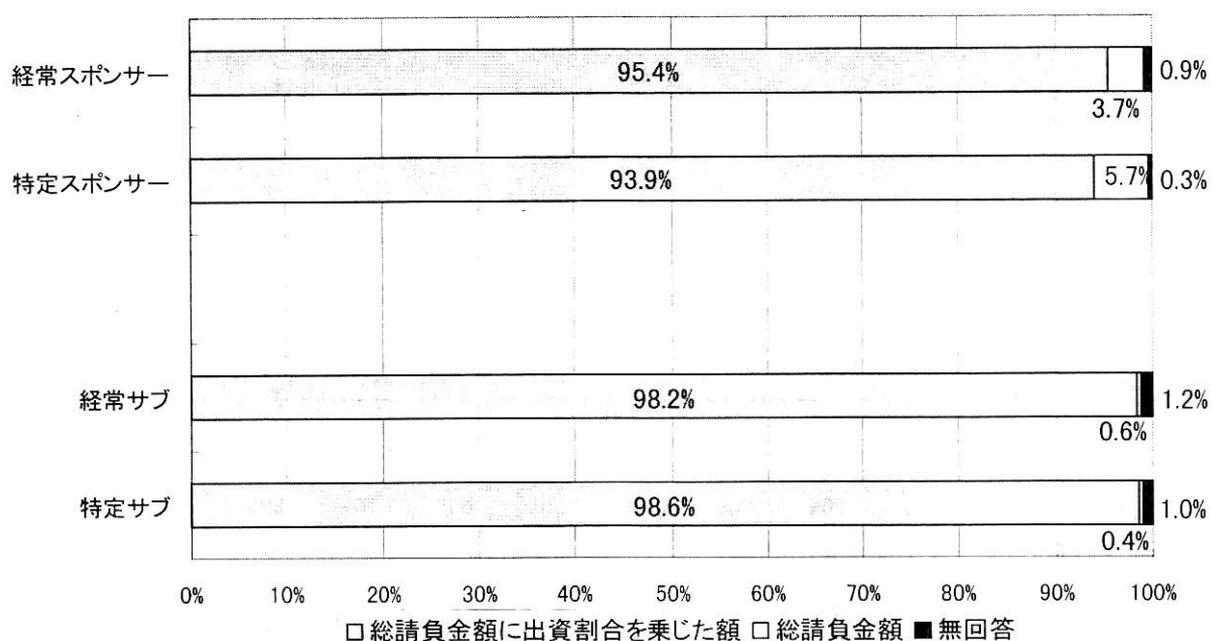


- JV口座にて管理
- 構成員に分配せず、スポンサーの口座にて管理
- 構成員に分配して管理
- その他：前受金無し
- 無回答

		JV口座にて管理	構成員に分配せず、スポンサーの口座にて管理	構成員に分配して管理	その他（前受金無し）	無回答	合計
スポンサー	経常	140 63.9%	7 3.2%	72 32.9%	0 0.0%	0 0.0%	219 100.0%
	特定	339 57.0%	29 4.9%	219 36.8%	4 0.7%	4 0.7%	595 100.0%
サブ	経常	94 55.0%	8 4.7%	67 39.2%	0 0.0%	2 1.2%	171 100.0%
	特定	314 44.3%	47 6.6%	340 48.0%	1 0.1%	7 1.0%	709 100.0%

18. 対象工事における自社分の完成工事高の計上金額

1. 総請負金額に出資割合を乗じた額
2. 総請負金額

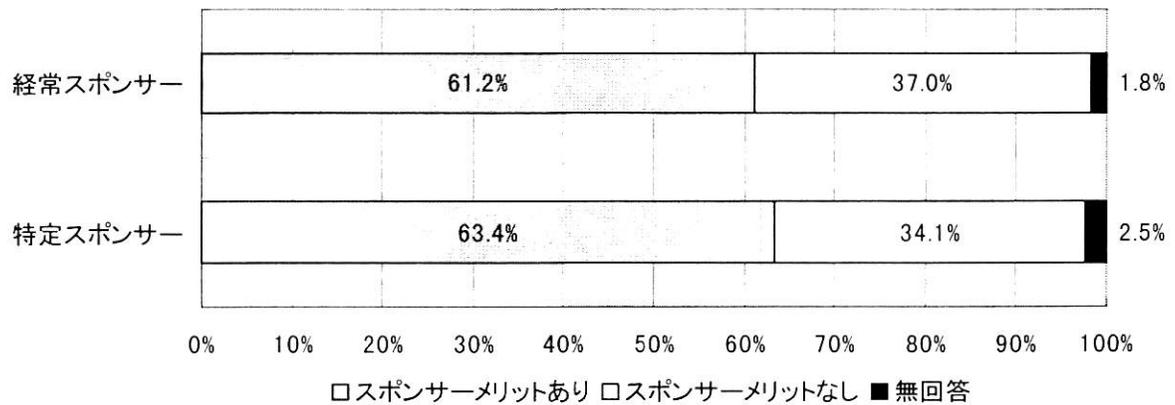


		総請負金額に出資割合を乗じた額	総請負金額	無回答	合計
スポンサー	経常	209 95.4%	8 3.7%	2 0.9%	219 100.0%
	特定	559 93.9%	34 5.7%	2 0.3%	595 100.0%
サブ	経常	168 98.2%	1 0.6%	2 1.2%	171 100.0%
	特定	699 98.6%	3 0.4%	7 1.0%	709 100.0%

19. スポンサーメリットの有無

1. スポンサーメリットあり
2. スポンサーメリットなし

スポンサーのみ

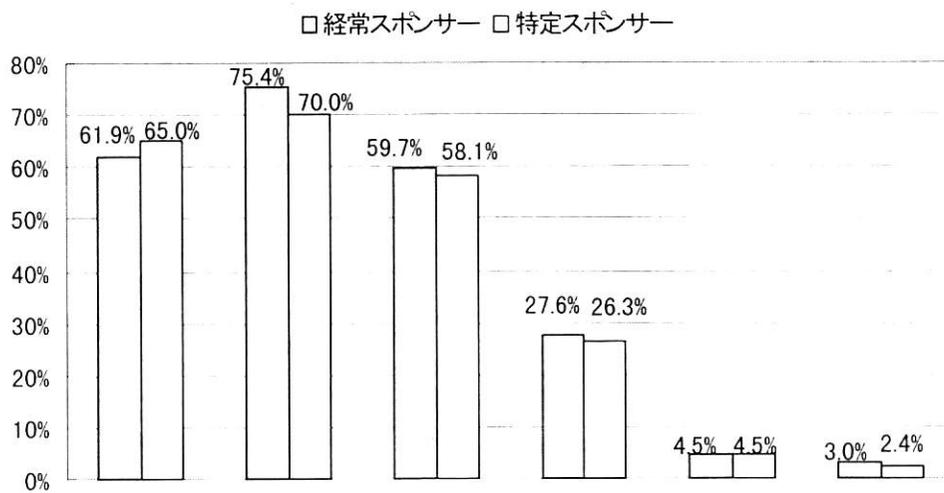


	スポンサーメリットあり	スポンサーメリットなし	無回答	合計
經常	134 61.2%	81 37.0%	4 1.8%	219 100.0%
特定	377 63.4%	203 34.1%	15 2.5%	595 100.0%

20. スポンサーメリットとなったもの（複数回答）

- 1. 協定原価の決定権によるもの
- 2. 下請業者の選定権によるもの
- 3. 自社の資機材等の優先的使用
- 4. 資機材等の調達価額が協定原価を下回ったことによる益金
- 5. 出資金等の利息
- 6. 設計変更、追加工事等の値増金

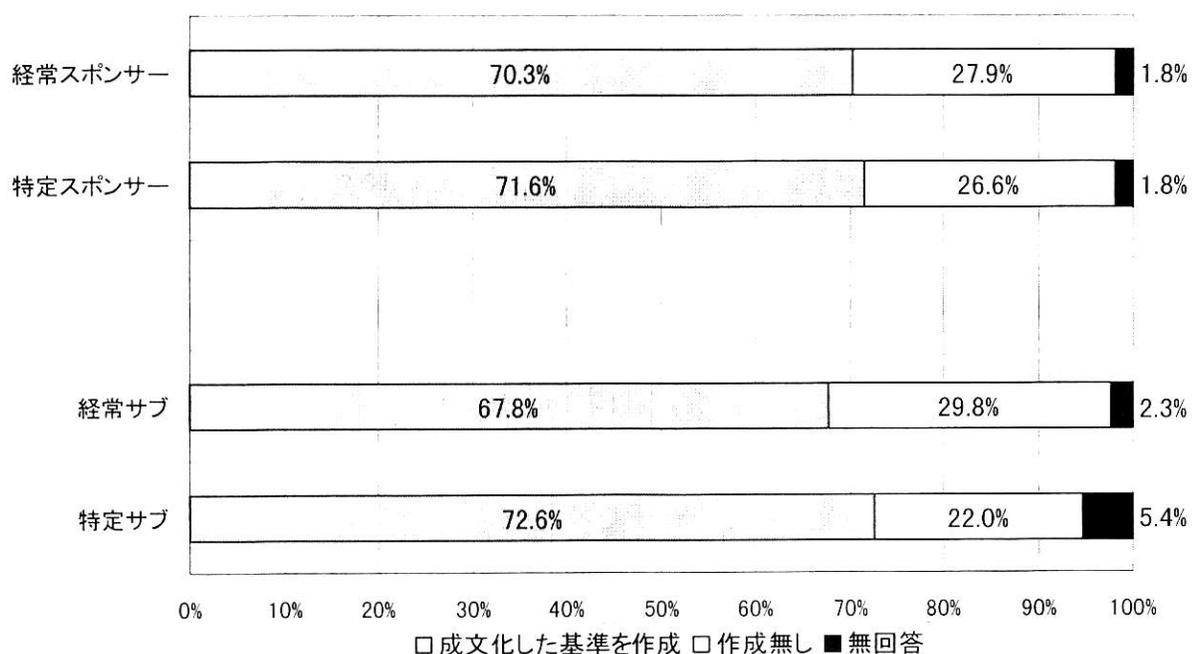
スポンサーのみ



	協定原価の決定権	下請業者の選定権	自社の資機材の優先使用	資機材等の調達に係る益金	出資金等の利息	設計変更、追加工事等の値増金	回答総数
経常	83 61.9%	101 75.4%	80 59.7%	37 27.6%	6 4.5%	4 3.0%	134
特定	245 65.0%	264 70.0%	219 58.1%	99 26.3%	17 4.5%	9 2.4%	377

21. 協定原価算入基準案の作成の有無

1. 成文化した基準を作成
2. 作成なし



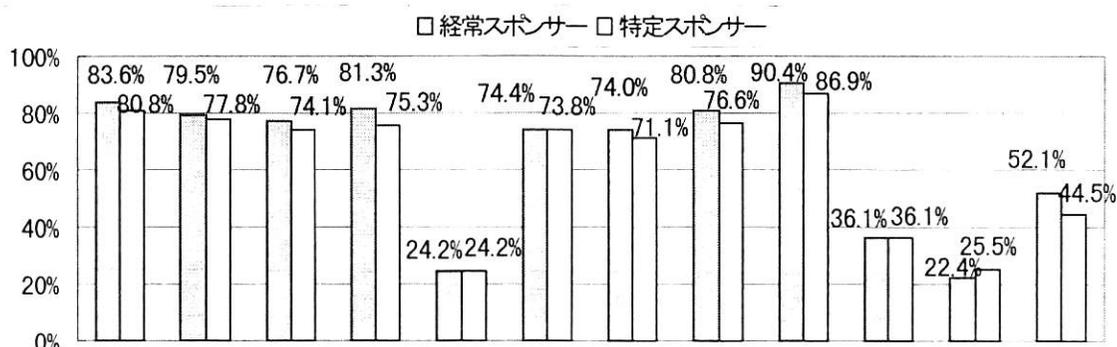
		成文化した 基準を作成	作成無し	無回答	合計
スポンサー	経常	154 70.3%	61 27.9%	4 1.8%	219 100.0%
	特定	426 71.6%	158 26.6%	11 1.8%	595 100.0%
サブ	経常	116 67.8%	51 29.8%	4 2.3%	171 100.0%
	特定	515 72.6%	156 22.0%	38 5.4%	709 100.0%

22. 協定原価に算入したもの（複数回答）、

協定原価への算入が問題となったものについて（複数回答）

1. 仮設損料・工具等修繕費・損耗費
2. 動力燃料光熱費
3. 運搬費
4. 機械等経費
5. 見積費用
6. 衛生、安全、厚生に要する費用
7. 労働者災害補償保険法による事業主負担補償費
8. 事務所、倉庫、宿舍等の借地借家料
9. 給与・諸手当
10. 賞与
11. 退職給与引当金繰入額
12. 社会保険料
13. 職員に対する慰安・娯楽費・健康管理経費
14. 什器・備品リース代
15. 通信費・交通費・旅費
16. 交際費
17. 寄付金
18. 補償費
19. J V各委員会等諸費用
20. 各構成員の社内金利
21. 構成員事務代行経費・電算処理費
22. 事前経費
23. 前払保証料

（協定原価に算入したもの）

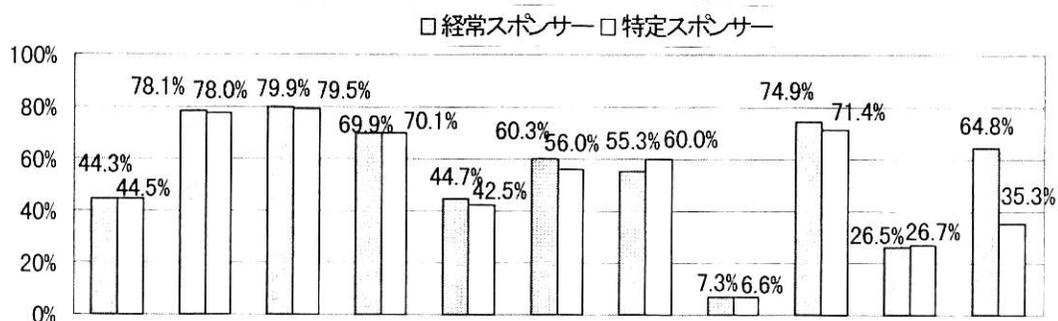


スポンサー	経常	仮設損料・工具等修繕費・損耗費	動力燃料光熱費	運搬費	機械等経費	見積費用	衛生、安全、厚生に要する費用	労働者災害補償保険法による事業主負担補償費	事務所、倉庫、宿舍等の借地借家料	給与・諸手当	賞与	退職給与引当金繰入額	社会保険料
		183	174	168	178	53	163	162	177	198	79	49	114
経常	83.6%	79.5%	76.7%	81.3%	24.2%	74.4%	74.0%	80.8%	90.4%	36.1%	22.4%	52.1%	
スポンサー	特定	仮設損料・工具等修繕費・損耗費	動力燃料光熱費	運搬費	機械等経費	見積費用	衛生、安全、厚生に要する費用	労働者災害補償保険法による事業主負担補償費	事務所、倉庫、宿舍等の借地借家料	給与・諸手当	賞与	退職給与引当金繰入額	社会保険料
		481	463	441	448	144	439	423	456	517	215	152	265
特定	80.8%	77.8%	74.1%	75.3%	24.2%	73.8%	71.1%	76.6%	86.9%	36.1%	25.5%	44.5%	

（協定原価への算入が問題となったもの）

スポンサー	経常	仮設損料・工具等修繕費・損耗費	動力燃料光熱費	運搬費	機械等経費	見積費用	衛生、安全、厚生に要する費用	労働者災害補償保険法による事業主負担補償費	事務所、倉庫、宿舍等の借地借家料	給与・諸手当	賞与	退職給与引当金繰入額	社会保険料
		5	1	2	7	7	1	4	5	34	10	3	1
経常	2.7%	0.6%	1.2%	3.9%	13.2%	0.6%	2.5%	2.8%	17.2%	12.7%	6.1%	0.9%	
スポンサー	特定	仮設損料・工具等修繕費・損耗費	動力燃料光熱費	運搬費	機械等経費	見積費用	衛生、安全、厚生に要する費用	労働者災害補償保険法による事業主負担補償費	事務所、倉庫、宿舍等の借地借家料	給与・諸手当	賞与	退職給与引当金繰入額	社会保険料
		22	3	2	15	26	5	5	6	113	30	17	9
特定	4.6%	0.6%	0.5%	3.3%	18.1%	1.1%	1.2%	1.3%	21.9%	14.0%	11.2%	3.4%	

(協定原価に算入したもの)

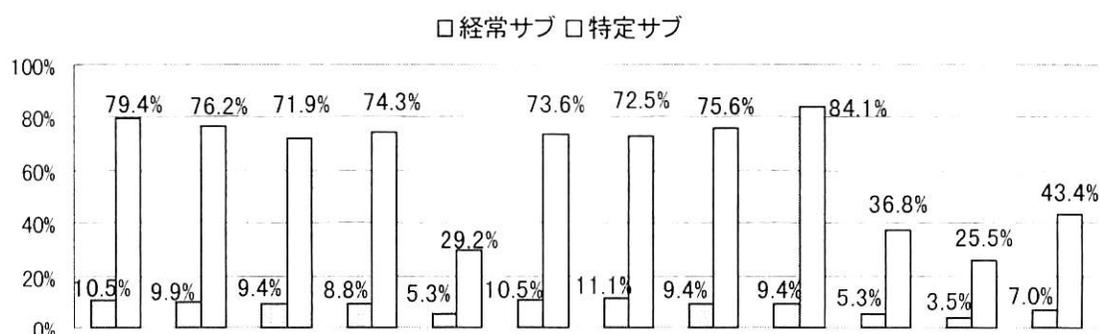


		健康管理経費	職員に対する慰安・娯楽費	什器・備品リース代	通信費・交通費・旅費	交際費	寄付金	補償費	J・V各委員会等諸費用	内金利	各構成員の社内金	処理費	行経費・電算	構成員事務代	事前経費	前払保証料	回答総数							
スポンサー	経常	97	171	175	153	98	132	121	16	164	58	142	219	44.3%	78.1%	79.9%	69.9%	44.7%	60.3%	55.3%	7.3%	74.9%	26.5%	64.8%
	特定	265	464	473	417	253	333	357	39	425	159	210	595	44.5%	78.0%	79.5%	70.1%	42.5%	56.0%	60.0%	6.6%	71.4%	26.7%	35.3%

(協定原価への算入が問題となったもの)

スポンサー	経常	3	1	5	13	4	3	4	2	19	7	2	219	3.1%	0.6%	2.9%	8.5%	4.1%	2.3%	3.3%	12.5%	11.6%	12.1%	1.4%
	特定	8	3	16	18	9	11	10	3	71	24	5	595	3.0%	0.6%	3.4%	4.3%	3.6%	3.3%	2.8%	7.7%	16.7%	15.1%	2.4%

(協定原価に算入したもの)

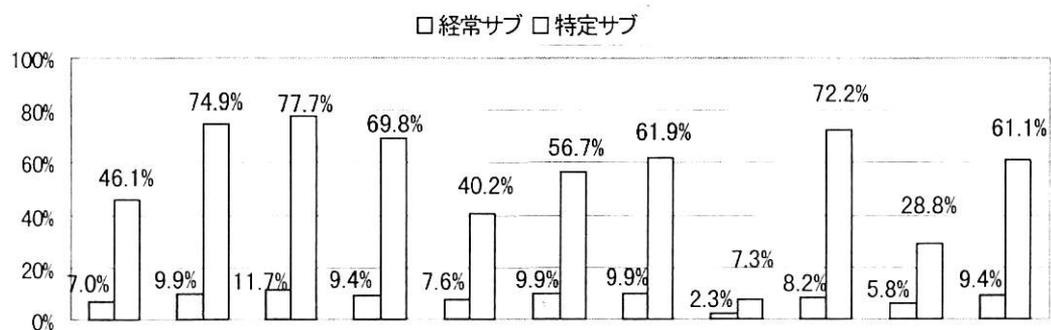


		修繕費・損料・工具等	動力燃料光熱費	運搬費	機械等経費	見積費用	衛生、安全、厚生に要する費用	労働者災害補償保険法による事業主負担補償費	事務所、倉庫、宿舍等の借地借家料	給与・諸手当	賞与	退職給与引当金繰入額	社会保険料
サブ	経常	18 10.5%	17 9.9%	16 9.4%	15 8.8%	9 5.3%	18 10.5%	19 11.1%	16 9.4%	16 9.4%	9 5.3%	6 3.5%	12 7.0%
	特定	563 79.4%	540 76.2%	510 71.9%	527 74.3%	207 29.2%	522 73.6%	514 72.5%	536 75.6%	596 84.1%	261 36.8%	181 25.5%	308 43.4%

(協定原価への算入が問題となったもの)

サブ	経常	5 2.9%	3 1.8%	1 0.6%	7 4.1%	6 3.5%	1 0.6%	2 1.2%	0 0.0%	28 16.4%	9 5.3%	4 2.3%	4 2.3%
	特定	19 2.7%	5 0.7%	5 0.7%	14 2.0%	40 5.6%	5 0.7%	6 0.8%	7 1.0%	147 20.7%	30 4.2%	17 2.4%	6 0.8%

(協定原価に算入したもの)



		健康管理経費	慰安・娯楽費・職員に対する代	什器・備品リース代	費・旅費	通信費・交通費	交際費	寄付金	補償費	等諸費用	J/V各委員会	内金利	各構成員の社	処理費	行経費・電算	構成員事務代	事前経費	前払保証料	回答総数
サブ	経常	12	17	20	16	13	17	17	4	14	10	16	171						
	特定	327	531	551	495	285	402	439	52	512	204	433	709						
		7.0%	9.9%	11.7%	9.4%	7.6%	9.9%	9.9%	2.3%	8.2%	5.8%	9.4%							
		46.1%	74.9%	77.7%	69.8%	40.2%	56.7%	61.9%	7.3%	72.2%	28.8%	61.1%							

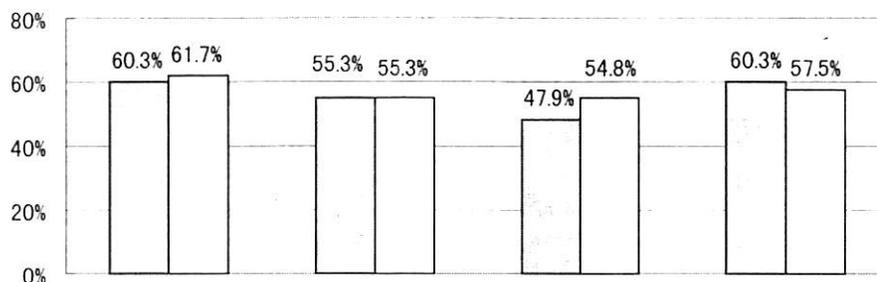
(協定原価への算入が問題となったもの)

サブ	経常	5	4	5	6	4	4	2	3	15	9	2	171
	特定	8	6	19	23	15	12	10	6	74	45	12	709
		2.9%	2.3%	2.9%	3.5%	2.3%	2.3%	1.2%	1.8%	8.8%	5.3%	1.2%	
		1.1%	0.8%	2.7%	3.2%	2.1%	1.7%	1.4%	0.8%	10.4%	6.3%	1.7%	

23. 対象JVにおいて作成した会計帳簿等（複数回答）

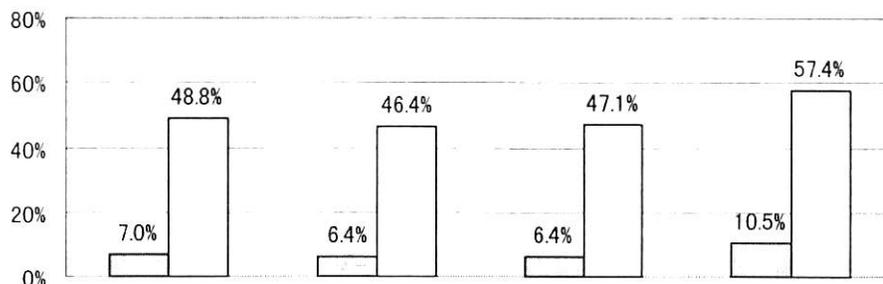
1. 仕訳帳 2. 総勘定元帳
3. 月次試算表 4. 月次資金収支表

□ 経常スポンサー □ 特定スポンサー



		仕訳帳	総勘定元帳	月次試算表	月次資金収支表	回答総数
スポンサー	特定	132 60.3%	121 55.3%	105 47.9%	132 60.3%	219
	経常	367 61.7%	329 55.3%	326 54.8%	342 57.5%	595

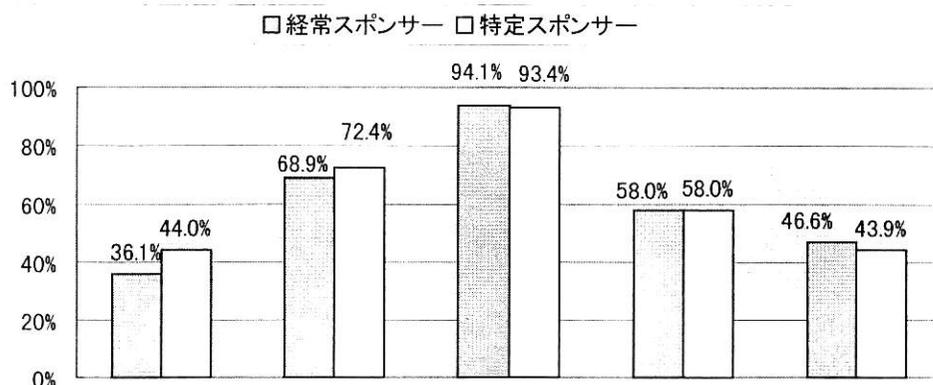
□ 経常サブ □ 特定サブ



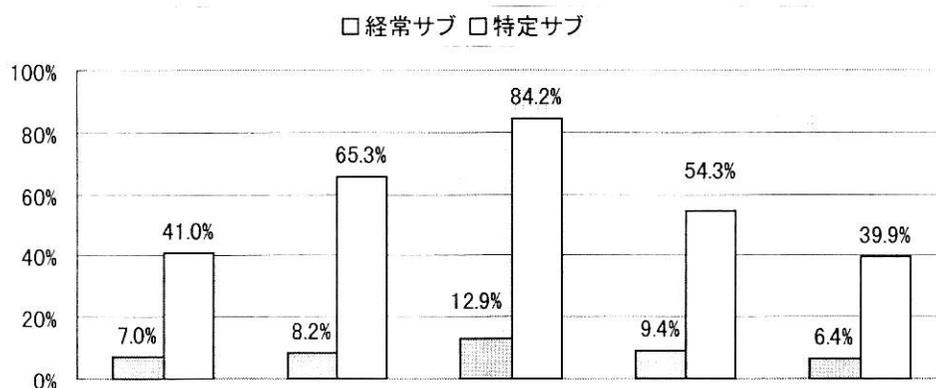
		仕訳帳	総勘定元帳	月次試算表	月次資金収支表	回答総数
サブ	特定	12 7.0%	11 6.4%	11 6.4%	18 10.5%	171
	経常	346 48.8%	329 46.4%	334 47.1%	407 57.4%	709

24. 対象JVにおいて作成した財務諸表等（複数回答）

- 1. 貸借対照表
- 2. 損益計算書
- 3. 工事原価報告書
- 4. 資金収支表
- 5. 附属明細書



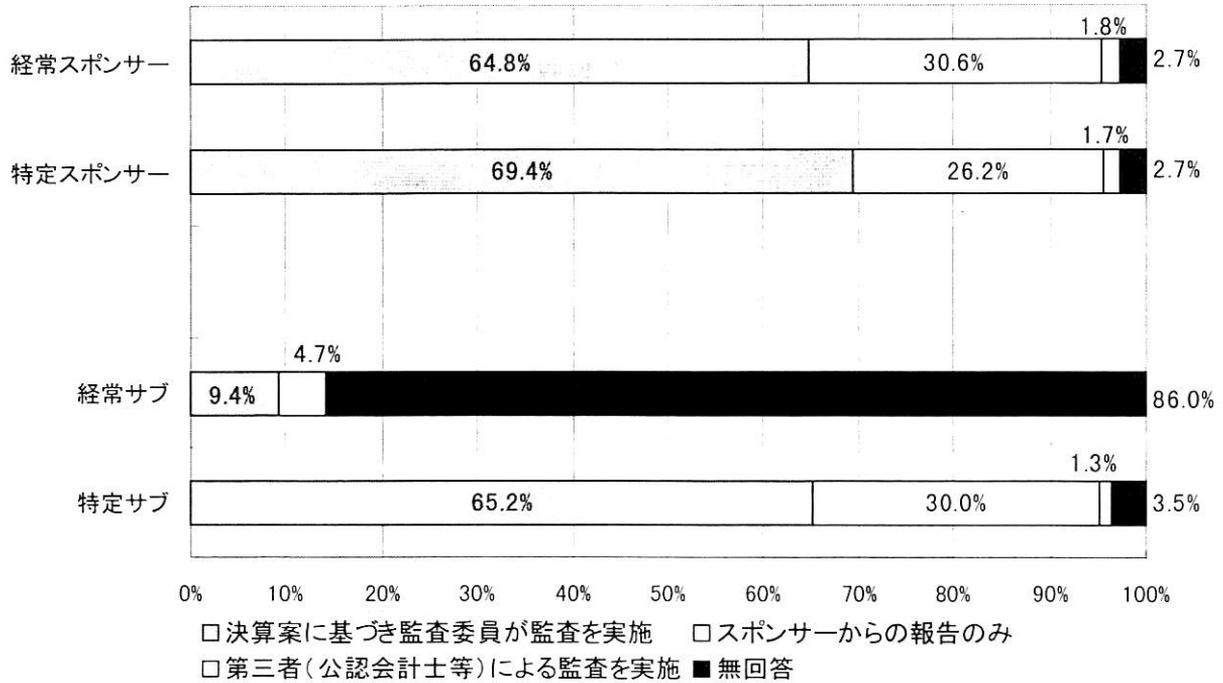
		貸借対照表	損益計算書	工事原価報告書	資金収支表	附属明細書	回答総数
スポンサー	経常	79 36.1%	151 68.9%	206 94.1%	127 58.0%	102 46.6%	219
	特定	262 44.0%	431 72.4%	556 93.4%	345 58.0%	261 43.9%	595



		貸借対照表	損益計算書	工事原価報告書	資金収支表	附属明細書	回答総数
サブ	経常	12 7.0%	14 8.2%	22 12.9%	16 9.4%	11 6.4%	171
	特定	291 41.0%	463 65.3%	597 84.2%	385 54.3%	283 39.9%	709

25. 対象JVの監査の実施状況

1. 決算案に基づき監査委員が監査を実施 2. スポンサーからの報告のみ
3. 第三者（公認会計士等）による監査を実施



		決算案に基づき監査委員が監査を実施	スポンサーからの報告のみ	第三者（公認会計士等）による監査を実施	無回答	合計
スポンサー	経常	142 64.8%	67 30.6%	4 1.8%	6 2.7%	219 100.0%
	特定	413 69.4%	156 26.2%	10 1.7%	16 2.7%	595 100.0%
サブ	経常	16 9.4%	8 4.7%	0 0.0%	147 86.0%	171 100.0%
	特定	462 65.2%	213 30.0%	9 1.3%	25 3.5%	709 100.0%

第IV章 「J Vに関する一般的な処理」

第IV章 「JVに関する一般的な処理」

1. JVに関する会計処理科目

JVに関する会計処理科目については、現在、明確な規定がないため、各社の処理科目に相違が見られる。回答結果についても、JVに対する支出金の処理科目は、「JV出資金」、「JV仮払金」、「未成工事支出金」など様々であった。

参照：P85

また、JVに対する受入金の処理科目についても、「〇〇会社出資金」、「〇〇会社預り金」、「未成工事受入金」など様々であった。

JVに関する会計処理科目について、統一した規則がないと、各建設会社の貸借対照表項目が統一されず会社間の比較ができないため、十分な経営分析ができなくなる。

参照：P86

2. 工事進行基準の適用について

工事進行基準を採用している会社は全体で 22.8%であり、完成工事高が大きい会社ほど採用している率は高くなっていた（500億円以上 58.9%、100億円以上 500億円未満 38.2%、50億円以上 100億円未満 20.1%）。

工事進行基準を適用する場合の判定基準については、ほとんどの会社が工期と工事請負金額の出資割合を乗じた額によっていた（平均 68.1%、500億円以上 92.9%、100億円以上 500億円未満 76.1%、50億円以上 100億円未満 42.9%）。

工事進行基準は、今後、大手建設会社から中小建設会社に浸透していくものと思われるため、具体的な適用基準や会計処理についての指針が必要となる。

参照：P91, 94

3. 協力施工方式について

協力施工方式（昭和 58 年 6 月建設省計建発第 108 号：参考資料 4、P127）による工事実績の有無に対する質問に対して、全体で 37.7%が「実績がある」と回答した。この方式による工事がかなり浸透していることがはっきりした。また、「実績がある」と回答した会社のうち完成工事高が大きい会社ほど施工した実績は高くなっていた（500 億円以上 68.4%、100 億円以上 500 億円未満 55.9%、50 億円以上 100 億円未満 38.1%）。

完成工事高の計上方法は「総請負金額に出資割合を乗じた額」としていた会社は全体で 73.3%であり、「総請負金額」を完成工事高としている会社は全体で 22.9%であった。完成工事高が 500 億円以上の大会社では、「総請負金額」を完成工事高としている会社が 38.5%あり、協力施工方式を下請契約と同様に考えていることが伺えた。

参照：P97, 98

4. J V 工事の在り方について

J V 工事の在り方についての質問に対して、「現状の方式を継続すべき」とする回答は全体の 42.8%あったが、「部分的手直しをして継続すべき」又は「基本的仕組みを再検討すべき」とする回答も 45.9%あった。「部分的手直しをして継続すべき」又は「基本的仕組みを再検討すべき」とする意見は、完成工事高が大きい会社ほど多くなり、500 億円以上の大会社では、「現状の方式を継続すべき」とする回答は 18.9%にすぎず、「部分的手直しをして継続すべき」、「基本的な仕組みを再検討すべき」又は「特定の条件のもの以外、撤廃すべき」とする意見が 75.8%と多数を占めた。このことは、中小の建設会社にとっては、J V 工事は受注獲得の重要な政策的手段であるが、大手建設会社にとっては、J V の弊害が目立ち現在の J V 制度は改善すべき点が多くあると認識しているものと考えられる。この点に関しては、J V 制度の改善・要望点に関する回答を見てみるとより明確となる。すなわち、J V の問題点として次のような項目をあげており、

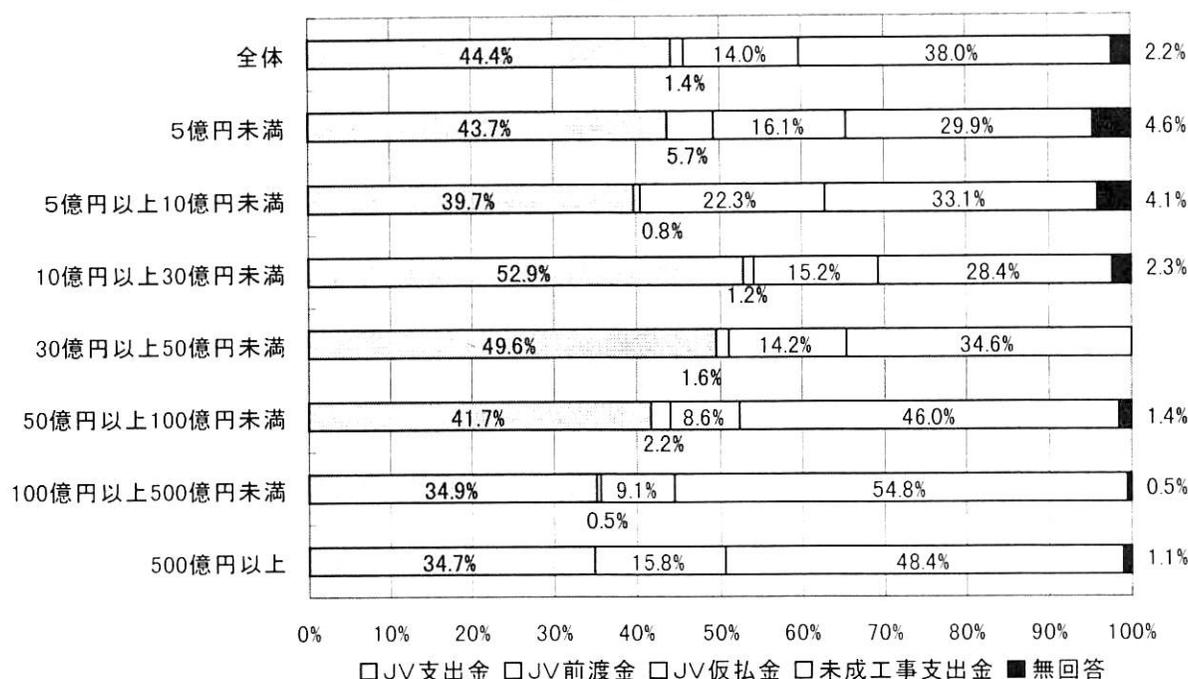
今後何らかのJ V対策が早急に取りられるべきと考える。

- ① J Vによる発注意図が不明瞭
- ② スポンサーの優位性
- ③ 大手ゼネコンとのJ V結成の不利益性
- ④ 施工能力等が違う企業との組合せ・運営の問題点
- ⑤ 地元業者保護の政策
- ⑥ 単独工事と比較した事務コストの増加
- ⑦ J V会計処理基準の不整備等

参照：P100, 101

1. JVに対し支出する金額の処理科目

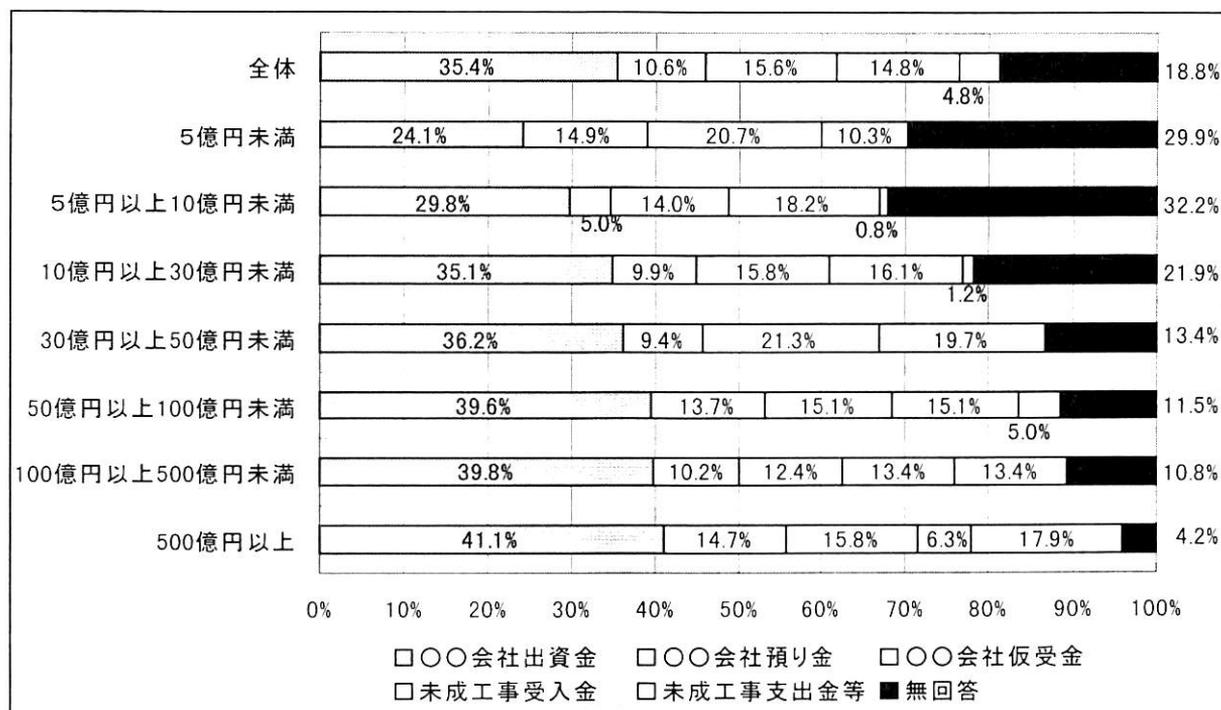
1. 「JV出資金」 2. 「JV前渡金」
 3. 「JV仮払金」 4. 「未成工事支出金」



	JV支出金	JV前渡金	JV仮払金	未成工事支出金	無回答	合計
全体	499 44.4%	16 1.4%	157 14.0%	428 38.0%	25 2.2%	1,125 100.0%
5億円未満	38 43.7%	5 5.7%	14 16.1%	26 29.9%	4 4.6%	87 100.0%
5億円以上 10億円未満	48 39.7%	1 0.8%	27 22.3%	40 33.1%	5 4.1%	121 100.0%
10億円以上 30億円未満	181 52.9%	4 1.2%	52 15.2%	97 28.4%	8 2.3%	342 100.0%
30億円以上 50億円未満	63 49.6%	2 1.6%	18 14.2%	44 34.6%	0 0.0%	127 100.0%
50億円以上 100億円未満	58 41.7%	3 2.2%	12 8.6%	64 46.0%	2 1.4%	139 100.0%
100億円以上 500億円未満	65 34.9%	1 0.5%	17 9.1%	102 54.8%	1 0.5%	186 100.0%
500億円以上	33 34.7%	0 0.0%	15 15.8%	46 48.4%	1 1.1%	95 100.0%
不明	13 46.4%	0 0.0%	2 7.1%	9 32.1%	4 14.3%	28 100.0%

2. スポンサーとなった場合に各構成員から受け入れる金額の処理科目

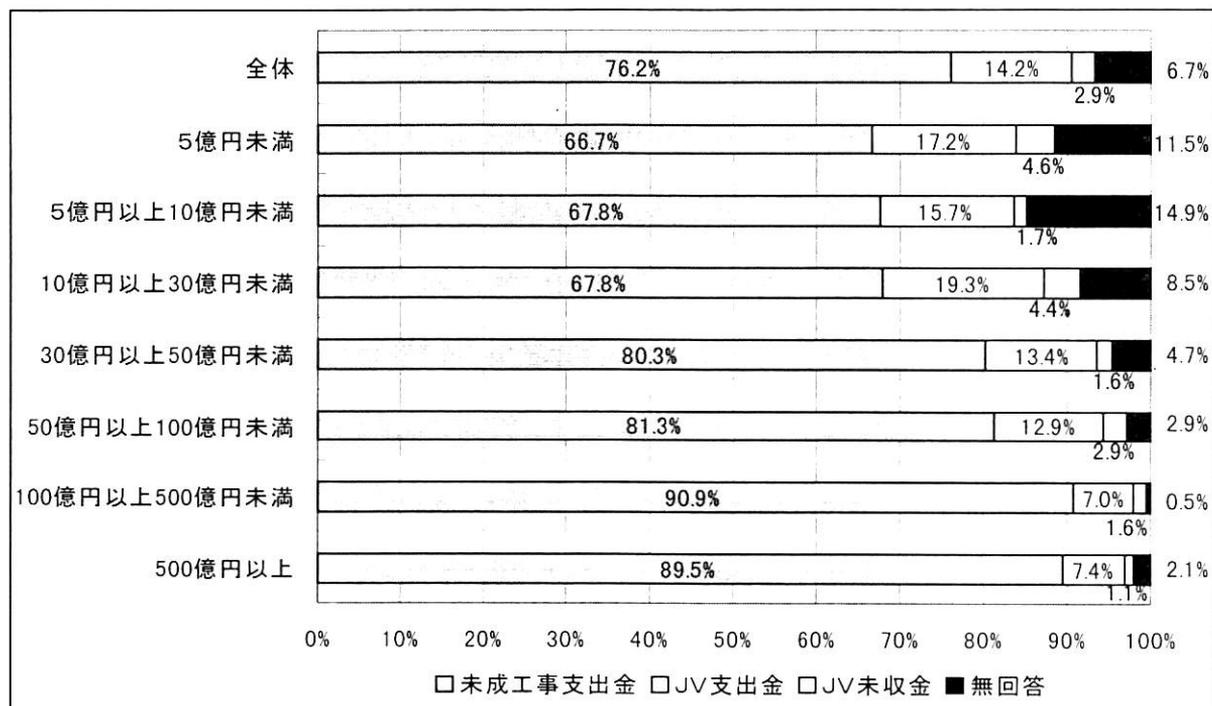
1. 「〇〇会社出資金」
2. 「〇〇会社預り金」
3. 「〇〇会社仮受金」
4. 「未成工事受入金」



	〇〇会社出資金	〇〇会社預り金	〇〇会社仮受金	未成工事受入金	未成工事支出金	無回答	合計
全体	398 35.4%	119 10.6%	176 15.6%	167 14.8%	54 4.8%	211 18.8%	1,125 100.0%
5億円未満	21 24.1%	13 14.9%	18 20.7%	9 10.3%	0 0.0%	26 29.9%	87 100.0%
5億円以上10億円未満	36 29.8%	6 5.0%	17 14.0%	22 18.2%	1 0.8%	39 32.2%	121 100.0%
10億円以上30億円未満	120 35.1%	34 9.9%	54 15.8%	55 16.1%	4 1.2%	75 21.9%	342 100.0%
30億円以上50億円未満	46 36.2%	12 9.4%	27 21.3%	25 19.7%	0 0.0%	17 13.4%	127 100.0%
50億円以上100億円未満	55 39.6%	19 13.7%	21 15.1%	21 15.1%	7 5.0%	16 11.5%	139 100.0%
100億円以上500億円未満	74 39.8%	19 10.2%	23 12.4%	25 13.4%	25 13.4%	20 10.8%	186 100.0%
500億円以上	39 41.1%	14 14.7%	15 15.8%	6 6.3%	17 17.9%	4 4.2%	95 100.0%
不明	7 25.0%	2 7.1%	1 3.6%	4 14.3%	0 0.0%	14 50.0%	28 100.0%

3. 自社施工部分の原価の処理科目

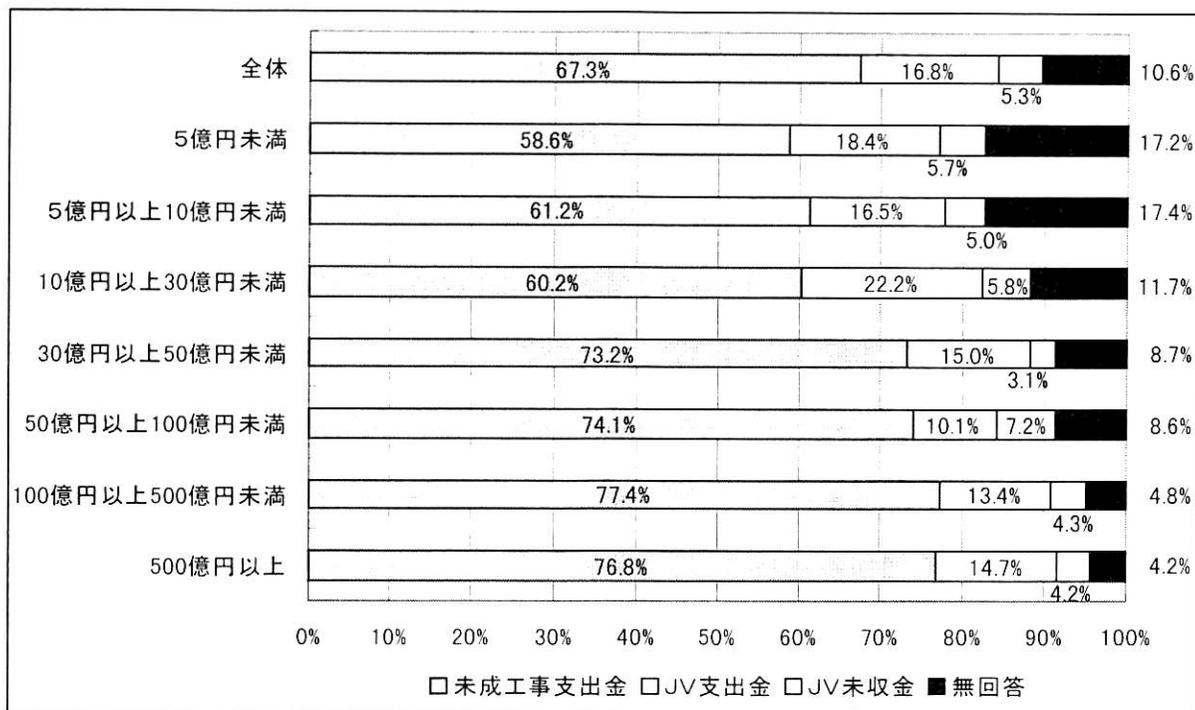
1. 「未成工事支出金」 2. 「JV出資金」
3. 「JV未収金」



	未成工事支出金	JV支出金	JV未収金	無回答	合計
全体	857 76.2%	160 14.2%	33 2.9%	75 6.7%	1,125 100.0%
5億円未満	58 66.7%	15 17.2%	4 4.6%	10 11.5%	87 100.0%
5億円以上 10億円未満	82 67.8%	19 15.7%	2 1.7%	18 14.9%	121 100.0%
10億円以上 30億円未満	232 67.8%	66 19.3%	15 4.4%	29 8.5%	342 100.0%
30億円以上 50億円未満	102 80.3%	17 13.4%	2 1.6%	6 4.7%	127 100.0%
50億円以上 100億円未満	113 81.3%	18 12.9%	4 2.9%	4 2.9%	139 100.0%
100億円以上 500億円未満	169 90.9%	13 7.0%	3 1.6%	1 0.5%	186 100.0%
500億円以上	85 89.5%	7 7.4%	1 1.1%	2 2.1%	95 100.0%
不明	16 57.1%	5 17.9%	2 7.1%	5 17.9%	28 100.0%

4. 派遣職員給与の処理科目

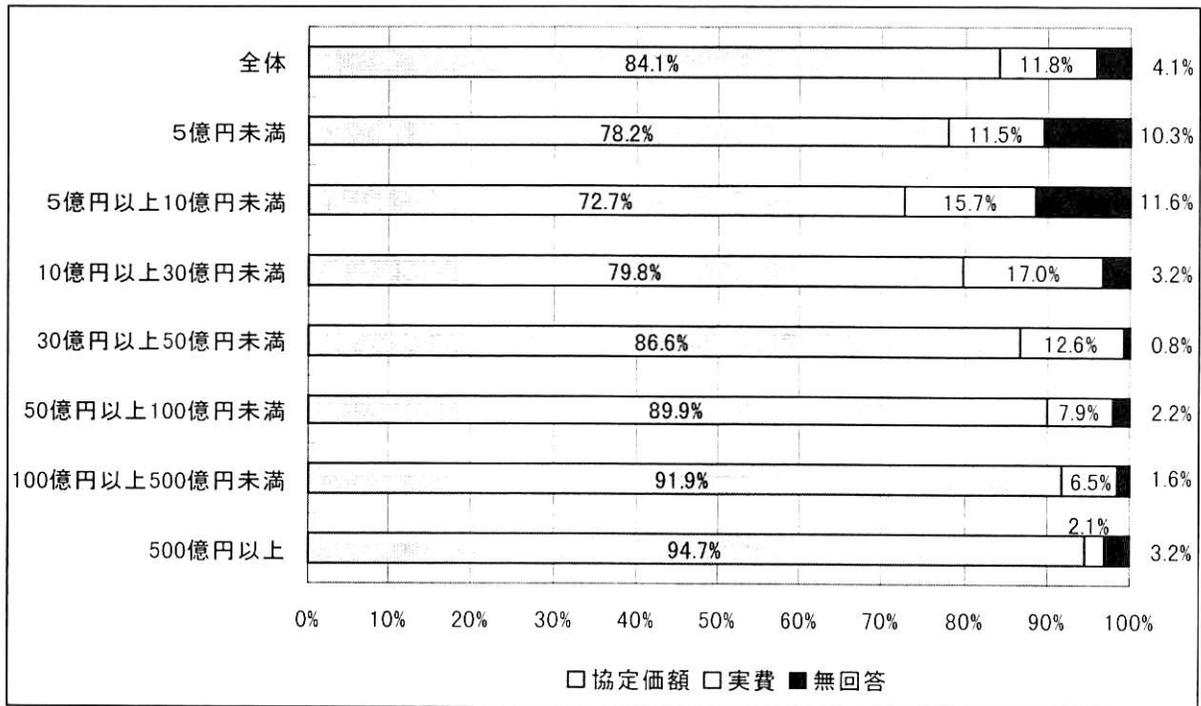
1. 「未成工事支出金」
2. 「JV出資金」
3. 「JV未収金」



	未成工事支出金	JV支出金	JV未収金	無回答	合計
全体	757 67.3%	189 16.8%	60 5.3%	119 10.6%	1,125 100.0%
5億円未満	51 58.6%	16 18.4%	5 5.7%	15 17.2%	87 100.0%
5億円以上 10億円未満	74 61.2%	20 16.5%	6 5.0%	21 17.4%	121 100.0%
10億円以上 30億円未満	206 60.2%	76 22.2%	20 5.8%	40 11.7%	342 100.0%
30億円以上 50億円未満	93 73.2%	19 15.0%	4 3.1%	11 8.7%	127 100.0%
50億円以上 100億円未満	103 74.1%	14 10.1%	10 7.2%	12 8.6%	139 100.0%
100億円以上 500億円未満	144 77.4%	25 13.4%	8 4.3%	9 4.8%	186 100.0%
500億円以上	73 76.8%	14 14.7%	4 4.2%	4 4.2%	95 100.0%
不明	13 46.4%	5 17.9%	3 10.7%	7 25.0%	28 100.0%

5. 派遣職員給与の金額

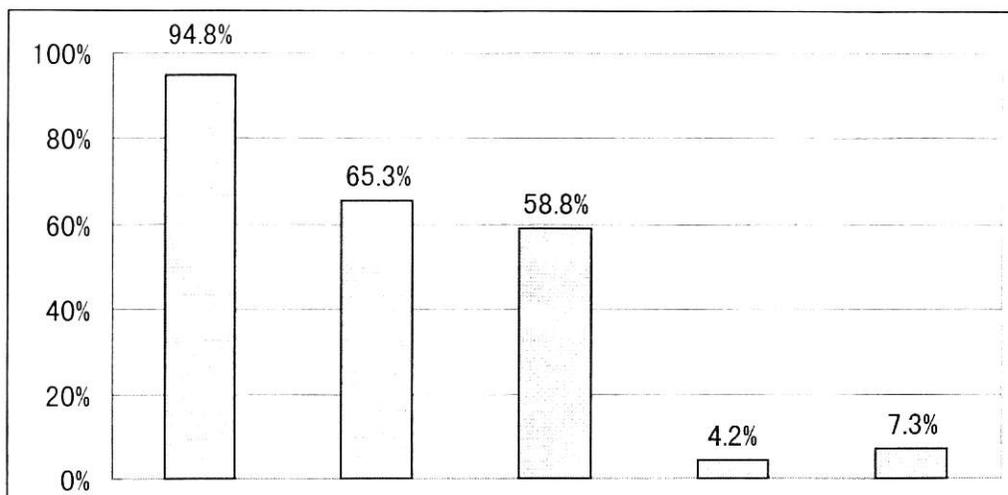
1. 協定価額 2. 実費



	協定価額	実費	無回答	合計
全体	946 84.1%	133 11.8%	46 4.1%	1,125 100.0%
5億円未満	68 78.2%	10 11.5%	9 10.3%	87 100.0%
5億円以上 10億円未満	88 72.7%	19 15.7%	14 11.6%	121 100.0%
10億円以上 30億円未満	273 79.8%	58 17.0%	11 3.2%	342 100.0%
30億円以上 50億円未満	110 86.6%	16 12.6%	1 0.8%	127 100.0%
50億円以上 100億円未満	125 89.9%	11 7.9%	3 2.2%	139 100.0%
100億円以上 500億円未満	171 91.9%	12 6.5%	3 1.6%	186 100.0%
500億円以上	90 94.7%	2 2.1%	3 3.2%	95 100.0%
不明	21 75.0%	5 17.9%	2 7.1%	28 100.0%

6. 派遣職員給与に含めたもの（複数回答）

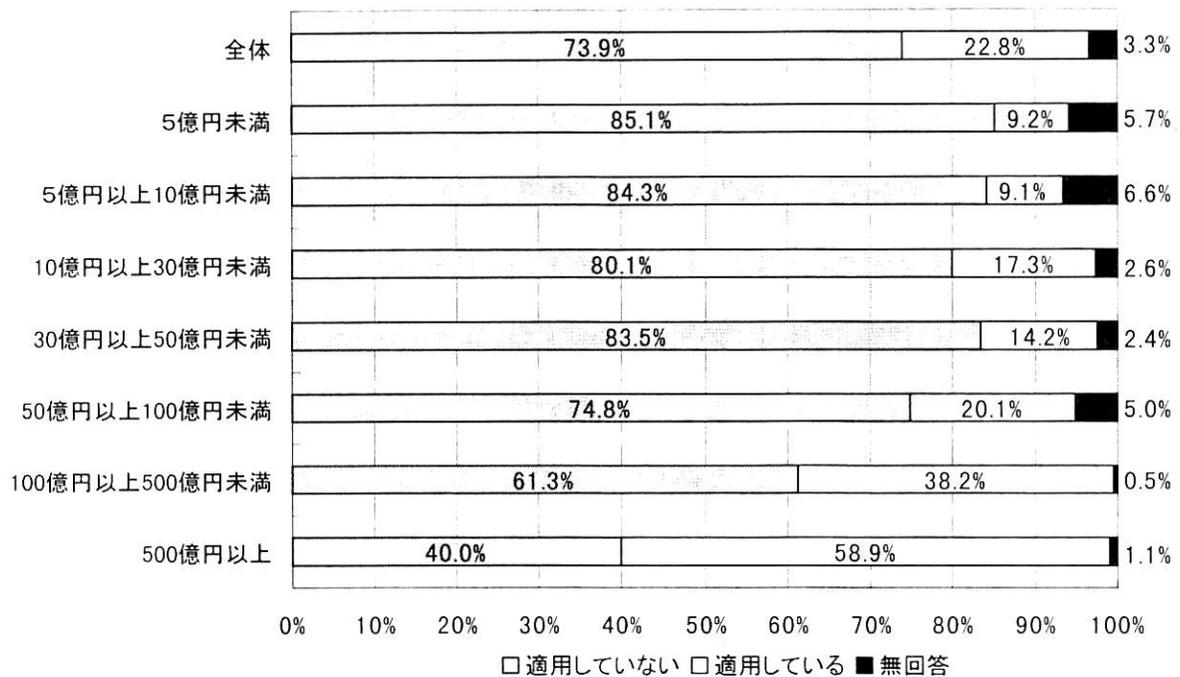
1. 給与 2. 賞与
3. 福利厚生費 4. その他（具体的に： ）



	給与	賞与	福利厚生費	その他(退職金)	その他(法定福利費)	回答総数
合計	1,066 94.8%	735 65.3%	662 58.8%	47 4.2%	82 7.3%	1,125
5億円未満	77 88.5%	47 54.0%	45 51.7%	1 1.1%	2 2.3%	87
5億円以上 10億円未満	104 86.0%	54 44.6%	68 56.2%	1 0.8%	2 1.7%	121
10億円以上 30億円未満	326 95.3%	206 60.2%	210 61.4%	2 0.6%	13 3.8%	342
30億円以上 50億円未満	123 96.9%	80 63.0%	82 64.6%	2 1.6%	9 7.1%	127
50億円以上 100億円未満	134 96.4%	96 69.1%	84 60.4%	8 5.8%	9 6.5%	139
100億円以上 500億円未満	184 98.9%	153 82.3%	107 57.5%	15 8.1%	29 15.6%	186
500億円以上	92 96.8%	78 82.1%	49 51.6%	17 17.9%	17 17.9%	95
不明	26 92.9%	21 75.0%	17 60.7%	1 3.6%	1 3.6%	28

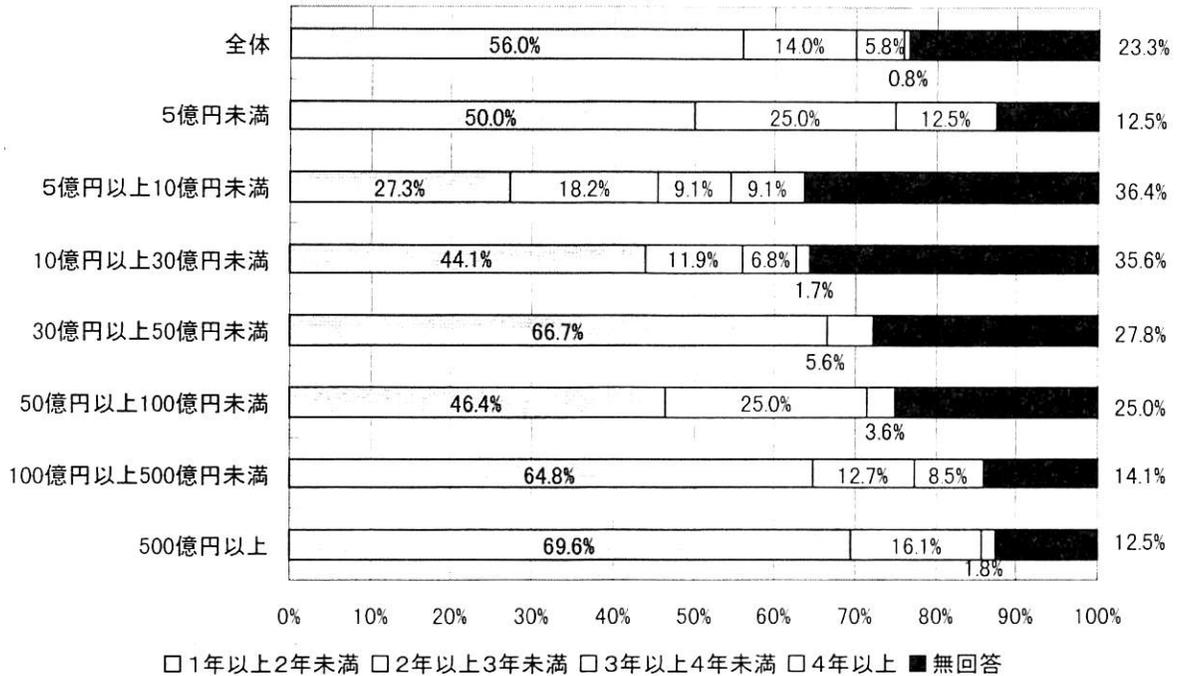
7. 工事進行基準の適用の有無

1. 工事進行基準を適用していない。
2. 工事進行基準を適用している。
→ 2. の場合には適用基準を具体的に



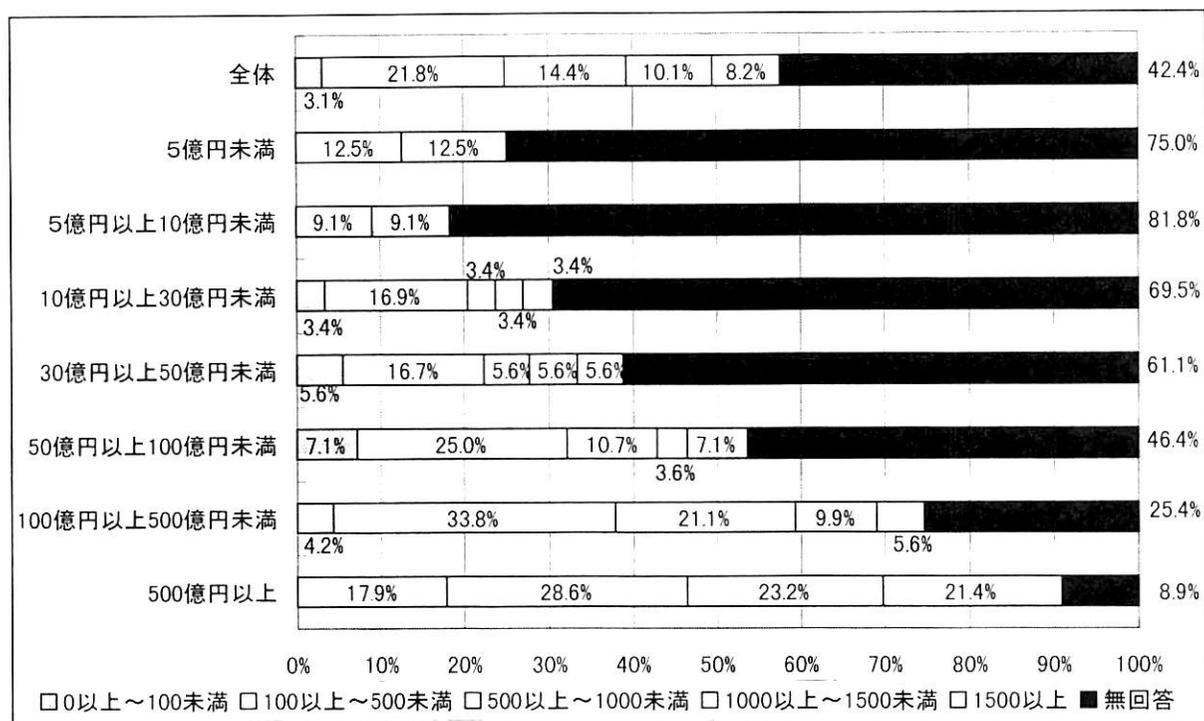
	工事進行基準を 適用していない	工事進行基準を 適用している	無回答	合計
全体	831 73.9%	257 22.8%	37 3.3%	1,125 100.0%
5億円未満	74 85.1%	8 9.2%	5 5.7%	87 100.0%
5億円以上 10億円未満	102 84.3%	11 9.1%	8 6.6%	121 100.0%
10億円以上 30億円未満	274 80.1%	59 17.3%	9 2.6%	342 100.0%
30億円以上 50億円未満	106 83.5%	18 14.2%	3 2.4%	127 100.0%
50億円以上 100億円未満	104 74.8%	28 20.1%	7 5.0%	139 100.0%
100億円以上 500億円未満	114 61.3%	71 38.2%	1 0.5%	186 100.0%
500億円以上	38 40.0%	56 58.9%	1 1.1%	95 100.0%
不明	19 67.9%	6 21.4%	3 10.7%	28 100.0%

工事進行基準の適用条件：工期



	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上	無回答	合計
全体	144 56.0%	36 14.0%	15 5.8%	2 0.8%	60 23.3%	257 100.0%
5億円未満	4 50.0%	2 25.0%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	8 100.0%
5億円以上 10億円未満	3 27.3%	2 18.2%	1 9.1%	1 9.1%	4 36.4%	11 100.0%
10億円以上 30億円未満	26 44.1%	7 11.9%	4 6.8%	1 1.7%	21 35.6%	59 100.0%
30億円以上 50億円未満	12 66.7%	0 0.0%	1 5.6%	0 0.0%	5 27.8%	18 100.0%
50億円以上 100億円未満	13 46.4%	7 25.0%	1 3.6%	0 0.0%	7 25.0%	28 100.0%
100億円以上 500億円未満	46 64.8%	9 12.7%	6 8.5%	0 0.0%	10 14.1%	71 100.0%
500億円以上	39 69.6%	9 16.1%	1 1.8%	0 0.0%	7 12.5%	56 100.0%
不明	1 16.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	5 83.3%	6 100.0%

工事進行基準の適用条件：請負金額（金額単位：百万円）

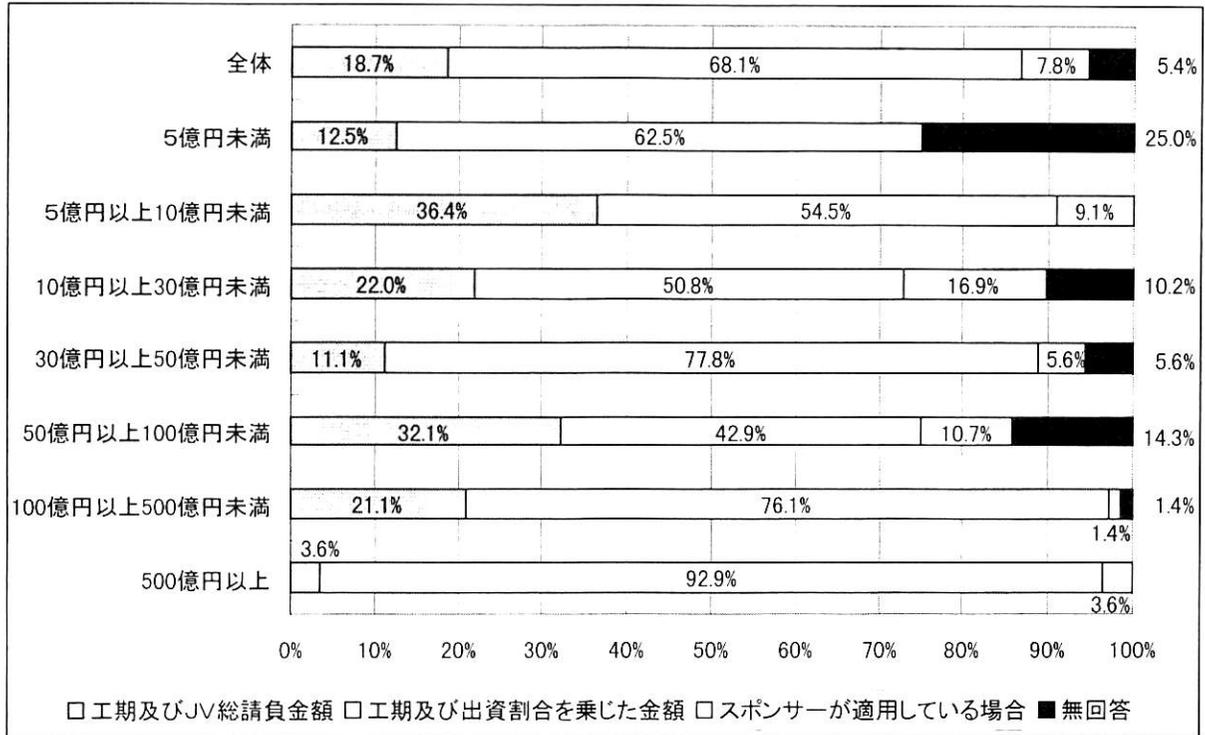


	0以上～ 100未満	100以上～ 500未満	500以上～ 1000未満	1000以上～ 1500未満	1500以上	無回答	合計
全体	8 3.1%	56 21.8%	37 14.4%	26 10.1%	21 8.2%	109 42.4%	257 100.0%
5億円未満	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	1 12.5%	0 0.0%	6 75.0%	8 100.0%
5億円以上 10億円未満	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	1 9.1%	0 0.0%	9 81.8%	11 100.0%
10億円以上 30億円未満	2 3.4%	10 16.9%	2 3.4%	2 3.4%	2 3.4%	41 69.5%	59 100.0%
30億円以上 50億円未満	1 5.6%	3 16.7%	1 5.6%	1 5.6%	1 5.6%	11 61.1%	18 100.0%
50億円以上 100億円未満	2 7.1%	7 25.0%	3 10.7%	1 3.6%	2 7.1%	13 46.4%	28 100.0%
100億円以上 500億円未満	3 4.2%	24 33.8%	15 21.1%	7 9.9%	4 5.6%	18 25.4%	71 100.0%
500億円以上	0 0.0%	10 17.9%	16 28.6%	13 23.2%	12 21.4%	5 8.9%	56 100.0%
不明	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6 100.0%	6 100.0%

8. JVにより施工した工事への工事進行基準の適用判定基準

1. 工期及び工事の総請負金額により判定
2. 工期及び工事の総請負金額に自社の出資割合を乗じた額により判定
3. スポンサーが工事進行基準を適用している場合に適用

工事進行基準を適用している企業のみ

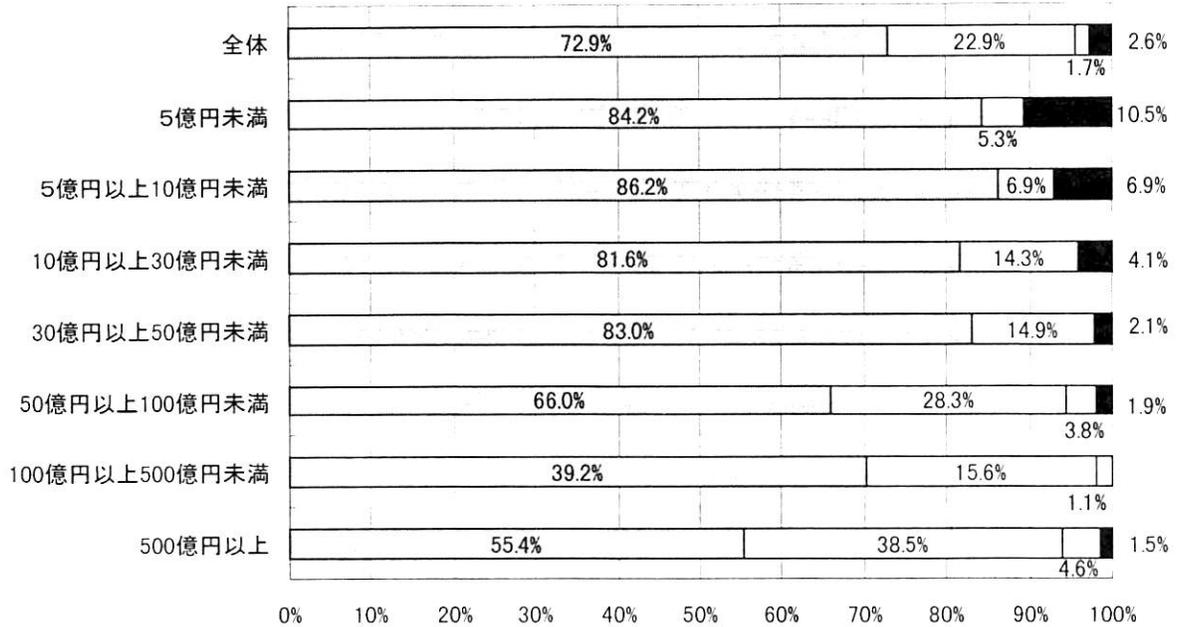


	工期及び総請負金額	工期及び出資割合を乗じた金額	スポンサーが適用している場合	無回答	合計
全体	48 18.7%	175 68.1%	20 7.8%	14 5.4%	257 100.0%
5億円未満	1 12.5%	5 62.5%	0 0.0%	2 25.0%	8 75.0%
5億円以上10億円未満	4 36.4%	6 54.5%	1 9.1%	0 0.0%	11 100.0%
10億円以上30億円未満	13 22.0%	30 50.8%	10 16.9%	6 10.2%	59 89.8%
30億円以上50億円未満	2 11.1%	14 77.8%	1 5.6%	1 5.6%	18 94.4%
50億円以上100億円未満	9 32.1%	12 42.9%	3 10.7%	4 14.3%	28 85.7%
100億円以上500億円未満	15 21.1%	54 76.1%	1 1.4%	1 1.4%	71 98.6%
500億円以上	2 3.6%	52 92.9%	2 3.6%	0 0.0%	56 100.0%
不明	2 33.3%	2 33.3%	2 33.3%	0 0.0%	6 100.0%

9. JVにより施工した工事が赤字工事となった場合の処理

1. 出資割合で損失を按分
2. スポンサーが損失を負担
3. 出資割合以外の損失の按分基準を構成員間で協議

スポンサーとなった場合



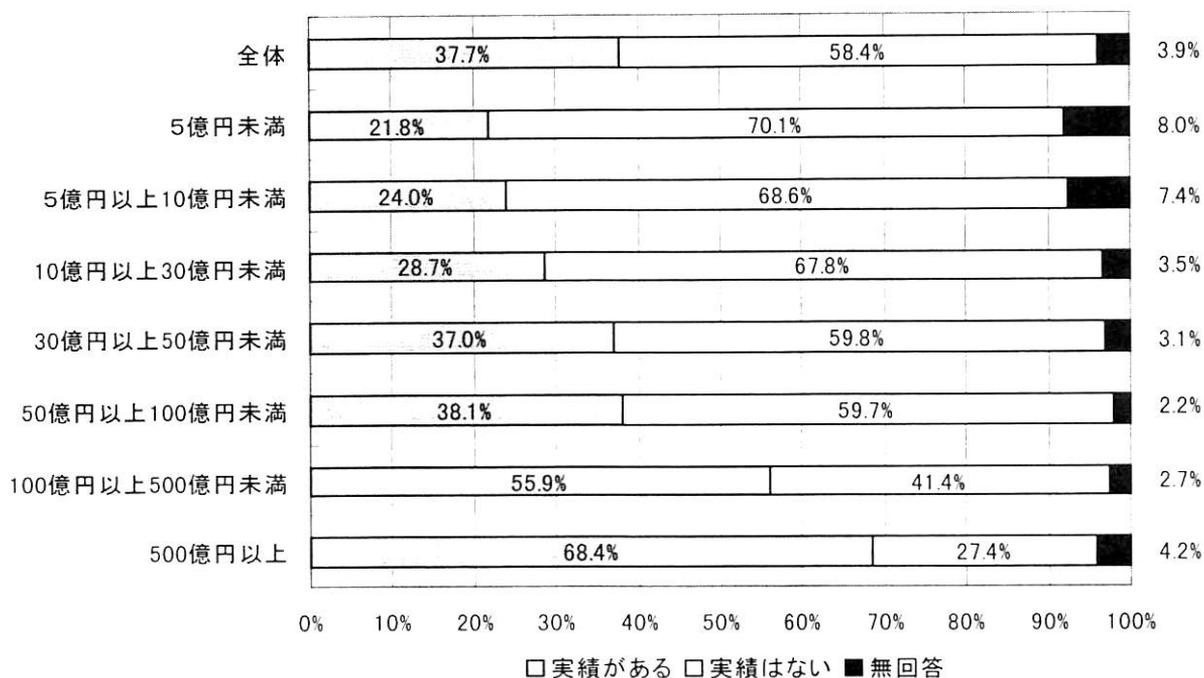
□ 出資割合を乗じた金額 □ 総請負金額 □ その他: スポンサー時: 総請負金額、サブ時: 出資割合を乗じた額 ■ 無回答

	出資割合で損失を按分	スポンサーが損失を負担	出資割合以外の損失按分基準を構成員で協議	無回答	合計
全体	830 73.8%	20 1.8%	33 2.9%	242 21.5%	1,125 100.0%
5億円未満	51 58.6%	4 4.6%	2 2.3%	30 34.5%	87 100.0%
5億円以上10億円未満	53 43.8%	4 3.3%	6 5.0%	58 47.9%	121 100.0%
10億円以上30億円未満	237 69.3%	5 1.5%	9 2.6%	91 26.6%	342 100.0%
30億円以上50億円未満	99 78.0%	2 1.6%	2 1.6%	24 18.9%	127 100.0%
50億円以上100億円未満	114 82.0%	1 0.7%	8 5.8%	16 11.5%	139 100.0%
100億円以上500億円未満	171 91.9%	2 1.1%	4 2.2%	9 4.8%	186 100.0%
500億円以上	90 94.7%	1 1.1%	2 2.1%	2 2.1%	95 100.0%
不明	15 53.6%	1 3.6%	0 0.0%	12 42.9%	28 100.0%

10. 協力施工方式により施工した工事の実績

1. 実績がある。
2. 実績はない。

(注)「協力施工方式」…発注者から直接建設工事を請け負った元請負人が、他の建設業者から技術、労務、材料、機械等の提供を受け、当該建設業者と工事全体を協力して施工する方式。

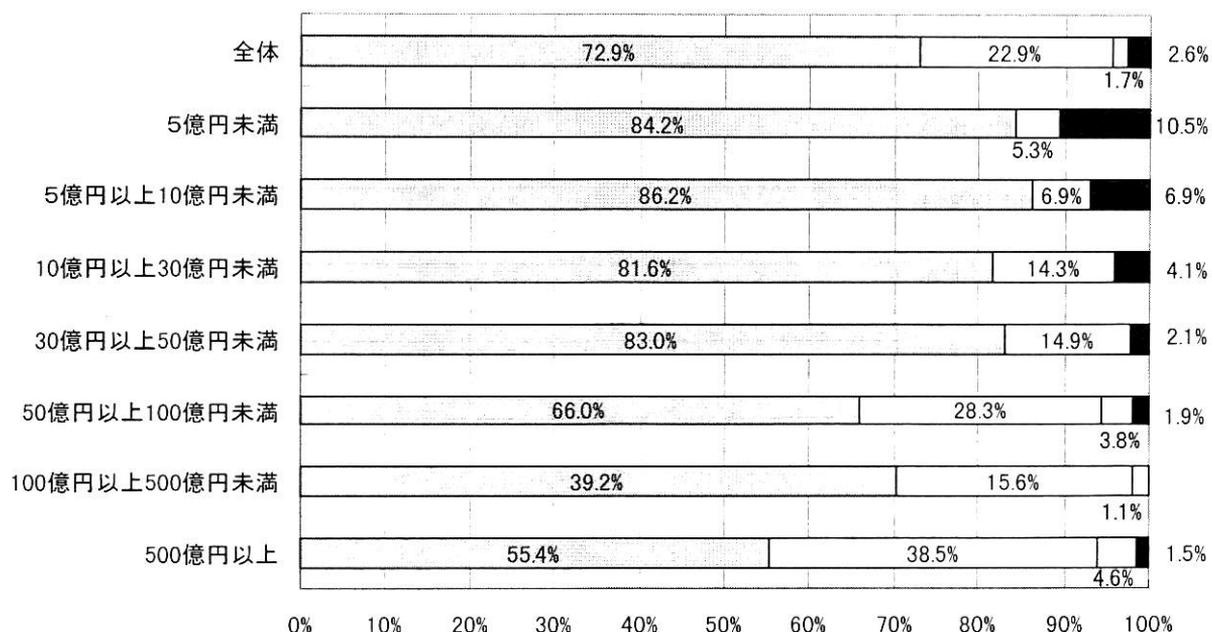


	実績がある	実績はない	無回答	合計
全体	424 37.7%	657 58.4%	44 3.9%	1,125 100.0%
5億円未満	19 21.8%	61 70.1%	7 8.0%	87 100.0%
5億円以上 10億円未満	29 24.0%	83 68.6%	9 7.4%	121 100.0%
10億円以上 30億円未満	98 28.7%	232 67.8%	12 3.5%	342 100.0%
30億円以上 50億円未満	47 37.0%	76 59.8%	4 3.1%	127 100.0%
50億円以上 100億円未満	53 38.1%	83 59.7%	3 2.2%	139 100.0%
100億円以上 500億円未満	104 55.9%	77 41.4%	5 2.7%	186 100.0%
500億円以上	65 68.4%	26 27.4%	4 4.2%	95 100.0%
不明	9 32.1%	19 67.9%	0 0.0%	28 100.0%

11. 協力施工方式により施工した工事の自社の完成工事高の計上方法

1. 総請負金額に出資割合を乗じた額
2. 総請負金額
3. その他（具体的に： ）

協力施工方式による施工の「実績がある」場合のみ

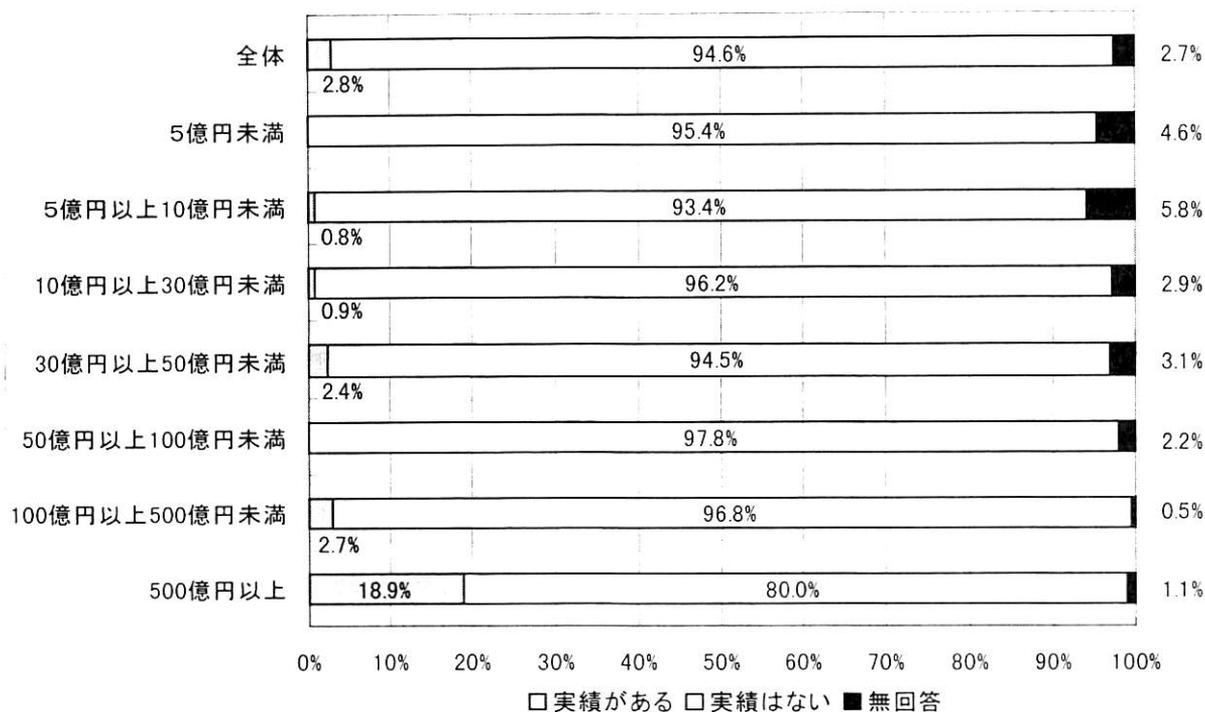


□ 出資割合を乗じた金額 □ 総請負金額 □ その他：スポンサー時：総請負金額、サブ時：出資割合を乗じた額 ■ 無回答

	総請負金額に出資割合を乗じた金額	総請負金額	その他(スポンサー時：総請負金額、サブ時：出資割合を乗じた額)	無回答	合計
全体	309 72.9%	97 22.9%	7 1.7%	11 2.6%	424 100.0%
5億円未満	16 84.2%	1 5.3%	0 0.0%	2 10.5%	19 100.0%
5億円以上10億円未満	25 86.2%	2 6.9%	0 0.0%	2 6.9%	29 100.0%
10億円以上30億円未満	80 81.6%	14 14.3%	0 0.0%	4 4.1%	98 100.0%
30億円以上50億円未満	39 83.0%	7 14.9%	0 0.0%	1 2.1%	47 100.0%
50億円以上100億円未満	35 66.0%	15 28.3%	2 3.8%	1 1.9%	53 100.0%
100億円以上500億円未満	73 70.2%	29 27.9%	2 1.9%	0 0.0%	104 100.0%
500億円以上	36 55.4%	25 38.5%	3 4.6%	1 1.5%	65 100.0%
不明	5 55.6%	4 44.4%	0 0.0%	0 0.0%	9 100.0%

12. 建設業でない者（異業種）とのJVにより施工した工事の実績

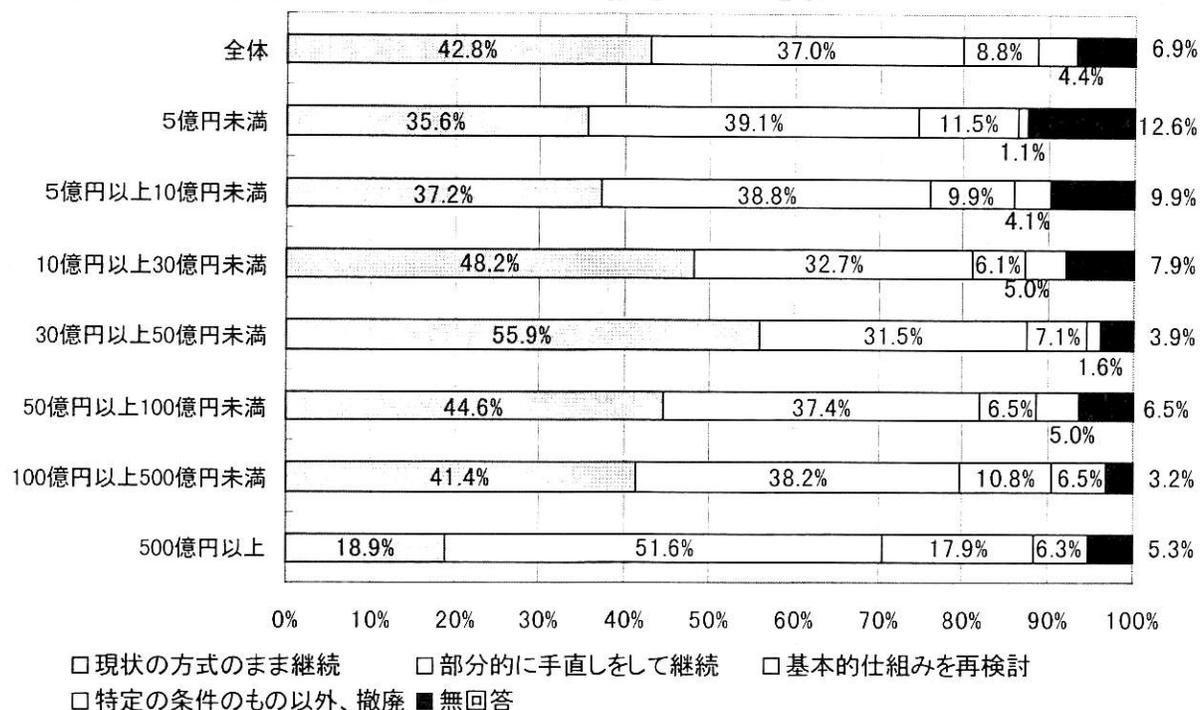
1. 実績がある。
2. 実績はない。



	実績がある	実績はない	無回答	合計
全体	31 2.8%	1,064 94.6%	30 2.7%	1,125 100.0%
5億円未満	0 0.0%	83 95.4%	4 4.6%	87 100.0%
5億円以上 10億円未満	1 0.8%	113 93.4%	7 5.8%	121 100.0%
10億円以上 30億円未満	3 0.9%	329 96.2%	10 2.9%	342 100.0%
30億円以上 50億円未満	3 2.4%	120 94.5%	4 3.1%	127 100.0%
50億円以上100 億円未満	0 0.0%	136 97.8%	3 2.2%	139 100.0%
100億円以上500 億円未満	5 2.7%	180 96.8%	1 0.5%	186 100.0%
500億円以上	18 18.9%	76 80.0%	1 1.1%	95 100.0%
不明	1 3.6%	27 96.4%	0 0.0%	28 100.0%

13. わが国におけるJVの在り方

1. 現状の方式によって継続すべき
2. 部分的に手直しをして継続すべき
3. 基本的な仕組みを再検討すべき
4. 特定の条件のもの以外、撤廃すべき



	現状の方式のまま継続	部分的に手直しをして継続	基本的仕組みを再検討	特定の条件のもの以外、撤廃	無回答	合計
全体	482 42.8%	416 37.0%	99 8.8%	50 4.4%	78 6.9%	1,125 100.0%
5億円未満	31 35.6%	34 39.1%	10 11.5%	1 1.1%	11 12.6%	87 100.0%
5億円以上 10億円未満	45 37.2%	47 38.8%	12 9.9%	5 4.1%	12 9.9%	121 100.0%
10億円以上 30億円未満	165 48.2%	112 32.7%	21 6.1%	17 5.0%	27 7.9%	342 100.0%
30億円以上 50億円未満	71 55.9%	40 31.5%	9 7.1%	2 1.6%	5 3.9%	127 100.0%
50億円以上 100億円未満	62 44.6%	52 37.4%	9 6.5%	7 5.0%	9 6.5%	139 100.0%
100億円以上 500億円未満	77 41.4%	71 38.2%	20 10.8%	12 6.5%	6 3.2%	186 100.0%
500億円以上	18 18.9%	49 51.6%	17 17.9%	6 6.3%	5 5.3%	95 100.0%
不明	13 46.4%	11 39.3%	1 3.6%	0 0.0%	3 10.7%	28 100.0%

14. JVにおいて問題となった事項等、現行のJV制度についての改善・要望点

JVによる発注意図が不明瞭等(工事内容・額、業者選定、構成員数、発注機関の制度の不統一性、出資比率を明示しない発注方法)	71
スポンサーの優位性(人件費、経理の不透明性、業者選定、利益面等)	61
大手ゼネコンとJV結成時の不利益(人件費、経理の不透明性、業者選定、工事原価問題等)	50
施工能力、管理力、経験が違う企業との組合せ・運営の問題	50
倒産時の問題(スポンサー倒産時のサブの保護制度が不備等)	28
地元業者同士の組合せ、地元企業の保護の政策	24
単独施工と比較した場合の手続等事務コストの増加	18
JV会計処理基準の不整備(工事進行基準等含む)	15
経常JV、施工実績等経審上の点数取扱いに疑問	14
JVでの発注より分離発注へ	11
スポンサー任せでサブの事務面、施工上の積極性がない	9
コリンズ(*)への登録(スポンサーのみの登録では制度上不備)	8
税務上の問題(制度面の不備等)	5
ペーパー、裏JVの存在	5
経常JVの経審等における更なる優遇	3

(*) コリンズ：CORINS (Construction Records Information Service)
 = 工事实績情報サービス

公共工事の入札・契約において、透明性、競争性、客観性確保のため、各発注者が共同で利用できる工事实績に関する情報サービス。

【参考資料】

1. 共同企業体運営指針について
2. 共同企業体モデル規則について（抄）
3. 経常建設共同企業体の活用促進について
4. 協力施工方式による下請契約を締結するに際してに準則（試案）について
5. 「建設工事共同企業体（JV）に関する実態調査」調査票
6. 「建設工事共同企業体（JV）に関する実態調査」分析基礎データ

【建設業経理研究会 委員名簿】

共同企業体運営指針について

平成元年5月16日
建設省経振発第52号

建設省建設経済局長から建設業者団体の長宛

標記については、1昨年8月の中央建設業審議会第2次答申「共同企業体の在り方」を受け、共同企業体が構成員の信頼と協調の下に円滑に運営されるよう、共同企業体の施工体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営方法に係る指針として、今般、別添のとおり「共同企業体運営指針」を定めたところである。

については、貴団体におかれても、本指針策定の趣旨をご理解のうえ、貴会傘下の建設業者に対し、共同企業体の現場運営への積極的な普及、活用の推進方をお願いする。

(別添)

共同企業体運営指針

(1) 趣旨

共同企業体は、複数の構成員が技術・資金・人材等を結集し、工事の安定的施工に共同して当たることを約して自主的に結成されるものである。社風、経営方針、技術力、経験等の異なる複数の構成員による共同企業体の効果的な活用が図られるためには、共同企業体の運営が構成員相互の信頼と協調に基づき円滑に行われることが不可欠である。

本指針は、共同企業体が構成員の信頼と協調のもとに円滑に運営されるよう、その施工体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営のあり方を示したものであり、個別の共同企業体においてそれぞれ工事の規模・性格等その実状に合わせて策定することが期待される各種規則等の決定に当たって、準拠すべき基準として普及・活用を図ることにより、運営に係るトラブルの未然防止及び運営の円滑化に資することを目的とするものである。

なお、本指針は工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体において活用されることを想定しているが、継続的な協業関係を保ちつつ工事を行う経常建設共同企業体についても、基本的には本指針の趣旨に沿った適正な運営が望まれるところである。

(2) 運営委員会

運営委員会は、共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項を協議決定する最高意志決定機関であり、この場においては、構成員全員が十分に協議したうえで工事の完成に向けての公正妥当な意思決定が行われる必要がある。その際、代表者の独断・専行等の弊害を誘発し、共同企業体の円滑な施工を確保するうえでの前提である構成員間の信頼と協調が損なわれることのないよう、各構成員を代表する運営委員への適切な権限の付与、適正な開催時期・手続きの採用及び付議すべき事項の整理等についての合意形成が行われていなければならない。

このため、準備委員会及び運営委員会の設置等に当たっては、次のとおりその公正化・明瞭化を図り、運営委員会の適正な機能を確保することとする。

1 準備委員会の設置

準備委員会は、共同企業体の結成から運営委員会設置までの間、必要に応じて設けるものとし、原則として次に掲げる事項について協議決定する機能を有するものとする。

- ① 協定書の作成
- ② 工事金額の見積
- ③ 規則等（案）の作成
- ④ 工事事務所（作業所）編成（案）の作成
- ⑤ その他付議を要すると認められる事項

2 運営委員会の設置と委員のあり方

運営委員会は、工事の受注が決定した段階で遅延なく設置するものとし、その委員については各構成員の立場を代表し得る者をもって充てることとする。また、運営委員会の構成は、権限と責任を有する運営委員、運営委員の代理となる運営委員代理及び構成員間での連絡を円滑に図るための幹事を各構成員がそれぞれ1名ずつ配置し、代表者から選任された運営委員が運営委員会の委員長となることを原則とする。ただし、対象工事の規模・性格等を勘案して必要と認められる場合にあってはこれと異なった取扱いをすることも差し支えない。

3 開催時期・手続き

運営委員会は、下記4に掲げる事項について協議する必要があるときに開催するものとし、工事の規模・性格等にかかわらず、受注決定後すみやかに開催するほか、少なくとも実行予算編成時、決算書（案）承認時において開催するものとする。

開催手続きは、原則として委員長が必要に応じて招集するものとするが、公平性の観点から他の委員からも招集できる制度を確立しておく必要があり、これらの一切の手続については、運営委員会規則に明記しておくものとする。

4 付議事項

運営委員会は、施工委員会（作業所委員会）その他の専門委員会の権限を尊重しつつ、工事現場での工事の円滑な施工を図る意味から、1に掲げる事項についての案を承認するほか、共同企業体の運営に係る次に掲げる基本的かつ重要な事項をその付議事項とする必要がある。

なお、これらの運営委員会の意思決定についての決裁方法については、予め運営委員会規則に定めておくものとする。

- ① 組織・編成及び工事の施工の基本に関する事項（組織、規則等の整備等施工体制の確立に係る事項を含む。）
- ② 実行予算及び決算書（案）の承認に関する事項
- ③ 設計変更、追加工事の承認に関する事項（軽微なものを除く。）
- ④ 取引業者の決定及び下請契約等の決定に関する事項（軽微なものを除く。）
- ⑤ その他付議を要すると認められる事項

(3) 現場運営組織の設置

共同企業体による工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、構成員が運営委員会において十分な協議を行うことはもとより、現場においても運営委員会で決定された方針

に即して全ての構成員が緊密な意思疎通を図り、協調して工事の施工に当たらなければならない。そのため、各構成員の意思を現場運営に反映することができるよう、次に掲げる事項に配慮して、適正な現場運営組織体制の整備を図ることが必要である。

1 工事事務所（作業所）の組織

工事事務所（作業所）の組織については、編成表を作成すること等により現場における指揮命令系統及び責任体制を明確にすべきことはいうまでもないが、その際、構成員間の現場における権限調整等からするポストの設置は避けるものとし、単体施工の場合における組織編成と同様、円滑かつ効率的な工事施工の観点から組織するものとする。

2 施工委員会（作業所委員会）等の設置

工事の施工を円滑に実施するため、法令によりその設置を義務付けられるもののほか、現場における工事の施工に関する全ての基本的事項を協議決定する機関として運営委員会のもとに施工委員会（作業所委員会）を設置するものとする。

なお、工事の規模・性格等によっては専門的事項を協議決定する機関として、購買委員会、技術委員会等施工委員会（作業所委員会）の機能を分化・補完する専門委員会を設ける必要も生じるが、その場合においては、運営委員会において十分協議し、少なくとも当該専門委員会の設置目的を明確にしたうえで、その設置を決定するものとする。

3 各専門委員会の委員のあり方

施工委員会（作業所委員会）等の各専門委員会は、工事現場での実務について機動的に対処し得る体制が必要とされることから、その委員は努めて各構成員から現場に派遣される職員をもって充てるものとするが、必要に応じて各構成員から現場職員以外の職員を委員として派遣することができるものとする。

4 各専門委員会規則等

各専門委員会がその役割を十分果たし、共同施工が円滑に遂行されるためには、構成員間の合意を規則等として整備し、各々の専門委員会が公正かつ合理的に運営され得る体制を確保する必要がある。

また、各専門委員会で決定された重要な事項については、適時かつ正確に運営委員会へ報告されなければならない。工事の円滑な共同施工に向けて委員会間の事務連絡、情報交換も十分行われる必要がある。

したがって、各専門委員会規則等の整備に当たっては、その目的、権限、構成、開催・議事方法及び付議事項を明確に定めるほか、各専門委員会から運営委員会及び他の専門委員会へ報告・協議すべき事項についても規定することとする。

(4) 規則等による円滑な運営の確保

共同企業体の組織が効果的に働き、円滑かつ効率的な共同施工を確保するためには、運営委員会、各専門委員会及び工事事務所（作業所）組織が整備され、各々その機能が十分に発揮されるとともに、構成員が密接な連携を保つことが必要である。

このため、公正性、効率性、協調性各々の観点から、業務の処理要領についての構成員間の合意を規則等として明文化することにより、全ての構成員が信頼と協調をもって共同施工に参画し得る体制を確保する必要がある。

以上の点から規則等の整備に当たっては、以下の事項に留意しつつ、構成員間で十分協議

して決定するものとする。

1 規則等の策定方法

- ① 規則等は、原案を準備委員会で作成し、運営委員会の承認をもって決定することを原則とする。
- ② 運営委員会で承認された規則等は各構成員が記名捺印し、各々一通を保有する。
- ③ 以後に生じた改廃事項については①、②に準じ覚書として作成する。
- ④ 規則等の内容の決定に当たっては、各専門委員会の専決事項及び決裁担当部署を明確に定めておくこととする。

2 主要規則等の整備

法令に基づいて整備が義務付けられているもの及び各委員会の設置に伴うもののほか、少なくとも次に掲げる経理取扱規則、工事事務所（作業所）庶務規則及び瑕疵担保責任等に係る覚書等についてその整備を行うものとする。

① 経理取扱規則

経理取扱規則においては、少なくとも次に掲げる事項を定めるものとする。

- ・ 経理処理担当構成員
- ・ 経理部署の所在場所
- ・ 会計期間
- ・ 会計記録の保存期間
- ・ 勘定科目及び帳票書類に関する規則
- ・ 決算及び監査に関する事項
- ・ 資金の出資方法及び時期に関する事項
- ・ 前払金等の取扱いに関する事項
- ・ 下請代金等の支払に関する事項
- ・ 工事代金の請求に関する事項
- ・ 取引金融機関に関する事項
- ・ 会計報告に関する事項
- ・ 原価算入費用及び各構成員が負担すべき費用に関する事項

② 工事事務所（作業所）庶務規則

工事事務所（作業所）庶務規則においては、次に掲げる事項のうちから現場において必要なものを定めるものとする。

- ・ 組織に関する事項
- ・ 人事に関する事項
- ・ 就業に関する事項
- ・ その他必要と認められる事項

③ 瑕疵担保責任等に係る覚書等

工事の施工に伴う損害発生時の責任分担を明確にするため、少なくとも以下に掲げる事項については、工事着工前に運営委員会等で十分に協議し、損害保険等の活用を含め、その負担額の確定手順、費用の分担基準及び請求手続きを覚書等に規定しておくものとする。

- ・ 工事竣工後の瑕疵担保責任に関する事項

- ・火災、天災等に起因する損害に関する事項
- ・業務遂行に伴う損害賠償に関する事項

(5) 技術者等の適正な配置

共同企業体による工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、全ての構成員が施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に配置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、質及び配置等は、信頼と協調に基づく共同施工の確保という観点から、工事の規模・性格等に応じて適正に決定される必要がある。

このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ① 工事の規模・性格、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
- ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、派遣される職員はポストに応じた経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
- ③ 特定の構成員に権限が集中することのないよう配慮すること。
- ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(6) 現場就業環境の整備

現場における労働意欲を増し、能率的に作業を進めていくためには、共同企業体としての適正な就業条件を整備するとともに、厳格に安全衛生管理を実施することが必要不可欠である。

その場合、各構成員の就業規則、安全衛生管理方針は各々異なっていることから、公平な就業条件と一元的な安全衛生管理のもとで、作業環境の快適性を保ち、構成員間の協調性、公正性が損なわれることのないよう配慮することが必要である。

このため、以下の点に留意して、運営委員会等において適正な措置を講ずるものとする。

1 公平な就業条件の確保

現場における職員の就業条件の統一化に配慮して、少なくとも、労働時間、休暇・休日及び災害補償等現場における就業に関する構成員間の取り決めを行うものとし、その場合、現場で働く各構成員の職員にとって最も適正な条件となるよう配慮して決定するものとする。

2 安全衛生管理の理解の向上

作業環境の整備を図り、職員の安全と健康を確保するため、以下の点に留意し全職員の安全衛生意識の向上に努めるものとする。

- ① 安全衛生管理に係る計画等の策定に当たっては、安全衛生管理費用に対する共通の認識を確保するうえからも構成員間で十分協議するものとする。
- ② 策定された安全衛生管理に係る計画等は掲示、閲覧等により全職員への周知徹底を行い、現場における安全衛生管理の理解の向上を図るものとする。

(7) 会計

会計処理の方法を異にする構成員からなる共同企業体において、損益計算、原価管理が的確に実施されるためには、その前提となる会計処理が構成員間で合意された統一的基準に基づき、迅速、明瞭かつ一元的に行われる必要がある。したがって、共同企業体で採用されるべき会計処理方法については構成員間で予め取り決めをしておかなければならない。

また、共同企業体の会計処理は公正性、明瞭性を確保する必要から共同企業体独自の会計単位を設けて行われる必要がある。

以上の点から、次に掲げる諸事項を考慮して経理取扱規則等を定めるものとする。

1 現場主義会計の必要性

構成員に対して会計処理の信頼性を担保するため、共同企業体の会計処理は努めて現場において行うこととするが、共同企業体の規模・性格等によっては効率性の観点から、代表者の本社電算システム等を適宜活用することも差し支えない。

2 会計の明瞭性の確保

全ての構成員に対して開かれた会計とするため、原則として月一回定期的に構成員に対する会計報告を実施するものとするほか、構成員からの求めに応じ、随時会計情報の開示を行うこととする。

3 前払金等の取扱い

前払金、中間金、精算金の受領、取扱い及び入出金方法等については、各々の代金の性格、共同企業体としての資金計画等を勘案のうえ定めるものとする。

4 計画的出資の確保

構成員からの資金の円滑な拠出を図るため、工事資金の出資については工程計画等を勘案のうえ事前に策定する出資計画に基づき出資の請求を行うほか、出資手続きについても定めるものとする。

(8) 適正な原価管理の確保

適正な原価管理の確保は共同企業体として不必要な費用の発生を防止し、的確な予算管理を行ううえで必要不可欠なものである。このため、実行予算の作成に当たっては協定（共通）原価の範囲の明確化による工事原価の的確な把握が行われ、その執行に当たっては実行予算書に基づいた適切な予算・実績管理が行われることが肝要であることから、次に掲げるところにより明確な基準を設定するものとする。

1 協定（共通）原価

協定（共通）原価の基準、範囲については、運営委員会において定めておくものとするが、少なくとも次に掲げる経費のうち構成員に対して支払うものについては、その取扱いを明確に定めるものとする。

- ① 事前経費
- ② 見積費用
- ③ 人件費
- ④ 本社事務経費
- ⑤ 電算処理費
- ⑥ 仮設材料及び工事用機械等並びに工業所有権等の使用料

2 実行予算

実行予算作成に当たっては、仮設工事、土工事等工事種別ごとに材料費、労務費、外注費、経費等の区分で整理を行い、実行予算と実績を対比し得るように作成するものとする。

なお、工事实績と実行予算の対比について定期的に運営委員会に対して報告を行うものとし、予算と実績の間に重要な差異が予想される場合又は生じた場合は、その都度理由を明らかにし、運営委員会の承認を得るものとする。

3 決算

決算の手続きは、法令、協定書その他共同企業体の規則等に定める事項に準拠し行うほか、次に掲げる項目に沿って行うものとする。

- ① 未精算勘定の整理
- ② 税務計算上の必要資料の整理
- ③ 残余資産の処分
- ④ 未発生原価の見積
- ⑤ 決算書（案）の作成と対象書類等の監査
- ⑥ 決算書（案）の承認

4 監査

共同企業体の適正な業務執行及び適正な協定（共通）原価の実現を担保するため、原則として決算書（案）作成後、適切かつ公正な監査を行うこととし、運営委員会においては次の事項に留意して、少なくとも監査委員の選出及び権限、監査対象並びに監査報告の手続きを予め定めておくものとする。

- ① 監査委員については、原則として全ての構成員が、当該構成員を代表し得る者を選定して充てるものとする。
- ② 監査の対象は、原則として決算書（案）及び全ての業務執行に関する事項とする。
- ③ 監査報告書は、全ての監査委員が監査結果を確認のうえ運営委員会に提示するものとし、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査報告書の提出先、日付
- (2) 監査方法の概要
- (3) 監査委員の署名捺印
- (4) 対象とした決算書（案）等が法令等に準拠し作成されているかどうかについての意見
- (5) 対象とした決算書（案）等が協定書その他共同企業体の規則等に定める事項に従って作成されているかどうかについての意見

（注1） ここにいう決算書（案）は貸借対照表、損益計算書、工事原価報告書、資金収支表及び附属明細書とする。

（注2） より適正な原価を確保する観点から、共同企業体の監査は上記のとおり行われることが望ましいが、構成員間の合意に基づき簡易な監査が行われている現在の実態に鑑み、当分の間、監査の目的を達し得る範囲内において、上記手続きと異なった取扱いを定めることも差し支えない。

(9) 下請業者、資機材業者決定の適正化

構成員間の信頼と協調を前提とする共同企業体の工事施工に当たっては、単体による施

工の場合と同様、円滑かつ効率的な施工の確保の観点から下請業者、資機材業者の決定が適正に行わなければならないことはいうまでもない。

しかしながら、各構成員はそれぞれ協力会社等の下請業者、資機材業者を異にすることが通例であり、このことから下請業者等の決定いかんによっては共同企業体としての効果的な活用が期待されないのみならず、工事的確な施工の確保に支障を生ずることも考えられ、その決定は公正かつ明瞭に進められなければならない。

このため、次のとおり施工委員会（作業所委員会）等において適正な下請業者等の決定手続き等を定めるものとする。

1 下請業者決定手続きの明確化

下請業者の決定は以下の手続きにより公正かつ明瞭に行うことを原則とする。

- ① 各構成員より希望工種ごとに下請業者の推薦を受けるものとする。
- ② 下請業者の審査は、施工能力、雇用管理及び労働安全管理の状況、労働福祉の状況、下請との取引の状況等を総合的に勘案して行い、優良な下請の選定を図るものとする。
- ③ 下請業者の選定は原則として複数とし、施工委員会（作業所委員会）等において行うものとする。
- ④ 選定業者に対しては、遅滞なく工期、工事内容、仕様書、図面見本等を明示し、入札によるかあるいは、見積書を徴求して、その内容を施工委員会（作業所委員会）等で検討のうえ運営委員会において下請業者の決定を行うものとする。

2 適正な下請業者管理

下請業者の管理については、円滑な共同施工の確保という観点から、原則として施工委員会（作業所委員会）等が適正な指導、助言、その他の援助を行うものとするほか、以下の事項に留意して下請業者による適切な施工管理が実施されるよう指導するものとする。

- ① 施工方法の協議及び技術力の確保
- ② 品質管理の確保

3 資機材業者決定の手続きの明瞭化

資材業者の決定は、価格、品質、納期等を勘案し、下請業者決定の手続きに準じて行うものとする。

また、機材業者の決定に当たっては、施工工種、工法に適した機材の選定に留意するものとする。

共同企業体運営モデル規則について（抄）

平成4年3月27日
建設省経振発第33号

建設省建設経済局長から建設業者団体の長宛

共同企業体の運営については、「共同企業体運営指針について」（平成元年5月16日付建設省経振発第52号）により、共同企業体が構成員の信頼と強調の下に円滑に運営されるよう鋭意ご配慮いただいているところであるが、共同企業体運営指針の趣旨に沿った適正な規則等の整備を促進するため、今般、共同企業体適正運営推進協議会において別添のとおり「共同企業体運営モデル規則」が定められたところである。

については、貴団体についても、本モデル規則策定の趣旨をご理解の上、貴会傘下建設業者に対し、共同企業体の現場運営への積極的な普及、活用の推進方をお願いする。

（別添）

共同企業体運営モデル規則

1 趣旨

共同企業体は、複数の構成員が技術・資金・人材等を結集し、工事の安定的施工に共同して当たることを約して自主的に結成されるものである。社風、経営方針、技術力、経験等の異なる複数の構成員による共同企業体の効果的な活用が図られるためには、共同企業体の運営が構成員相互の信頼と協調に基づき円滑に行われることが不可欠である。

平成元年5月16日付建設省経振発第52号「共同企業体運営指針について」において示された「共同企業体運営指針」（以下「運営指針」という。）は、共同企業体が構成員の信頼と協調のもとに円滑に運営されるよう、その施工体制、管理体制、責任体制その他基本的な運営の在り方を示したものであり、実際の工事の施工に当たっては共同企業体において運営指針の趣旨に沿った運営に関する規則等を整備することが必要であるとされている。

本モデル規則は、運営指針の趣旨をより具体化したものであり、共同企業体の規則等において定めるべき事項を具体的に示すものである。これにより、これまで規則等を整備していなかったり、又は、十分なものとはいえない規則等によって運営されていた共同企業体において、運営指針の趣旨に沿った適正な規則等の整備を促進し、もって共同企業体の運営の適正化が図られることを期待するものである。

2 性格

- (1) 本モデルの規則は、共同企業体が公共工事の施工に当たるため「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」（昭和53年11月1日付建設省経振発第69号）に基づき結成されていることを前提としているが、その他の場合においても、基本的には本モデル規則に準じた規則等を整備することにより、運営指針の趣旨に沿った適正な運営が確保されることが望まれるところである。
- (2) 本モデル規則の作成に当たっては、その実用性に留意しつつ、運営指針に示された基本的な考え方に基づき全ての構成員が信頼と協調をもって共同施工に参画し得る体制を確保することを主眼において検討を行い、共同企業体の運営の在るべき姿を追求した。したが

って、現在の業界の実態とは必ずしも一致しない部分があるが、こうした部分についても将来的には実態が本モデル規則に示した姿へと向かうことが望ましいと考えるものである。

- (3) 本モデル規則はあくまでも共同企業体の円滑な運営のためのルールの標準的なものを示すものであり、共同企業体の運営に当たって、各種規則等を作成する際の雛形として工事の規模・性格等その実情に合わせて適宜変更することを拘束するものではないが、その場合にあっては本モデル規則の趣旨に十分配慮することが必要である。また、規則等の作成に当たっては、構成員間で十分に協議の上、構成員の合意に基づきその内容を決定しなければならないことは当然である。

3 共同企業体運営モデル規則の構成

本モデル規則は、共同企業体において少なくとも整備すべき次に掲げる規則等について本則及び注解により構成する。

- ① 運営委員会規則……共同企業体の最高意志決定機関としての位置付けとその機能の定め
- ② 施工委員会規則……工事の施工に関する事項の協議決定機関としての位置付けとその機能の定め
- ③ 経理取扱規則……経理処理、費用負担、会計報告等に関する定め
- ④ 工事事務所規則……工事事務所における指揮命令系統及び責任体制に関する定め
- ⑤ 就業規則……工事事務所における職員の就業条件等に関する定め
- ⑥ 人事取扱規則……管理者の要件、派遣職員の交代等に関する定め
- ⑦ 購買管理規則……取引業者及び契約内容の決定手続等に関する定め
- ⑧ 共同企業体解散後の瑕疵担保責任に関する覚書……解散後の瑕疵に係る構成員間の費用の分担、請求手続等に関する定め

4 共同企業体運営モデル

【運営委員会規則】

(総則)

第1条 共同企業体協定書第19条に基づき運営委員会規則を定める。同協定書第9条に基づき設置される運営委員会（以下「委員会」という。）の運営は、この規則の定めるところによる。(注-1)

(目的)

第2条 この規則は、委員会の権限、構成、運営方法等について定めることにより、共同企業体の運営を円滑に行うことを目的とする。

(権限)

第3条 委員会は、共同企業体の最高意志決定機関であり、第6条に定める共同企業体の運営に関する基本的事項及び重要事項を協議決定する権限を有する。

(構成)

第4条 委員会は、各構成員を代表する委員各1名をもって組織する。(注-2, 3)

2 委員に事故があるときは、あらかじめ各構成員が定めた委員代理が、その職務を代理する。(注-3)

3 委員会に、委員を補佐し、構成員間の連絡を円滑に図るため、各構成員より選任された幹事各1名を置く。(注-3)

- 4 委員会には、必要に応じ専門委員会の委員、その他の関係者を出席させることができる。
- 5 各構成員は、委員、委員代理又は幹事が人事異動その他の理由によりその職務を遂行できなくなったときは、他の構成員に文書で通知し、交代させることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、代表者から選任された委員がこれに当たる。(注-3)

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員又は委員代理のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(付議事項)

第6条 委員会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 工事の基本方針に関する事項
- 二 施工の基本計画に関する事項
- 三 安全衛生管理の基本方針に関する事項
- 四 工事实行予算案の承認に関する事項
- 五 決算案の承認に関する事項
- 六 協定原価(共同企業体の共通原価に算入すべき原価)算入基準案の承認に関する事項
- 七 実行予算外の支出のうち、重要なものの承認に関する事項
- 八 工事事務所の組織及び編成に関する事項
- 九 取引業者の決定及び契約の締結に関する事項(軽微な取引に係るものを除く。)
- 十 発注者との変更契約の締結に関する事項
- 十一 規則の制定及び改廃に関する事項
- 十二 損害保険の付保に関する事項
- 十三 その他共同企業体の運営に関する基本的事項及び重要事項

(開催及び招集)

第7条 委員会は、工事の受注決定後、速やかに開催するほか、次に該当する場合に開催する。

- 一 委員長が必要と認めた場合
 - 二 委員から委員会に付議すべき事項を示して、招集の請求があった場合
- 2 委員会は、委員長が招集する。
 - 3 委員長は、委員会の招集に当たっては、その開催の日時、場所及び議題をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(議決等)

第8条 委員会の会議の議長は、委員長がこれに当たる。

- 2 委員会の議決は、原則として全ての委員の一致による。
- 3 委員長は、やむを得ない事由により、委員会を開く猶予のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員に回付し賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。
- 4 委員会の議事については議事録を作成し、出席員の捺印を受けた上で、委員長がこれを保管するとともに、その写しを各構成員に配布する。

(専門委員会)

第9条 委員会は、工事の施工を円滑に行うため、運営委員会の下に施工委員会を設置するとともに、必要に応じ、次に掲げる専門委員会を設置する。

- 一 安全衛生委員会

- 二 購買委員会
- 三 技術委員会
- 四 その他の専門委員会

2 専門委員会は、共同企業体の各構成員から選任された委員をもって構成する。

(規則)

第10条 委員会は、共同企業体の運営を円滑に行うため、次に掲げる規則を定める。

- 一 施工委員会規則
- 二 経理取扱規則
- 三 工事事務所規則
- 四 就業規則
- 五 人事取扱規則
- 六 購買管理規則
- 七 その他の規則

2 委員会は、専門委員会（施工委員会を除く。）を設置する場合、それぞれの委員会規則を定める。

3 委員会で定められた規則は、各構成員が記名捺印し、各々一通を保有する。

(事務局)

第11条 委員会には事務局を設置することとし、代表者の〇〇内に置く。

(運営委員会名簿)

第12条 委員会は、別記様式により運営委員会名簿を作成、保管するとともに、その写しを各構成員に配布する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

(別記様式)

〇〇建設工事共同企業体運営委員会名簿

〇〇年〇〇月〇〇日

構 成 員			
運 営 委 員			
運営委員代理			
幹 事			

(注) 委員長及び委員長代理については、その旨付記するものとする。

【施工委員会規則】

（総則）

第1条 運営委員会規則第10条に基づき施工委員会規則を定める。同規則第9条に基づき設置される施工委員会（以下「委員会」という。）の運営は、この規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 この規則は、委員会の権限、構成、運営方法等について定めることにより、共同企業体における工事の施工を円滑に行うことを目的とする。

（権限）

第3条 委員会は、運営委員会の下に組織され、運営委員会で決定された方針、計画等に沿って、第6条に定める工事の施工に関する具体的かつ専門的事項を協議決定する権限を有する。

（構成）

第4条 委員会は、各構成員から選任された委員〇名以内で組織する。

2 委員は、原則として各構成員が工事事務所に派遣している職員とする。

3 各構成員は、委員に事故があるときは、代理人を選任することができる。

4 委員会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。

5 各構成員は、委員が人事異動その他の理由によりその職務を遂行できなくなったときは、他の構成員に文書で通知し、交代させることができる。

（委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は原則として工事事務所長（以下「所長」という。）がこれに当たる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（付議事項）

第6条 委員会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

一 施工計画及び実施管理に関する事項

二 安全衛生管理に関する具体的事項

三 工事实行予算案の作成及び予算管理に関する事項

四 決算案の作成に関する事項

五 協定原価（共同企業体の共通原価に算入すべき原価）算入基準案の作成に関する事項

六 工事事務所の人員配置及び業務分担に関する事項

七 取引業者の選定並びに軽微な取引に係る取引業者の決定及び契約の締結に関する事項

八 発注者との契約変更に関する事項（変更契約の締結を除く。）

九 その他工事の施工に関する事項

（開催及び招集）

第7条 委員会は、委員長の招集により、原則として月〇回定期的に開催するほか、委員長が必要と認めた場合及び他の委員から請求があった場合に開催する。

（議決等）

第8条 委員会の会議の議長は、委員長がこれに当たる。

2 委員会の議決は、原則として全ての委員の一致による。

3 委員会の議事については議事録を作成し、出席委員の捺印を受けた上で、委員長がこれを保管するとともに、その写しを各構成員に配布する。

(報告事項)

第9条 委員会において協議決定された事項は、速やかに運営委員会に報告する。(注-1)

2 委員会は、工事の進捗状況、工事实行予算の執行状況等を毎月、所長より報告させるとともに、適宜、運営委員会に報告する。

3 委員会は、施工過程における事故、技術上のトラブル、盗難、その他の異常な事態が発生した場合は、所長より速やかに報告させるとともに、運営委員会に報告しなければならない。

(施工委員会名簿)

第10条 委員会は、別記様式により委員会名簿を作成、保管するとともに、その写しを各構成員に配布する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 印

(別記様式)

〇〇建設工事共同企業体施工委員会名簿

〇〇年〇〇月〇〇日

構 成 員			
施 工 委 員			

(注) 委員長及び委員長代理については、その旨付記するものとする。

【経理取扱規則】

(総則)

第1条 運営委員会規則第10条に基づき経理取扱規則を定める。共同企業体における経理の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規則は、共同企業体の経理処理、費用負担、会計報告等について定めることにより、共同企業体の財政状態及び経営成績を明瞭に開示し、共同企業体の適正かつ円滑な運営と構成員間の公正を確保することを目的とする。

(会計期間)

第3条 会計期間は、共同企業体協定書（以下「協定書」という。）第4条に定める共同企業体成立の日から解散の日までとし、月次の経理事務は毎月1日に始まり当月末日をもって締め切る。（注－1）

(経理部署)

第4条 共同企業体の工事事務所内に経理事務を担当する部署（以下「経理部署」という。）を設置し、会計帳簿及び証憑書類等を備え付ける。（注－2）

(経理処理)

第5条 共同企業体は、独立した会計単位として経理する。（注－3、4）

(会計帳簿及び勘定科目)

第6条 会計帳簿は、仕訳帳、総勘定元帳及びこれらに付随する補助簿とする。（注－5）

2 勘定科目は、建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号に準拠して定める。

(会計帳簿等の保管)

第7条 工事竣工後における会計帳簿及び証憑書類等の保管は、代表者が自己の保管規程に従い、概ね共同企業体の解散の日から会計帳簿及び証憑書類は10年間、その他の書類にあつては5年間を目途に行う。

2 前項の期間内において、代表者は各構成員の税務調査、法定監査等の必要に応じて会計帳簿及び証憑書類等を供覧する。

(経理責任者)

第8条 経理事務の最高責任者は工事事務所長（以下「所長」という。）とし、所長は事務長等を統括し、迅速、明瞭かつ一元的な事務処理を図るものとする。

(取引金融機関及び預金口座)

第9条 取引金融機関及び預金口座は、協定書第11条に基づき次のとおりとし、各構成員からの出資金の入金、発注者からの請負代金の受入、取引業者に対する支払等の資金取引はこれにより行う。

取引金融機関	〇〇銀行〇〇支店
預金口座種類	〇〇預金（口座番号〇〇〇〇）
預金口座名義	〇〇共同企業体 代表者 〇〇〇〇

2 「前払金保証約款」に基づく前払金に関する受入、支払等の資金取引については、前項の規定にかかわらず、次の専用口座により行う。

取引金融機関	〇〇銀行〇〇支店
預金口座種類	普通預金（口座番号〇〇〇〇）
預金口座名義	〇〇共同企業体 代表者 〇〇〇〇

(資金計画)

第10条 所長は、工事着工後速やかに資金収支の全体計画を立て、各構成員へ提出する。

2 所長は、毎月、資金収支管理のため、当月分及び翌月分の資金収支予定表を作成し、〇〇日までに各構成員へ提出する。

(資金の出資)

第11条 共同企業体の事業に係る資金の調達は、各構成員の出資をもって行うものとし、その出資の割合は協定書第8条に定めるところによる。

(出資方法)

第12条 代表者は、第10条第2項に定める資金収支予定表に基づき、毎月〇〇日までに各構成員に対して出資金請求書により出資金の請求を行う。ただし、天災及び事故等緊急の場合は所長の要請に基づき、臨時に出資金の請求を行うことができる。(注-6、7)

2 各構成員は、前項の請求書に基づき、次のとおり出資を行うものとする。

一 現金による出資については、取引業者への支払日の前日までに第9条第1項の銀行口座へ振り込むものとする。

二 手形による出資については、代表者以外の構成員は、自己を振出人、代表者を受取人とする約束手形を取引業者への支払日の前日までに代表者に持参し、代表者は、代表者以外の構成員の出資の額と自己の出資の額を合計した額の約束手形を取引業者に振り出すことにより行う。(注-8)

3 前項において、代表者以外の構成員が振り出す約束手形の期日は、代表者が振り出す約束手形の期日と同日とする。

4 代表者は、出資の受領の証として共同企業体名を冠した自己の名義の領収書を発行する。(注-9)

(立替金の精算)

第13条 各構成員は、協定原価(共同企業体の共通原価に算入すべき原価をいう。以下同じ。)になるべき費用を立て替えた場合、毎月〇〇日をもって締め切り翌月〇〇日までに所定の請求書に証憑書類を添付して所長に提出し、翌月〇〇日に精算するものとする。

(請負代金の請求及び受領)

第14条 請負代金の請求及び受領は、協定書第7条に基づき、代表者が共同企業体の名称を冠した自己の名義をもって行う。

(請負代金の取扱い)

第15条 前払金として収納した請負代金は、公共工事標準請負契約約款第32条の定めるところに従い、適正に使用しなければならない。

2 前払金、部分払金及び精算金として収納した請負代金は、協定書第8条に定める出資の割合に基づき、速やかに各構成員に分配する。(注-10)

(支払)

第16条 支払は、事務長の認印のある証憑書類に基づき、伝票を起票のうえ、所長の認印を受けて行う。

2 支払は、次の支払条件のとおりとする。ただし、臨時又は小口の支払についてはこの限りではない。

区 分	所定の査定日	請求書締切日	内払の 支払率	支 払 日
労務費	毎月〇〇日	毎月〇〇日	〇〇%	翌月〇〇日 現金
材料費	毎月〇〇日	毎月〇〇日	〇〇%	翌月〇〇日 手形 翌月〇〇日 現金
外注費	毎月〇〇日	毎月〇〇日	〇〇%	翌月〇〇日 手形 翌月〇〇日 現金
経 費	毎月〇〇日	毎月〇〇日	〇〇%	翌月〇〇日 現金
				* 支払日が土曜日、日曜日、 国民の祝日の場合は翌営業日 * 12月分の支払は別に定める日

3 手形による支払は、代表者が自己の名義をもって取引業者に約束手形を振り出すことにより行う。(注-11)

(協定原価)

第17条 協定原価算入基準案は、別記様式により施工委員会で作成し、運営委員会の承認を得なければならない。(注-12)

2 派遣職員の人件費のうち、給与、〇〇手当、〇〇手当、…… について協定原価に算入する額は、別表に定める月額とする。ただし、臨時雇用者に係る人件費は、その支給実額を協定原価に算入する。

(月次会計報告)

第18条 所長は、毎月末日現在の共同企業体に関する経理諸表を作成し、翌月〇〇日までに各構成員へ提出しなければならない。(注-13、14)

(工事实行予算)

第19条 工事实行予算案は、工事計画に基づき施工委員会で作成し、運営委員会の承認を得なければならない。(注-15)

2 所長は、予算の執行に当たっては常に予算と実績を比較対照し、施工の適正化と予定利益の確保に努めるものとする。

3 予算と実績の間に重要な差異が生じた場合又はその発生が予想される場合は、所長はその理由を明らかにした資料を速やかに作成し、施工委員会を通して運営委員会の承認を得なければならない。

(工事損益の予想)

第20条 所長は、職員と常に緊密な連絡を保ち、工事損益の把握に努めなければならない。

2 所長は、工事損益の見通しを明確にするため、毎月、工事損益予想表を作成し、各構成員に提出しなければならない。(注-16)

(決算案の作成)

第21条 所長は、工事竣工後速やかに精算事務に着手し、次に掲げる財務諸表を作成する。また、工事の一部を完成工事として計上する場合も同様とする。(注-17)

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 工事原価報告書

四 資金収支表

五 前各号に掲げる書類に係る附属明細書

2 施工委員会は、前項で作成された財務諸表を精査し、決算案を作成する。

(監査)

第22条 各構成員は、監査委員として当該構成員に代表し得る者(運営委員を除く。)〇〇名を選出する。

- 2 監査委員は、決算案及び全ての業務執行に関する事項について監査を実施する。
- 3 監査委員は、次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成して運営委員会に提出する。

(注-18)

- 一 監査報告書の提出先及び日付
- 二 監査方法の概要
- 三 監査委員の署名捺印
- 四 決算案等が法令等に準拠し作成されているかどうかについての意見
- 五 決算案等が協定書その他共同企業体の規則等に定める事項に従って作成されているかどうかについての意見
- 六 その他業務執行に関する意見

(決算案の承認)

第23条 第21条に定める決算案は、前条の監査報告を踏まえ、運営委員会の承認を得なければならぬ。

(決算後の収益又は費用の処理)

第24条 決算後共同企業体に帰属すべき次の各号の収益又は費用が発生した場合は、各構成員は協定書第8条に定める出資の割合に基づき、当該収益の配分を受け又は費用を負担する。

- 一 工事用機械、仮設工具等の修繕費
- 二 労働者災害補償保険料の増減差額又はメリット制による還付金若しくは追徴金
- 三 その他決算後に確定した工事に関する収益又は費用

(消費税の取扱い)

第25条 消費税は月次一括税抜き処理とし、月次会計報告で各構成員の消費税額計算上必要な事項を各構成員に報告する。

(課税交際費及び寄付金の取扱い)

第26条 課税交際費及び寄付金は「交際費」及び「寄付金」の科目で処理し、月次会計報告でその額を各構成員に報告する。

(瑕疵担保責任等)

第27条 工事目的物の瑕疵に係る修補若しくは損害の賠償、火災、天災等に起因する損害又は工事の施工に伴う第三者に対する損害の賠償に関し、共同企業体が負担する費用については、各構成員は協定書第8条に定める出資の割合に基づき負担するものとする。(注-19)

- 2 前項に基づき各構成員が負担を行った場合において、特定の構成員の責に帰すべき合理的な理由がある場合には、運営委員会において別途各構成員の負担額を協議決定し、これに基づき構成員間において速やかに負担額の精算を行うものとする。

(その他)

第28条 この規則に定めのない事項については、運営委員会の決定による。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

(別記様式) 協定原価算入基準

費 目	算入・不算入	算入範囲等
(記載例) 材料費 労務費 外注費 仮設損料 仮設工具等修繕費 仮設損耗費 動力用水光熱費 運搬費 (機械等運搬費を除く) 機械等損料 機械等修繕費 機械等運搬費 設計費 見積費用 作業服・安全帽子等購入費用 作業服クリーニング代 管理部門の安全・技術等の指導費用 衛生、安全、厚生に要する費用 労働者災害補償保険法による事業主負担補償費 事務所、倉庫、宿舍等の借地借家料 損害保険料 給与 時間外勤務手当 休日勤務手当 宿直手当 日直手当 賞与 退職給与引当金繰入額 公傷病による休務者に対する給与及び賞与 社会保険料 職員に対する慰安・娯楽費 健康診断料 慶弔見舞金 事務用品費 (什器・備品類リース代を除く) 什器・備品類リース代 通信費 出張旅費 派遣職員以外の出張旅費 赴任・帰任旅費手当 引越運賃 通勤費 業務上の交通費 交際費 寄付金 補償費 運営委員会諸費用 専門委員会諸費用 各構成員の社内金利 工事検査立会費 工業所有権の使用料 構成員事務代行経費・電算処理費 事前経費 (設計費、見積費用を除く) 残業食事代 各種資格受験費用 前払金保証料 その他の費用		運営委員会の 協議による

(注) 1. 経理取扱規則第17条の別表に規定された人件費については、その旨明示すること。

2. 事前費用、見積費用等金額が確定しているものについては、「算入範囲等」に具体的金額を記載すること。
3. 他の規則において協定原価の算入範囲を別途定める費目については、その旨明示すること。

(別表) 協定原価算入給与等一覧表 (月額)

年令 (歳)	金 額 (円)	年令 (歳)	金 額 (円)
18	〇〇〇〇〇〇	・	
19		・	
20		・	
・		・	
・		・	
・		・	

【工事事務所規則】 (略)

【就業規則】 (略)

【人事取扱規則】 (略)

【購買管理規則】 (略)

【共同企業体解散後の瑕疵担保責任に関する覚書】

〇〇建設工事共同企業体の施工する〇〇工事に関し、工事目的物に瑕疵があったときは、共同企業体協定書 (以下「協定書」という。) 第18条に基づき、共同企業体解散後においても各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとし、当該瑕疵に係る構成員間の費用の分担、請求手続等については下記のとおりとする。(注-1)

記

第1条 共同企業体解散後、構成員が発注者から工事目的物の瑕疵の通知を受けた場合は、当該構成員は速やかに他の構成員に対し、その旨を通知するものとする。

第2条 各構成員は前条の通知後、速やかに協議し、発注者との折衝を担当する構成員等発注者への対応を決定するとともに、瑕疵の存否、状況、原因等に関し、工事目的物の調査等を実施するものとする。

第3条 各構成員は、前条の調査結果に基づき、工事目的に係る瑕疵の存否及び範囲の確認を行うとともに、発注者との折衝の経緯等を踏まえ、瑕疵の修補の要否、修補範囲、修補方法、修補費用予定額及び修補を担当する構成員 (以下「修補担当構成員」という。) 並びに損害賠償の要否、賠償範囲、賠償予定額及び発注者に対する支払事務を担当する構成員 (以下「支払担当構成員」という。) を協議決定するものとする。

2 前項で決定した内容に、重要な変更が見込まれる場合は、修補担当構成員又は支払担当構成員は速やかにその理由を明らかにした文書を作成し、他の構成員に通知するとともに、各構成員は協議の上、所要の変更を行うものとする。

第4条 瑕疵の修補又は損害賠償に関する費用については、協定書第8条に定める出資の割合により、各構成員が負担するものとする。ただし、特定の構成員の責に帰すべき合理的な理由がある場合には、構成員間の協議に基づき、別途各構成員の負担額を決定することができる。

第5条 瑕疵担保責任の履行として瑕疵の修補を行う場合においては、修補担当構成員は、当該修補完了後他の構成員に対し、前条に基づく負担金の支払を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。

第6条 瑕疵担保責任の履行として損害賠償を行う場合においては、支払担当構成員は、発注者の履行請求に応じ、他の構成員に対し、第4条に基づく負担金の支払を請求するものとする。

2 前項の請求を受けた構成員は、速やかに負担金を支払わなければならない。

3 支払担当構成員は、前項の他の構成員の負担金と自己の負担金をとりまとめ、一括して発注者へ支払うものとする。

第7条 その他この覚書に定めのない事項については、各構成員間で協議の上決定する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

〇〇建設株式会社
代表取締役 〇 〇 〇 〇 ㊟

5 共同企業体運営モデル規則注解

1. 運営委員会規則

(注-1)

ここにいう共同企業体協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書(甲)」(昭和53年11月1日付建設省計振発第69号)をいう。

(注-2)

議決権を有するものは、各構成員を代表する運営委員各1名とし、委員会に出席するその他の者は議決権を有しない。

2. 施工委員会規則

(注-1)

運営委員会が定期的開催されない実態にかんがみ、運営委員会に対し文書で報告することをもって、運営委員会への報告に代えることも差し支えない。

3. 経理取扱規則

(注-1)

ここにいう共同企業体協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書(甲)」(昭和53年11月1日付建設省計振発第69号)をいう。

(注-2)

共同企業体の規模、性格等から第5条(注-3)により、代表者の電算システム等を活用する場合においても、工事事務所に会計帳簿及び証憑書類等を備え付けなければならない。

(注-3)

帳票の様式その他経理処理の手続については、實際上代表者の例によることが考えられる。

(注-4)

共同企業体の規模、性格等によって、効率性、正確性等の観点から代表者の電算システム等を適宜活用することも差し支えない。その場合は、代表者に委任する経理事務の範囲を経理取扱規則に明確に定めておかなければならない。

(注-5)

補助簿とは、小口現金出納帳、当座預金出納帳、工事原価記入帳、受取手形記入帳、支払手形記入帳、材料元帳、工事台帳、得意先元帳、工事未払金台帳、固定資産台帳等が考えられる。

(注-6)

所長が代表者から派遣されている場合は、実際の事務手続は、代表者の名義をもって当該所長が行うことも考えられる。

(注-7)

出資金請求書には、その根拠となる支払の内訳を明示するものとする。

(注-8)

手形による出資については、以下の方法も考えられる。

(1) 各構成員が、自己を振出人、取引業者を受取人とする約束手形を取引業者への支払日の前日までに経理部署に持参することにより行う。

(2) 代表者以外の構成員は、自己を振出人、代表者を受取人とする約束手形を取引業者への支払日の前日までに代表者に持参し、代表者は、自己の出資の額の約束手形を取引業者に振り出すとともに、代表者以外の構成員から受け取った約束手形を取引業者に裏書譲渡することにより行う。

(注-9)

銀行振込による出資については、銀行が発行する振込金受取書をもって領収書に代えることも考えられる。

(注-10)

前払金の取扱いについては、第9条第2項に定める預金口座に留保する方式も考えられる。

(注-11)

手形による支払については、以下の方法も考えられる。

(1) 各構成員が、自己の名義をもって取引業者に約束手形を振り出すことにより行う。

(2) 代表者が、自己の名義をもって取引業者に約束手形を振り出すとともに、代表者以外の構成員より受け取った約束手形を裏書譲渡することにより行う。

(注-12)

協定原価算入基準案の原案は、所長が作成することが実務的である。

(注-13)

ここにいう経理諸表には、月次試算表、予算・実績対照表、工事原価計算書等が考えられる。

(注-14)

本条の報告は、明瞭性の確保の観点から(注-12)に掲げる経理諸表については毎月行われることが望ましいが、工事の規模、期間等を総合的に勘案し、妥当と判断される経理諸表については、隔月又は四半期毎の報告とすることも差し支えない。

(注-15)

工事实行予算案の原案は、所長が作成することが実務的である。

(注-16)

本条第2項の報告は、明瞭性の確保の観点から毎月行われることが望ましいが、工事の

規模、期間等を総合的に勘案し、妥当と判断される場合は、隔月又は四半期毎の報告とすることも差し支えない。

(注-17)

ここにいる精算事務は、次に掲げる項目に沿って行うことに留意する。

- (1) 未精算勘定の整理
- (2) 税務計算上の必要資料の整理
- (3) 残余資産の処分
- (4) 未発生原価の見積

(注-18)

適正な原価を確保する観点から、共同企業体の監査は本条のとおり行われることが望ましいが、構成員間の合意に基づき簡易な監査が行われている現在の実態にかんがみ、当分の間、監査の目的を達し得る範囲内において、本条の手続きと異なった取扱いを定めることも差し支えない。

(注-19)

共同企業体解散後の瑕疵担保責任については、別途覚書を締結し、特に取扱いを明確にしておくことが適当と考えられる。

4. 工事事務所規則（略）

5. 就業規則（略）

6. 人事取扱規則（略）

7. 購買管理規則（略）

8. 共同企業体解散後の瑕疵担保責任に関する覚書

(注-1)

ここにいる共同企業体協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」（昭和53年11月1日付建設省計振発第69号）をいう。

経常建設共同企業体の活用促進について

平成10年12月24日
建設省経振発第82号

建設省建設経済局建設振興課長から公共発注機関宛

経常建設共同企業体の活用については、すでに「共同企業体の資格審査要領の一部改正について」（平成9年8月8日付け建設省経振発第62・63号）及び「共同企業体運用基準の策定、改訂等について」（平成10年2月13日付け建設省経振発第13・14号）において周知しているところであるが、建設業のおかれている厳しい経営状況に鑑み、特に公共事業依存度の高い中小・中堅建設業者の企業連携・協業化を進めるためには、経常建設共同企業体のより一層の活用が必要と考えられることから、以下の事項について更に留意されるようお願いする。

なお、貴管下公団等及び市町村に対してもこの旨通知をお願いする。

記

1 経常建設共同企業体の対象企業の拡大

経常建設共同企業体の構成員となり得べき中小・中堅建設業者は、資本の額又は出資の総額が20億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が1,500人以下の会社及び個人とすること。

2 客観点数及び主観点数の調整

経常建設共同企業体の客観的事項の審査及び級別格付を行うに当たっては、当該企業体の結合の強弱及び適否を勘案し、客観的事項について算定した点数（以下「客観点数」という。）及び主観的事項について算定した点数（以下「主観点数」という。）について、おおむね20%の範囲内で調整できるものとする。

なお、当分の間、当該企業体について、適切な施工力を備え、かつ、継続的な協業関係が確保されると認められる場合には、客観点数及び主観点数について、それぞれ10%プラスに調整することができるものとする。

協力施工方式による下請契約を締結するに際しての準則（試案）について

昭和58年6月28日
建設省計建発第108号

建設省建設業課長から建設業者団体の長宛

下請契約関係の明確化については、昭和58年6月28日付建設省計建発第107号をもって通達されたところであるが、同通達記の1にいう発注者から直接建設工事を請け負った元請負人が、他の建設業者から技術、労務、材料、機械等の提供を受け、当該建設業者と工事全体を協力して施工する形態の下請契約（以下、「協力施工方式による下請契約」という。）を締結するに際しての準則を、下記の通り試案として定めたので、参考までに送付する。

なお、本方式については、同通達記の2の趣旨に充分留意のうえ、的確な運用がなされるよう念のため申し添える。

記

協力施工方式による下請契約を締結するに際しての準則（試案）

（元請負人の発注者に対する権利義務関係）

- 1 発注者から直接建設工事を請け負った元請負人の、発注者に対する権利義務関係は、工事の一部を対象とする形態の下請契約の場合における元請負人と発注者との権利義務関係と同様であるので留意すること。

（下請負人、労働者に対する責任関係）

- 2 発注者から直接工事を請け負った元請負人の、下請負人及びその雇用労働者に対する責任関係については、工事の一部を対象とする形態の下請契約の場合と同様であるので留意すること。

（書面による契約締結）

- 3 契約当事者間の権利義務関係を明確にするため、4以降の項目を内容に含む下請契約を書面により締結すること。

（協力内容）

- 4 元請負人及び協力施工方式による下請負人（以下、「協力下請負人、（仮称）」という。）は、それぞれ技術を提供するほか、労務、材料、機械または資金を提供し合うこととし、その協力内容を下請契約書の中に明示すること。この場合においては、各協力内容に応じた自ら直接雇用する技術職員を工事現場に派遣すること。

（注）技術職員とは、少なくとも建設業法第26条第1項の主任技術者となり得る者をいう。

（当事者間の責任関係）

- 5 第三者損害、瑕疵担保等に関する元請負人及び各協力下請負人相互の負担関係を明確にすること。

（当事者間の協議の方法）

- 6 請負代金額、工期の変更等についての元請負人と各協力下請負人との間の協議の方法を明確にすること。

「建設工事共同企業体（JV）に関する実態調査」調査票

I 会社の概要

問1 本店が所在する都道府県について（下表を参照し、該当する番号を記入してください。）

北海道	01	埼玉県	11	岐阜県	21	鳥取県	31	佐賀県	41
青森県	02	千葉県	12	静岡県	22	島根県	32	長崎県	42
岩手県	03	東京都	13	愛知県	23	岡山県	33	熊本県	43
宮城県	04	神奈川県	14	三重県	24	広島県	34	大分県	44
秋田県	05	新潟県	15	滋賀県	25	山口県	35	宮崎県	45
山形県	06	富山県	16	京都府	26	徳島県	36	鹿児島県	46
福島県	07	石川県	17	大阪府	27	香川県	37	沖縄県	47
茨城県	08	福井県	18	兵庫県	28	愛媛県	38		
栃木県	09	山梨県	19	奈良県	29	高知県	39		
群馬県	10	長野県	20	和歌山県	30	福岡県	40		

問2 貴社の株式の上場の有無について

1. 上場している。
2. 上場等はしていない。

問3 商法特例法の規定による公認会計士あるいは監査法人による外部監査について

1. 公認会計士あるいは監査法人による外部監査を受けている。
2. 公認会計士あるいは監査法人による外部監査を受けていない。

問4 次に掲げる財務数値について

直前営業年度末における資本金額	※ 貸借対照表の資本金の額を記入してください。	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千円

直前営業年度末における資産総額	※ 貸借対照表の資産の部の合計額を記入してください。	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千円

問5 直近の経営事項審査に申請した建設業従事職員数について

 人

問6 直前の営業年度における建設業の完成工事高の額（海外におけるものを含む）（消費税額を除く）

注：ジョイントベンチャー（JV）として施工した場合は、協定書に基づき、甲型（共同施工型）については出資比率に応じ、乙型（分担施工型）については分担工事額に応じ、それぞれ完成工事高を計上してください。

	業 種	完成工事高									
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千円
1	土木一式工事										
2	建築一式工事(木造建築一式を除く)										
3	木造建築一式工事										
4	大工工事										
5	左官工事										
6	とび・土工・コンクリート工事										
7	石工事										
8	屋根工事										
9	電気工事										
10	管工事										
11	タイル・れんが・ブロック工事										
12	鋼構造物工事										
13	鉄筋工事										
14	ほ装工事										
15	しゅんせつ工事										
16	板金工事										
17	ガラス工事										
18	塗装工事										
19	防水工事										
20	内装仕上工事										
21	機械器具設置工事										
22	熱絶縁工事										
23	電気通信工事										
24	造園工事										
25	さく井工事										
26	建具工事										
27	水道施設工事										
28	消防施設工事										
29	清掃施設工事										
	合 計	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千円

II J V 工事の概要

II章の質問項目は、貴社が過去3年間においてJ Vを結成して施工した工事で、次のAからFにおけるJ V工事の分類毎に、工事の規模（J V工事の総請負金額）が最も大きかったものを選択し、それぞれについてお答え下さい。なお、以下の全ての質問に対し、各J V工事分類で選択した同一の工事についてお答え下さい。

ただし、該当するJ V工事がない場合には、全てblank（無記入）として下さい。

- A. 公共工事でスポンサーとなった特定J V工事（以下「A. 公共スポンサー特定」という。）
- B. 公共工事でサブとなった特定J V工事（以下「B. 公共サブ特定」という。）
- C. 公共工事でスポンサーとなった経常J V工事（以下「C. 公共スポンサー経常」という。）
- D. 公共工事でサブとなった経常J V工事（以下「D. 公共サブ経常」という。）
- E. 民間工事でスポンサーとなったJ V工事（以下「E. 民間スポンサー」という。）
- F. 民間工事でサブとなったJ V工事（以下「F. 民間サブ」という。）

注：工事の種別等は、次の定義に従ってください。

公共工事	発注者が国、地方公共団体、公社及び公団等である工事
民間工事	公共工事以外の工事（発注者が民間である工事）
特定J V	特定の工事の施工を目的として工事ごとに結成されるJ V
経常J V	継続的な協業関係により、経営力・施工力を強化するために結成するJ V

*発注者とは、建設工事（他の建設業者から請負ったものを除く。）の注文者をいいます。

問1 当該J V工事のJ V全体としての請負金額について（消費税額を除く。）

J V工事分類	請負金額									
	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千円
A. 公共スポンサー特定										
B. 公共サブ特定										
C. 公共スポンサー経常										
D. 公共サブ経常										
E. 民間スポンサー										
F. 民間サブ										

問2 J V工事の種別について

1. 土木一式工事
2. 建築一式工事
3. 設備工事
4. その他（具体的に： _____ ）

J V工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問3 J Vの形態について：「甲型J V」（共同施工方式）、「乙型J V」（分担施工方式）の種別

1. 甲型J V
2. 乙型J V

J V工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問4 出資の割合について（自社の構成員割合につきパーセントにてご記入下さい。なお、問3にて「2. 乙型J V」を選択された工事については、記入は不要です。）

J V工事分類	回答欄 (%)
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V工事分類	回答欄 (%)
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問5 J V工事の工期について

1. 1年未満
2. 1年以上2年未満
3. 2年以上3年未満
4. 3年以上（当該年数： 年）

J V工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問6 構成員数について（スポンサー・サブに関わらず、貴社を含めたJ V工事における業者数）

1. 2社
2. 3社
3. 4社
4. 5社以上（当該会社数： 社）

J V工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問7 構成員の組み合わせについて

1. 地元建設業者同士の組み合わせ
2. 大手建設業者同士の組み合わせ
3. 地元建設業者と大手建設業者との組み合わせ
4. その他（具体的に： _____ ）

（注）各選択肢における業者の種別は以下によるものとしてください。

1. 地元建設業者…特定の地域を中心として営業している建設業者
2. 大手建設業者…全国的に営業展開を図っている建設業者

J V 工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V 工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問8 J Vを結成した趣旨について（複数回答可）

- | | |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 発注者の要請により 2. 同業者の依頼により 3. 資金負担軽減のため 4. 危険負担分散のため | <ol style="list-style-type: none"> 5. 技術力の強化、拡充のため 6. 合併・協業化等、新たな組織形態を模索するため 7. 金融機関の要請により 8. その他（具体的に： _____ ） |
|--|---|

J V 工事分類	回答欄							
A. 公共スポンサー特定								
B. 公共サブ特定								
C. 公共スポンサー経常								
D. 公共サブ経常								
E. 民間スポンサー								
F. 民間サブ								

問9 入札価格（見積提出金額）について

1. 構成員間で十分に協議した。
2. スポンサーが提示した。
3. サブが提示した。
4. 発注者が提示した。
5. その他（具体的に： _____ ）

J V 工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V 工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

III J V 工事の会計処理等（対象 J V 工事について）

以下の設問についても II 章にて選択した各 J V 工事についてお答え下さい。

問 1 当該 J V につき作成した規則等について（複数回答可）

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1. 運営委員会規則 | 6. 人事取扱規則 |
| 2. 施工委員会規則 | 7. 購買管理規則 |
| 3. 経理取扱規則 | 8. 共同企業体解散後の瑕疵担保責任に関する覚書 |
| 4. 工事事務所規則 | 9. その他（具体的に： _____ ） |
| 5. 就業規則 | |

J V 工事分類	回答欄									
A. 公共スポンサー特定										
B. 公共サブ特定										
C. 公共スポンサー経常										
D. 公共サブ経常										
E. 民間スポンサー										
F. 民間サブ										

問 2 実行予算の作成方法について

- 各構成員が十分に協議して案を作成した。
- スポンサーが案を作成した。
- その他（具体的に： _____ ）

J V 工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V 工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問 3 赤字の場合の損失負担に対する事前の取決めについて

- 協定書（細則を含む）に明示した。
- 口頭でのみ取決めた。
- 事前の取決めは行わなかった。
- その他（具体的に： _____ ）

J V 工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V 工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問4 民間JV工事において発注者が指定した下請業者数の総下請業者数に占める割合について

1. 0%
2. 0%超30%以下
3. 30%超50%以下
4. 50%超

JV工事分類	回答欄
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問5 発注者が指定した以外の下請業者（専門工事業者）の選定方法について

1. 全て構成員間の協議により決定
2. 特定の金額を超えるものは構成員間で協議し、それ以外はスポンサーが決定
3. 特定の工種のみ構成員間で協議し、それ以外はスポンサーが決定
4. 全てスポンサーが決定
5. 下請業者の入札により決定
6. その他（具体的に： _____）

JV工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

JV工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問6 下請業者との契約者について

1. JV名義で契約
2. スポンサー名義で契約
3. サブ名義で契約
4. スポンサー、サブの名義の契約が混在
5. その他（具体的に： _____）

JV工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

JV工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問7 JV預金口座の開設について

1. JV名義により開設した。
2. スポンサー名義の口座を新たに開設した。
3. スポンサーの既存の口座を使用した。
4. その他（具体的に： _____）

JV工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
C. 公共スポンサー経常	
E. 民間スポンサー	

問8 J V会計の独立性について

1. J Vとして独立した会計組織により処理
2. スポンサーの会計組織内にJ Vの会計を組み込んで処理
3. J Vとしての会計組織を設けず、構成員が個別に処理
4. その他（具体的に： _____）

J V工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問9 発注者からJ Vへ支払われた前受金の管理について

1. J V口座にて管理した。
2. スポンサーの口座にて管理し、構成員に分配しなかった。
3. 構成員に分配して管理した。
4. その他（具体的に： _____）

J V工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問10 振出した手形の名義について

1. スポンサー名義のものに各構成員が裏書
2. スポンサー名義
3. サブ名義
4. スポンサー名義・サブ名義が混在
5. その他（具体的に： _____）

J V工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問11 自社の完成工事高の計上について

1. J V工事の総請負金額に出資割合を乗じた額
2. J V工事の総請負金額
3. 分担した工事額（乙型J Vの場合）
4. その他（具体的に： _____）

J V工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

問15 協定原価に算入したものについて（次の項目に当てはまるもの全てお答え下さい。）

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| 1. 仮設損料・工具等修繕費・損耗費 | 12. 社会保険料 |
| 2. 動力燃料光熱費 | 13. 職員に対する慰安・娯楽費・健康管理経費 |
| 3. 運搬費 | 14. 什器・備品リース代 |
| 4. 機械等経費 | 15. 通信費・交通費・旅費 |
| 5. 見積費用 | 16. 交際費 |
| 6. 衛生、安全、厚生に要する費用 | 17. 寄付金 |
| 7. 労働者災害補償保険法による
事業主負担補償費 | 18. 補償費 |
| 8. 事務所、倉庫、宿舍等の借地借家料 | 19. J V各委員会等諸費用 |
| 9. 給与・諸手当 | 20. 各構成員の社内金利 |
| 10. 賞与 | 21. 構成員事務代行経費・電算処理費 |
| 11. 退職給与引当金繰入額 | 22. 事前経費 |
| | 23. 前払保証料 |

J V 工事分類	回答欄												
A. 公共スポンサー特定													
B. 公共サブ特定													
C. 公共スポンサー経常													
D. 公共サブ経常													
E. 民間スポンサー													
F. 民間サブ													

J V 工事分類	回答欄												
A. 公共スポンサー特定													
B. 公共サブ特定													
C. 公共スポンサー経常													
D. 公共サブ経常													
E. 民間スポンサー													
F. 民間サブ													

問16 問15で掲げた項目のうち、協定原価への算入が構成員間で特に議論となったものについて（問15に当てはまらないものは、24. その他にてお答え下さい。）

J V 工事分類	回答欄												
A. 公共スポンサー特定													
B. 公共サブ特定													
C. 公共スポンサー経常													
D. 公共サブ経常													
E. 民間スポンサー													
F. 民間サブ													

24. その他（具体的に： _____ ）

問17 作成した会計帳簿等について（複数回答可）

1. 仕訳帳
2. 総勘定元帳
3. 月次試算表
4. 月次資金収支表
5. その他（具体的に： _____ ）

J V 工事分類	回答欄				
A. 公共スポンサー特定					
B. 公共サブ特定					
C. 公共スポンサー経常					
D. 公共サブ経常					
E. 民間スポンサー					
F. 民間サブ					

問18 作成した財務諸表等について（複数回答可）

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 工事原価報告書
4. 資金収支表
5. 附属明細書
6. その他（具体的に： _____ ）

J V 工事分類	回答欄				
A. 公共スポンサー特定					
B. 公共サブ特定					
C. 公共スポンサー経常					
D. 公共サブ経常					
E. 民間スポンサー					
F. 民間サブ					

問19 監査の実施状況について

1. 決算案に基づき監査委員が監査を実施
2. スポンサーからの報告のみ
3. 第三者（公認会計士等）による監査を実施
4. その他（具体的に： _____ ）

J V 工事分類	回答欄
A. 公共スポンサー特定	
B. 公共サブ特定	
C. 公共スポンサー経常	

J V 工事分類	回答欄
D. 公共サブ経常	
E. 民間スポンサー	
F. 民間サブ	

IV J V 工事に関する一般的な処理等について

IV章の質問項目は、貴社におけるJ V工事の一般的な会計処理方法等につきお答え下さい。

問1 J Vに対し支出する金額の処理科目について

1. 「J V出資金」として処理
2. 「J V前渡金」として処理
3. 「J V仮払金」として処理
4. 「未成工事支出金」として処理
5. その他（具体的に： _____)

問2 スポンサーとなった場合に各構成員から受け入れる金額の処理科目について

1. 「〇〇会社出資金」として処理
2. 「〇〇会社預り金」として処理
3. 「〇〇会社仮受金」として処理
4. 「未成工事受入金」として処理
5. その他（具体的に： _____)

問3 自社施工部分の原価の処理科目について

1. 「未成工事支出金」として処理
2. 「J V出資金」として処理
3. 「J V未収金」として処理
4. その他（具体的に： _____)

問4 派遣職員給与の処理科目について

1. 「未成工事支出金」として処理
2. 「J V出資金」として処理
3. 「J V未収金」として処理
4. その他（具体的に： _____)

問5 派遣職員給与の金額について

1. 協定価額
2. 実費
3. その他（具体的に： _____)

問6 派遣職員給与に含めたものについて（複数回答）

1. 給与
2. 賞与
3. 福利厚生費
4. その他（具体的に： _____)

--	--	--	--

「建設工事共同企業体（JV）」に関する実態調査」分析基礎データ

参考資料 6

本分析基礎データは、調査票の「Ⅱ章 JV工事の概要」及び「Ⅲ章 JV工事の会計処理等」の設問における各分類の回答結果である。本報告書の「Ⅱ章 特定JV」、「Ⅲ章 経常JV」の分析を行う際の基礎データである。（ただし、「乙型工事」に係る回答等も含まれている。）

Ⅱ. JV工事の概要

問1. 対象工事の請負金額	A. 公共スポンサー特定		B. 公共サブ特定		C. 公共スポンサー経常		D. 公共サブ経常		E. 民間スポンサー		F. 民間サブ	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
5千万円未満	13	2.1%	6	0.8%	14	5.6%	8	4.0%	3	1.0%	8	2.0%
5千万円以上1億円未満	30	4.8%	22	2.9%	34	13.7%	18	9.0%	9	3.1%	14	3.5%
1億円以上5億円未満	230	36.6%	179	23.7%	144	57.8%	111	55.2%	99	34.5%	84	20.9%
5億円以上10億円未満	133	21.1%	137	18.1%	46	18.5%	47	23.4%	66	23.0%	52	13.0%
10億円以上50億円未満	185	29.4%	260	34.4%	11	4.4%	16	8.0%	75	26.1%	134	33.4%
50億以上	38	6.0%	152	20.1%	0	0.0%	1	0.5%	35	12.2%	109	27.2%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問2. 対象工事の工事種別

土木工事	239	38.0%	308	40.7%	189	75.9%	144	71.6%	59	20.6%	81	20.2%
建築工事	239	38.0%	269	35.6%	36	14.5%	33	16.4%	176	61.3%	250	62.3%
設備工事	143	22.7%	171	22.6%	21	8.4%	19	9.5%	51	17.8%	67	16.7%
無回答	8	1.3%	8	1.1%	3	1.2%	5	2.5%	1	0.3%	3	0.7%
計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問3. 対象JVの形態

甲型	595	94.6%	709	93.8%	219	88.0%	171	85.1%	276	96.2%	375	93.5%
乙型	24	3.8%	43	5.7%	26	10.4%	24	11.9%	8	2.8%	20	5.0%
無回答	10	1.6%	4	0.5%	4	1.6%	6	3.0%	3	1.0%	6	1.5%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問4. 対象JVの出資割合

20%未満	2	0.3%	88	11.6%	0	0.0%	3	1.5%	0	0.0%	147	36.7%
20%超40%未満	15	2.4%	433	57.3%	13	5.2%	81	40.3%	13	4.5%	160	39.9%
40%超60%未満	209	33.2%	196	25.9%	127	51.0%	89	44.3%	101	35.2%	72	18.0%
60%超80%未満	370	58.8%	2	0.3%	77	30.9%	1	0.5%	142	49.5%	1	0.2%
80%超100%未満	3	0.5%	0	0.0%	4	1.6%	0	0.0%	19	6.6%	2	0.5%
無回答	30	4.8%	37	4.9%	28	11.2%	27	13.4%	12	4.2%	19	4.7%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

(*)分析は、「20%未満」、「20%以上50%未満」、「50%以上80%未満」、「80%以上」の分類により行った。

問5. 対象工事の工期	A. 公共スポンサー特定		B. 公共サブ特定		C. 公共スポンサー経常		D. 公共サブ経常		E. 民間スポンサー		F. 民間サブ	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1年未満	190	30.2%	129	17.1%	166	66.7%	123	61.2%	134	46.7%	117	29.2%
1年以上2年未満	288	45.8%	303	40.1%	68	27.3%	65	32.3%	95	33.1%	137	34.2%
2年以上3年未満	95	15.1%	203	26.9%	11	4.4%	7	3.5%	24	8.4%	70	17.5%
3年以上	46	7.3%	117	15.5%	1	0.4%	1	0.5%	31	10.8%	74	18.5%
無回答	10	1.6%	4	0.5%	3	1.2%	5	2.5%	3	1.0%	3	0.7%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問6. 対象JVの構成員数

2社	384	61.0%	302	39.9%	143	57.4%	100	49.8%	165	57.5%	128	31.9%
3社	179	28.5%	277	36.6%	86	34.5%	81	40.3%	74	25.8%	106	26.4%
4社	36	5.7%	91	12.0%	15	6.0%	14	7.0%	27	9.4%	60	15.0%
5社以上	21	3.3%	79	10.4%	2	0.8%	1	0.5%	20	7.0%	103	25.7%
無回答	9	1.4%	7	0.9%	3	1.2%	5	2.5%	1	0.3%	4	1.0%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問7. 対象JVの構成員の組合せ

地元同士	456	72.5%	164	21.7%	205	82.3%	136	67.7%	150	52.3%	85	21.2%
大手同士	58	9.2%	180	23.8%	7	2.8%	14	7.0%	77	26.8%	131	32.7%
地元と大手	105	16.7%	403	53.3%	34	13.7%	44	21.9%	55	19.2%	178	44.4%
無回答	10	1.6%	9	1.2%	3	1.2%	7	3.5%	5	1.7%	7	1.7%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問8. JVを結成した趣旨(複数回答)

発注者の要請	497	79.0%	569	75.3%	124	49.8%	81	40.3%	221	77.0%	313	78.1%
同業者の依頼	149	23.7%	228	30.2%	94	37.8%	88	43.8%	69	24.0%	87	21.7%
資金負担の軽減	37	5.9%	45	6.0%	29	11.6%	21	10.4%	27	9.4%	36	9.0%
危険負担の軽減	34	5.4%	39	5.2%	19	7.6%	13	6.5%	21	7.3%	26	6.5%
技術力の強化、拡充	177	28.1%	256	33.9%	129	51.8%	119	59.2%	74	25.8%	122	30.4%
合併・協業化等	9	1.4%	11	1.5%	13	5.2%	13	6.5%	2	0.7%	4	1.0%
金融機関の要請	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	6	2.1%	12	3.0%
合計	629		756		249		201		287		401	

問9. 入札価格の決定方法 構成員間で十分に協議 スポンサーが提示 サブが提示 発注者が提示 無回答 合計	A. 公共スポンサー特定		B. 公共サブ特定		C. 公共スポンサー經常		D. 公共サブ經常		E. 民間スポンサー		F. 民間サブ	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
	444	70.6%	464	61.4%	177	71.1%	137	68.2%	176	61.3%	201	50.1%
	174	27.7%	273	36.1%	67	26.9%	56	27.9%	89	31.0%	162	40.4%
	0	0.0%	4	0.5%	0	0.0%	2	1.0%	0	0.0%	3	0.7%
	2	0.3%	6	0.8%	1	0.4%	0	0.0%	17	5.9%	29	7.2%
	9	1.4%	9	1.2%	4	1.6%	6	3.0%	5	1.7%	6	1.5%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

Ⅲ. JVの会計処理等

問1. 対象JVにおいて作成した規則等(複数回答)

運営委員会規則	601	95.5%	696	92.1%	233	93.6%	187	93.0%	274	95.5%	386	96.3%
施工委員会規則	529	84.1%	589	77.9%	197	79.1%	151	75.1%	256	89.2%	352	87.8%
経理取扱規則	505	80.3%	571	75.5%	205	82.3%	148	73.6%	247	86.1%	334	83.3%
工事事務所規則	277	44.0%	391	51.7%	121	48.6%	92	45.8%	152	53.0%	235	58.6%
就業規則	379	60.3%	498	65.9%	146	58.6%	114	56.7%	204	71.1%	286	71.3%
人事取扱規則	300	47.7%	390	51.6%	156	62.7%	91	45.3%	165	57.5%	228	56.9%
購買管理規則	255	40.5%	310	41.0%	98	39.4%	0	0.0%	125	43.6%	166	41.4%
瑕疵担保責任の覚書	356	56.6%	405	53.6%	131	52.6%	91	45.3%	174	60.6%	220	54.9%
合計	629		756		249		201		287		401	

問2. 対象工事の実行予算の作成方法

各構成員が十分協議して作成	348	55.3%	368	48.7%	123	49.4%	110	54.7%	125	43.6%	163	40.6%
スポンサーが作成	267	42.4%	383	50.7%	118	47.4%	83	41.3%	158	55.1%	234	58.4%
無回答	14	2.2%	5	0.7%	8	3.2%	8	4.0%	4	1.4%	4	1.0%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問3. 対象工事が赤字となった場合の損失負担に対する事前の取り決め

協定書に明示	529	84.1%	641	84.8%	200	80.3%	161	80.1%	246	85.7%	348	86.8%
口頭でのみ取決	21	3.3%	25	3.3%	8	3.2%	5	2.5%	7	2.4%	15	3.7%
事前での取決なし	65	10.3%	76	10.1%	37	14.9%	25	12.4%	28	9.8%	32	8.0%
無回答	14	2.2%	14	1.9%	4	1.6%	10	5.0%	6	2.1%	6	1.5%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問4. 発注者が指定した下請業者数の割合

0%	87	30.3%	99	24.7%
0%超30%以下	160	55.7%	238	59.4%
30%超50%以下	19	6.6%	19	4.7%
50%超	10	3.5%	19	4.7%
無回答	11	3.8%	26	6.5%
合計	287	100.0%	401	100.0%

問5. 発注者が指定以外の下請業者の選定方法	A. 公共スポンサー特定		B. 公共サブ特定		C. 公共スポンサー経常		D. 公共サブ経常		E. 民間スポンサー		F. 民間サブ	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全て構成員の協議にて決定	314	49.9%	310	41.0%	121	48.6%	91	45.3%	111	38.7%	143	35.7%
特定金額協議、それ以外スポンサー	154	24.5%	216	28.6%	49	19.7%	38	18.9%	85	29.6%	114	28.4%
特定工種協議、それ以外スポンサー	78	12.4%	86	11.4%	31	12.4%	22	10.9%	37	12.9%	51	12.7%
全てスポンサーが決定	55	8.7%	113	14.9%	39	15.7%	31	15.4%	48	16.7%	81	20.2%
下請業者の入れにより決定	2	0.3%	3	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.3%	1	0.2%
無回答	26	4.1%	28	3.7%	9	3.6%	19	9.5%	5	1.7%	11	2.7%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問6. 下請業者との契約者	回答数	割合										
JV名義で契約	350	55.6%	368	48.7%	141	56.6%	105	52.2%	137	47.7%	175	43.6%
スポンサー名義で契約	233	37.0%	307	40.6%	88	35.3%	66	32.8%	136	47.4%	191	47.6%
サブ名義で契約	0	0.0%	21	2.8%	0	0.0%	4	2.0%	0	0.0%	9	2.2%
スポンサー、サブ名義が混在	34	5.4%	44	5.8%	14	5.6%	14	7.0%	13	4.5%	22	5.5%
無回答	12	1.9%	16	2.1%	6	2.4%	12	6.0%	1	0.3%	4	1.0%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問7. JVに係る預金口座の開設

JV名義により開設	489	77.7%
スポンサー名義の口座を新設	40	6.4%
スポンサーの既存口座を使用	90	14.3%
無回答	10	1.6%
合計	629	100.0%

	152	53.0%
	22	7.7%
	109	38.0%
	4	1.4%
	287	100.0%

問8. JV会計の独立性

問8. JV会計の独立性	回答数	割合										
JVの独立した会計組織で処理	290	46.1%	367	48.5%	111	44.6%	88	43.8%	108	37.6%	152	37.9%
スポンサーの会計組織に組み込み処理	308	49.0%	331	43.8%	126	50.6%	84	41.8%	173	60.3%	215	53.6%
構成員が個別に処理	20	3.2%	40	5.3%	9	3.6%	20	10.0%	5	1.7%	25	6.2%
無回答	11	1.7%	18	2.4%	3	1.2%	9	4.5%	1	0.3%	9	2.2%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問9. 発注者から支払われた前受金の管理

問9. 発注者から支払われた前受金の管理	回答数	割合										
JV口座で管理	358	56.9%	339	44.8%	151	60.6%	98	48.8%	98	34.1%	121	30.2%
スポンサーが管理し、構成員に分配無し	30	4.8%	49	6.5%	7	2.8%	9	4.5%	17	5.9%	32	8.0%
構成員に分配して管理	223	35.5%	357	47.2%	88	35.3%	86	42.8%	133	46.3%	190	47.4%
その他(前受金無し)	5	0.8%	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	26	9.1%	28	7.0%
無回答	13	2.1%	10	1.3%	3	1.2%	8	4.0%	13	4.5%	30	7.5%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

	A. 公共スポンサー特定		B. 公共サブ特定		C. 公共スポンサー経常		D. 公共サブ経常		E. 民間スポンサー		F. 民間サブ	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
問10. 振出した手形の名義												
スポンサー名義のものに各構成員が裏書	29	4.6%	35	4.6%	8	3.2%	6	3.0%	9	3.1%	11	2.7%
スポンサー名義	448	71.2%	537	71.0%	180	72.3%	127	63.2%	240	83.6%	301	75.1%
サブ名義	1	0.2%	39	5.2%	1	0.4%	7	3.5%	0	0.0%	21	5.2%
スポンサー・サブ名義が混在	41	6.5%	63	8.3%	18	7.2%	23	11.4%	10	3.5%	23	5.7%
その他(現金のみで手形なし)	49	7.8%	23	3.0%	19	7.6%	10	5.0%	15	5.2%	18	4.5%
その他(JV名義)	11	1.7%	4	0.5%	5	2.0%	0	0.0%	3	1.0%	4	1.0%
無回答	50	7.9%	55	7.3%	18	7.2%	28	13.9%	10	3.5%	23	5.7%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問11. 対象工事における自社の完成工事高の計上金額

総請負金額に出資割合を乗じた額	577	91.7%	730	96.6%	217	87.1%	176	87.6%	263	91.6%	387	96.5%
総請負金額	34	5.4%	5	0.7%	8	3.2%	1	0.5%	17	5.9%	1	0.2%
分担当した工事額(乙型JV)	10	1.6%	16	2.1%	20	8.0%	17	8.5%	6	2.1%	8	2.0%
無回答	8	1.3%	5	0.7%	4	1.6%	7	3.5%	1	0.3%	5	1.2%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問12. スポンサーメリットの有無

スポンサーメリットあり	390	62.0%	143	57.4%	188	65.5%
スポンサーメリットなし	216	34.3%	99	39.8%	92	32.1%
無回答	23	3.7%	7	2.8%	7	2.4%
合計	629	100.0%	249	100.0%	287	100.0%

問13. スポンサーメリットとなったもの(複数回答)

協定原価の決定権	253	64.9%	93	65.0%	111	59.0%
下請業者の選定	273	70.0%	108	75.5%	130	69.1%
自社の資機材の優先使用	224	57.4%	86	60.1%	121	64.4%
資機材等の調達に係る益金	100	25.6%	40	28.0%	49	26.1%
出資金等の利息	18	4.6%	8	5.6%	5	2.7%
設計変更、追加工事等の値増金	9	2.3%	4	2.8%	11	5.9%
合計	390		143		188	

問14. 協定原価算入基準案の作成の有無

	A. 公共スポンサー特定		B. 公共サブ特定		C. 公共スポンサー経常		D. 公共サブ経常		E. 民間スポンサー		F. 民間サブ	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
作成した基準案を作成した	443	70.4%	545	72.1%	172	69.1%	128	63.7%	231	80.5%	282	70.3%
作成なし	165	26.2%	166	22.0%	69	27.7%	60	29.9%	54	18.8%	97	24.2%
無回答	21	3.3%	45	6.0%	8	3.2%	13	6.5%	2	0.7%	22	5.5%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

問15. 協定原価に算入したものの(複数回答)

仮設据料・工具等修繕費・損耗費	496	78.9%	596	78.8%	203	81.5%	20	10.0%	245	85.4%	318	79.3%
動力燃料光熱費	480	76.3%	576	76.2%	201	80.7%	20	10.0%	228	79.4%	313	78.1%
運搬費	455	72.3%	541	71.6%	192	77.1%	18	9.0%	224	78.0%	301	75.1%
機械等経費	461	73.3%	555	73.4%	202	81.1%	20	10.0%	229	79.8%	304	75.8%
見積費用	149	23.7%	213	28.2%	57	22.9%	8	4.0%	96	33.4%	142	35.4%
衛生、安全、厚生に要する費用	457	72.7%	554	73.3%	190	76.3%	19	9.5%	209	72.8%	288	71.8%
労災等の事業主負担補償費	439	69.8%	544	72.0%	187	75.1%	22	10.9%	197	68.6%	283	70.6%
事務所等の借地借家料	470	74.7%	570	75.4%	202	81.1%	20	10.0%	223	77.7%	299	74.6%
給与・諸手当	530	84.3%	623	82.4%	224	90.0%	22	10.9%	259	90.2%	342	85.3%
賞与	220	35.0%	272	36.0%	88	35.3%	10	5.0%	138	48.1%	168	41.9%
退職給与引当金繰入額	155	24.6%	188	24.9%	58	23.3%	6	3.0%	88	30.7%	117	29.2%
社会保険料	270	42.9%	322	42.6%	128	51.4%	13	6.5%	147	51.2%	187	46.6%
職員に対する慰安等経費	278	44.2%	346	45.8%	111	44.6%	13	6.5%	135	47.0%	188	46.9%
重機・備品リース代	478	76.0%	562	74.3%	198	79.5%	19	9.5%	224	78.0%	306	76.3%
通信費・交通費・旅費	488	77.6%	583	77.1%	207	83.1%	21	10.4%	231	80.5%	314	78.3%
交際費	432	68.7%	524	69.3%	181	72.7%	18	9.0%	217	75.6%	285	71.1%
寄付金	260	41.3%	294	38.9%	112	45.0%	14	7.0%	134	46.7%	187	46.6%
補償費	344	54.7%	422	55.8%	156	62.7%	18	9.0%	167	58.2%	238	59.4%
JV各委員会等諸費用	373	59.3%	468	61.9%	150	60.2%	19	9.5%	171	59.6%	241	60.1%
各構成員の社内金利	41	6.5%	58	7.7%	18	7.2%	4	2.0%	10	3.5%	28	7.0%
構成員事務代行経費・電算処理費	439	69.8%	541	71.6%	190	76.3%	17	8.5%	225	78.4%	292	72.8%
事前経費	161	25.6%	216	28.6%	71	28.5%	11	5.5%	90	31.4%	134	33.4%
前払保証料	387	61.5%	462	61.1%	171	68.7%	19	9.5%	114	39.7%	148	36.9%
合計	629		756		249		201		287		401	

問16. 協定原価への算入が議論となったもの(複数回答)

仮設損料・工具等修繕費・損耗費
 動力燃料光熱費
 運搬費
 機械等経費
 見積費用
 衛生、安全、厚生に要する費用
 労災等の事業主負担補償費
 事務所等の借地借家料
 給与・諸手当
 賞与
 退職給与引当金繰入額
 社会保険料
 職員に対する慰安等経費
 重機・備品リース代
 通信費・交通費・旅費
 交際費
 寄付金
 補償費
 JV各委員会等諸費用
 各構成員の社内金利
 構成員事務代行経費・電算処理費
 事前経費
 前払保証料

	A. 公共スポンサー特定		B. 公共サブ特定		C. 公共スポンサー経常		D. 公共サブ経常		E. 民間スポンサー		F. 民間サブ	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
24	3.8%	23	3.0%	5	2.0%	5	2.5%	8	2.8%	12	3.0%	
3	0.5%	7	0.9%	1	0.4%	3	1.5%	2	0.7%	1	0.2%	
2	0.3%	5	0.7%	2	0.8%	2	1.0%	3	1.0%	3	0.7%	
15	2.4%	15	2.0%	6	2.4%	8	4.0%	6	2.1%	8	2.0%	
28	4.5%	42	5.6%	10	4.0%	7	3.5%	13	4.5%	27	6.7%	
5	0.8%	5	0.7%	1	0.4%	1	0.5%	1	0.3%	3	0.7%	
6	1.0%	7	0.9%	4	1.6%	4	2.0%	2	0.7%	2	0.5%	
6	1.0%	9	1.2%	4	1.6%	2	1.0%	1	0.3%	5	1.2%	
120	19.1%	157	20.8%	39	15.7%	37	18.4%	55	19.2%	67	16.7%	
31	4.9%	32	4.2%	12	4.8%	9	4.5%	11	3.8%	21	5.2%	
17	2.7%	20	2.6%	6	2.4%	6	3.0%	7	2.4%	12	3.0%	
9	1.4%	7	0.9%	2	0.8%	3	1.5%	5	1.7%	6	1.5%	
9	1.4%	12	1.6%	3	1.2%	7	3.5%	1	0.3%	6	1.5%	
4	0.6%	8	1.1%	0	0.0%	5	2.5%	1	0.3%	5	1.2%	
16	2.5%	19	2.5%	6	2.4%	5	2.5%	7	2.4%	15	3.7%	
20	3.2%	27	3.6%	6	2.4%	7	3.5%	10	3.5%	1	0.2%	
7	1.1%	17	2.2%	5	2.0%	6	3.0%	3	1.0%	5	1.2%	
12	1.9%	15	2.0%	5	2.0%	7	3.5%	1	0.3%	2	0.5%	
12	1.9%	9	1.2%	4	1.6%	4	2.0%	3	1.0%	4	1.0%	
3	0.5%	8	1.1%	2	0.8%	4	2.0%	0	0.0%	4	1.0%	
75	11.9%	93	12.3%	23	9.2%	18	9.0%	31	10.8%	2	0.5%	
24	3.8%	38	5.0%	7	2.8%	10	5.0%	15	5.2%	37	9.2%	
5	0.8%	7	0.9%	2	0.8%	2	1.0%	0	0.0%	26	6.5%	
629		756		249		201		287		401		

問17. 対象JV1において作成した会計帳簿(複数回答)

仕訳帳	377	59.9%	363	48.0%	145	58.2%	14	7.0%	160	55.7%	193	48.1%
総勘定元帳	340	54.1%	347	45.9%	131	52.6%	12	6.0%	150	52.3%	181	45.1%
月次試算表	338	53.7%	352	46.6%	119	47.8%	13	6.5%	154	53.7%	186	46.4%
月次資金収支表	354	56.3%	430	56.9%	150	60.2%	20	10.0%	158	55.1%	213	53.1%
629		756		249		201		287		401		

問18. 対象JV1において作成した財務諸表等(複数回答)

貸借対照表	267	42.4%	300	39.7%	86	34.5%	13	6.5%	133	46.3%	159	39.7%
損益計算書	440	70.0%	479	63.4%	167	67.1%	16	8.0%	228	79.4%	276	68.8%
工事原価報告書	576	91.6%	631	83.5%	233	93.6%	25	12.4%	276	96.2%	341	85.0%
資金収支表	360	57.2%	408	54.0%	143	57.4%	16	8.0%	160	55.7%	213	53.1%
附属明細書	271	43.1%	300	39.7%	113	45.4%	12	6.0%	140	48.8%	154	38.4%
629		756		249		201		287		401		

問19. 対象JVの監査の実施状況

決算案に基づき監査委員が実施	423	67.2%	483	63.9%	158	63.5%	17	8.5%	202	70.4%	267	66.6%
スポンサーからの報告のみ	166	26.4%	233	30.8%	75	30.1%	11	5.5%	79	27.5%	123	30.7%
第三者(会計士等)による監査を実施	11	1.7%	9	1.2%	5	2.0%	0	0.0%	3	1.0%	1	0.2%
無回答	29	4.6%	31	4.1%	11	4.4%	173	86.1%	3	1.0%	10	2.5%
合計	629	100.0%	756	100.0%	249	100.0%	201	100.0%	287	100.0%	401	100.0%

建設業經理研究会委員名簿

【建設業經理研究会】

氏 名	勤 務 先 ・ 所 属
小 林 進	公認会計士
◎ 東 海 幹 夫	青山学院大学 経営学部教授
中 村 義 人	公認会計士、 朝日監査法人
丹 羽 秀 夫	公認会計士、 桜友共同事務所
濱 本 道 正	横浜国立大学 経営学部教授
平 松 一 夫	関西学院大学 商学部教授
廣 本 敏 郎	一 橋 大 学 商学部教授
弥 永 真 生	筑 波 大 学 社会科学系助教授
油 谷 成 恒	公認会計士、 監査法人トーマツ

◎印座長

【会計管理研究部会】

氏 名	勤 務 先 ・ 所 属
小 林 進	公認会計士
佐々木 順	西松建設(株) 経理部副部長
東 海 幹 夫	青山学院大学 経営学部教授
○ 中 村 義 人	公認会計士、 朝日監査法人
廣 本 敏 郎	一 橋 大 学 商学部教授
松 尾 文 明	(株)松尾工務店 専務取締役

○印主査

【制度会計研究部会】

氏 名	勤 務 先 ・ 所 属
西 中 成	(株) 奥 村 組 東京支社経理部長
丹 羽 秀 夫	公認会計士、 桜友共同事務所
○ 濱 本 道 正	横浜国立大学 経営学部教授
弥 永 真 生	筑 波 大 学 経営・政策科学研究科助教授
油 谷 成 恒	公認会計士、 監査法人トーマツ
渡 辺 英 人	清 水 建 設 (株) 経理部連結経理課長

○印主査

【関西委員会】

氏 名	勤 務 先 ・ 所 属
柴 健 次	関 西 大 学 商学部教授
富 永 正 行	公認会計士、 中央青山監査法人
○ 平 松 一 夫	関西学院大学 商学部教授
山 下 博 行	(株) 新 井 組 管理本部経理部長

○印主査

「建設工事共同企業体（JV）に関する実態調査」報告書

平成12年7月 発行

【編著】建設業経理研究会

【発行】財団法人 建設業振興基金 業務第一部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12

TEL：03-5473-4576 FAX：03-5473-1593

URL：http://www.kensetsu-kikin.or.jp

E-mail：gf@kensetsu-kikin.or.jp

JOINT VENTURE

